

基本計画編

基本計画編目次

第1編 序 説..... 1

第1章 総 則..... 2

- 第1節 計画の目的..... 3
- 第2節 計画の性格..... 3
- 第3節 計画の前提..... 3

第2章 市の概況..... 5

- 第1節 地 勢..... 6
 - 1. 地勢概況..... 6
 - 2. 気象概況..... 6
 - 3. 地質概況..... 6
- 第2節 災害の記録..... 7
 - 1. 災害の記録..... 7

第3章 災害の概況..... 11

- 第1節 自然災害..... 12
 - 1. 大雨による災害..... 12
 - 2. 強風・波浪による災害..... 12
 - 3. 高潮による災害..... 12
- 第2節 火 災..... 12
 - 1. 火災の推移..... 13
 - 2. 火災の被害額、種別..... 13
 - 3. 出火の原因..... 13

第4章 防災に関し関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱..... 15

- 第1節 趣 旨..... 16
- 第2節 所掌事務又は業務..... 16
 - 1. 市..... 16
 - 2. 指定地方行政機関..... 16
 - 3. 自衛隊..... 18
 - 4. 県..... 18
 - 5. 指定公共機関及び公共的団体..... 19
 - 6. 防災上重要な施設の管理者関係..... 20
 - 7. 市民..... 20

第2編 災害予防計画..... 21

第1章 地域防災体制の確立..... 22

- 第1節 防災知識普及計画..... 23
 - 1. 防災知識の普及..... 23
 - 2. 防災知識の普及方法..... 23
 - 3. 普及する項目..... 23
 - 4. 普及の時期..... 24
- 第2節 防災訓練計画..... 24
 - 1. 長崎県総合防災訓練..... 24

2. 市総合防災訓練	24
3. 避難救助訓練	24
4. 水防訓練	25
5. 消防訓練	25
第3節 消防団の育成・強化	26
1. 消防団の育成・強化の必要性	26
2. 消防団の育成・強化の推進	26
第4節 民間防災組織の確立	26
1. 方針	26
2. 農業団体	26
3. 水産業団体	27
4. 赤十字奉仕団	27
5. 社会教育関係団体等	27
第5節 自主防災活動	27
1. 方針	27
2. 市の指導・助成	29
3. 事業所等の自主防災活動	29
4. 来訪者・観光客等に対する支援	30
5. 男女共同参画の視点の強化	30
第6節 気象業務に関する計画	30
1. 警戒レベルを用いた防災情報の提供	30
2. 特別警報・警報・注意報	31
3. キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等	36
4. 早期注意情報（警報級の可能性）	36
5. 全般気象情報、九州北部地方（山口県を含む）気象情報、長崎県気象情報	36
6. 土砂災害警戒情報	37
7. 記録的短時間大雨情報	37
8. 竜巻注意情報	37
9. 火災気象通報	37

第2章 防災業務施設の整備計画 38

第1節 災害通信業務整備計画	39
1. 災害通信網の整備	39
2. 地域有線放送設備	39
第2節 水防・消防施設等整備計画	39
1. 水防関係	39
2. 消防関係	39

第3章 災害備蓄物資の確保 40

第1節 災害備蓄物資並びに資機材の確保計画	41
1. 主要食糧・生活物資の確保	41
2. 医薬品の確保	41

第4章 形態別災害予防対策 42

第1節 災害危険区域の設定	43
1. 危険区域設定の目的	43
2. 危険区域の設定	43
第2節 火災予防計画	45
基本方針	45
第3節 危険物等災害予防計画	46
1. 危険物の災害予防対策	46

2. 火薬類の災害予防対策（火薬類取締法）	46
3. 高圧ガスの災害予防対策（高圧ガス保安法）	47
4. 電力設備の災害予防対策	49
5. 放射性物質の災害予防対策（放射線障害防止法）	51
6. 危険物積載船舶等の災害予防対策	52
第4節 都市災害予防計画	53
1. 都市の防災構造化の推進	53
2. 避難地・避難路の確保・整備	53
3. 防災拠点の確保・整備	53
第5節 建築物災害予防計画	54
1. 特殊建築物の災害予防対策	54
2. 教育施設の災害予防対策	54
3. 文化財の災害予防対策	54
4. 宅地の災害予防対策	55
第6節 道路災害予防計画	56
1. 道路の現況	56
2. 異常気象時における道路通行規制	56
3. 道路パトロール実施	56

第5章 生活福祉に係る災害予防計画 57

第1節 生活福祉に係る災害予防計画	58
1. 福祉保健部の防災体制の整備	58
2. 保健福祉事業者の災害に対する安全性の確保	58
3. 避難行動要支援者名簿と支援体制の整備	58
4. 社会福祉施設等における安全確保	59
5. 観光客・旅行者等の安全確保	60
6. 外国人の安全確保	60
7. 災害時におけるボランティア活動を支援するための環境整備	60

第6章 災害に強い町づくり計画 61

第1節 孤立防止対策	62
1. 基本方針	62
2. 主な取組み	62
3. 計画の内容	62

第3編 災害応急対策計画 64

第1章 活動計画 65

第1節 組織計画	66
1. 防災組織	66
2. 災害対策本部	66
3. 災害警戒本部	66
4. 市の災害対策系統	67
第2節 組織動員計画	68
1. 災害対策本部の設置及び解散	68
2. 災害対策要員の動員	68
第3節 自衛隊派遣要請計画	69
1. 自衛隊の活動の内容	69
2. 県内自衛隊配置及び管轄区域	70
3. 自衛隊の派遣要請	70
4. 自衛隊との連絡調整	71

5. 市の受け入れ態勢及び準備	72
6. 災害派遣の撤収要請	72
7. 地上と航空機との交信方法	73
8. 経費負担区分	73
9. ヘリコプターの離着陸地	73
第4節 労務供給計画	74
1. 技術者等の確保対策	74
2. 賃金職員等の確保対策	74
3. 災害救助法による賃金職員等の雇上げ	74
第5節 隣保互助民間団体活用計画	75
1. 実施期間	75
2. 活動範囲及び内容	75
第2章 通信及び情報収集伝達計画	76
第1節 通信施設利用計画	77
1. 市災害対策本部	77
2. NTT西日本株式会社	77
3. 通信途絶時における措置及び応急対策	77
4. 非常無線通信の運用	77
第2節 災害情報収集及び被害報告取扱計画	80
1. 実施責任者	80
2. 被害等の調査	80
3. 被害の認定基準	80
4. 被害報告の基準、種別、報告要領	83
5. 災害情報の収集通報	85
第3章 災害広報計画	86
第1節 総 則	87
1. 災害広報	87
2. 被災地域への広報	87
第4章 公安警備計画	88
第1節 総 則	89
1. 災害警備実施方針	89
2. 災害に備えての準備	89
3. 災害発生時における措置	91
第5章 都市災害応急対策計画	97
1. 災害発生直後の施設の緊急点検	98
2. 二次災害の防止対策	98
3. 震災における消防活動への支援	98
4. ライフライン施設の応急復旧	98
5. 応急仮設住宅の建築支援等	98
第6章 水防計画	99
第1節 総 則	100
第2節 水防の責任、津波における留意事項、安全配慮	100
1. 水防の責任等	100
2. 津波における留意事項	100
3. 安全配慮	101

第3節	水防組織	101
1.	対馬市水防本部	101
2.	設置基準	101
3.	組織及び事務分掌	101
第4節	水防倉庫及び水防資機材の備蓄	101
1.	水防管理団体の資機材等備蓄基準	101
2.	資機材の確保と補充	101
3.	水防倉庫の配置	101
第5節	知事が水位情報を通知及び周知する河川（水防法関係）	102
1.	対象となる河川等	102
2.	対象量水標及び指定水位	102
3.	水防警報等の伝達方法	102
4.	洪水浸水想定区域の指定及び要配慮者利用施設の避難確保計画の作成義務等	102
5.	洪水ハザードマップの整備・周知	103
第6節	水防活動	103
	市水防本部の水防配備体制	103
第7節	水防管理団体の水防体制	103
1.	水防管理団体の水防配備体制	103
2.	決壊等の通報並びに決壊後の措置	104
第8節	避難のための立退き	104
第9節	自衛隊の派遣要請	104
第10節	水防顛末報告	104
第11節	水防訓練	104
1.	実施訓練	104
2.	実施時期	104

第7章 土砂災害防止計画 105

第1節	総 則	106
第2節	災害警戒本部の設置計画	106
第3節	土砂災害危険箇所	106
第4節	土砂災害における警戒避難体制の整備	106
第5節	土砂災害警戒情報	107
1.	発表機関	107
2.	目的	107
3.	発表対象地域	107
4.	土砂災害警戒情報の作成	107
5.	土砂災害警戒情報の発表基準	107
6.	土砂災害警戒情報の伝達	108

第8章 消防活動計画 109

第1節	総 則	110
1.	消防機関の編成	110
2.	出動区分	110
3.	応援部隊の任務	110

第9章 危険物災害応急対策計画 111

第1節	総 則	112
1.	情報通信	112
2.	災害広報	112
3.	応急活動体制	113
4.	災害拡大防止	113

5. 避難措置	114
6. 救助・救急活動	114
7. 医療救護活動	114
8. 消火活動	114
9. 行方不明者の捜索及び死体の収容等	114
10. 交通規制	115
11. 自衛隊派遣要請	115

第10章 救助計画 116

第1節 災害救助法の適用に関する計画	117
1. 救助の本質	117
2. 実施機関	117
3. 救助の種類	117
4. 法適用基準	117
5. 法適用の手続	118
第2節 避難計画	118
1. 避難の勧告、指示	118
2. 避難勧告又は指示の基準	118
3. 立退きの伝達方法	119
4. 避難所の指定	119
5. 避難所の設置	119
6. 避難の周知徹底	120
7. 避難誘導及び移送等	121
8. 学校等の避難対策	121
9. 病院・社会福祉施設の避難対策	121
10. 船舶等の避難対策	122
11. 救助法による避難所の設置	122
第3節 救出計画	122
1. 救出対象者	123
2. 救出の活動	123
3. 災害救助法に基づく救出	123
第4節 死体捜索及び収容埋葬計画	124
1. 死体の捜索	124
2. 死体の処理	125
3. 死体の埋葬	125
第5節 食糧供給計画	126
1. 実施責任者	126
2. 主食の応急供給	126
3. 応急食糧緊急引渡	126
4. 災害救助法による食糧供給	126
第6節 衣料品及び生活必需品供給計画	127
1. 実施責任者	127
2. 給与の方法	127
3. 給与する品目	127
4. 給与対象者	128
第7節 給水計画	128
1. 補給水利の種別、所在、水量	128
2. 給水量	128
3. 給水方法	128
4. 給水用機材の確保	128
5. その他必要とする事項	128
6. 災害救助法による飲料水の供給	128

7. 所要人員及び配置	129
第8節 応急仮設住宅及び住宅の応急修理計画	129
1. 応急仮設住宅の設置	129
2. 住宅の応急修理	130
第9節 障害物の除去計画	130
1. 崩土、又は岩石落下の対応	130
2. 航路その他、海上交通の障害の対応	130
3. 災害救助法による障害物の除去	131
第10節 義援金品募集配分計画	131
1. 義援金品の受付	131
2. 義援品保管場所	131
3. 配 分	131
第11節 保健衛生計画	132
1. 医療救護の実施責任体制	132
2. 災害救助法の規定による医療又は助産	132
3. 県及び医療機関に対する協力要請（災害救助法の適用がない場合）	133
第12節 防疫清掃計画	133
1. 防 疫	133
2. 清 掃	134
第13節 廃棄物処理に係る防災体制と廃棄物の処理	134
1. 廃棄物処理に係る防災体制の整備	134
2. 廃棄物の処理	135

第 1 1 章 輸送及び交通対策計画 137

第1節 輸送計画	138
1. 実施機関	138
2. 輸送方法	138
3. 輸送の対象	138
4. 応援協力要請の手続	139
5. 費用の基準及び支払い	139
6. 救助法が適用された場合の緊急輸送	139
第2節 交通応急対策計画	140
1. 実施機関	140
2. 支障箇所の通報連絡	140
3. 交通規制の実施要領	141
4. 緊急通行車両の確認、標章及び確認証明書の交付	141
5. 災対法の規定に基づく交通規制の対象から除外する車両に係る取り扱い	143
6. 相互連絡	143
7. 発見者等通報（基本法第54条）	144
8. 迂回路等	144

第 1 2 章 文教応急対策計画 145

第1節 総 則	146
1. 文教施設の応急復旧対策	146
2. 応急教育実施の予定場所及び教職員の確保	146
3. 教材、学用品の調達及び給与の方法	147
4. 給食等の措置	147
5. 公民館及びその他の社会教育施設の対策	147
6. 文化財対策	147
7. そ の 他	147
8. 救助法による学用品の給与	147

第 1 3 章	水道施設災害応急対策計画	148
第 1 節	総 則	149
1.	実施機関	149
2.	応急対策要員の確保	149
3.	応急対策用資材器材の確保	149
4.	応急措置	149
第 1 4 章	公衆電気通信施設災害応急対策計画	151
1.	実施機関	152
2.	応急対策に必要な人員、資器材の確保	152
3.	応急措置	152
4.	住民への周知事項	152
第 1 5 章	海上災害応急対策計画	153
第 1 節	総 則	154
1.	非常体制の確立	154
2.	情報の収集、伝達	154
3.	警報等の伝達周知	154
4.	避難勧告・避難指示	155
5.	広報の実施	155
6.	船舶、人命の救助	155
7.	海上交通の安全確保	155
8.	緊急輸送の実施	155
9.	危険物の保安確保	156
10.	治安の確保	156
11.	通信の確保	156
12.	法に基づく応急諸業務の実施	156
第 1 6 章	農林水産物災害応急対策計画	157
第 1 節	総 則	158
1.	農作物関係	158
2.	畜産関係	158
3.	林産関係	159
4.	水産関係	159
第 1 7 章	公共土木施設災害応急対策計画	160
第 1 節	総 則	161
1.	道路施設	161
2.	海岸、港湾、漁港、河川等	161
3.	放送施設	161
4.	公園緑地	162
5.	農地、農業用施設	162
第 1 8 章	空港災害対応対策計画	163
第 1 節	総 則	164
1.	航空機災害対策本部の設置	164
2.	事故処理要領	164
3.	関係機関及び業務分担	164

第 19 章	漂流油による沿岸汚染対策計画	165
第 1 節	総 則	166
1.	海上保安部の措置すべき事項	166
2.	市における漂流油等の沿岸汚染対策指導要領	167
第 20 章	県防災ヘリコプターによる災害応急対策計画	169
第 1 節	総 則	170
1.	防災ヘリコプターの活動内容	170
2.	運航基準	171
3.	応援要請	171
第 21 章	自発的支援の受け入れ	172
第 1 節	総 則	173
1.	ボランティアに係る対策	173
第 4 編 災害復旧計画		174
第 1 章	災害復旧事業の促進	175
第 1 節	公共土木施設災害復旧事業計画	176
1.	河川公共土木施設復旧計画	176
2.	海岸公共土木施設復旧計画	176
3.	漁港公共土木施設事業復旧計画	176
4.	砂防施設事業復旧計画	176
5.	道路公共土木施設事業復旧計画	176
6.	林地荒廃防止施設事業復旧計画	176
第 2 節	農林水産業施設災害復旧事業計画	176
第 3 節	市街地災害復旧事業計画	177
第 4 節	住宅災害復旧事業計画	177
第 5 節	公立文教施設災害復旧事業計画	177
第 6 節	社会福祉及び児童福祉施設災害復旧事業計画	177
第 7 節	公立医療施設災害復旧事業計画	177
第 8 節	公用財産災害復旧事業計画	177
第 9 節	上下水道災害復旧事業計画	178
第 2 章	災害復旧事業に対する財政援助並びに資金計画	179
第 1 節	法律等による一部負担又は補助等	180
第 2 節	市の資金計画	181
1.	市の資金計画	181
2.	市の融資計画に対する福岡財務支局の措置	181
第 3 節	住宅災害の復旧対策等に関する計画	181
1.	住宅災害についての情報収集	182
2.	住宅災害の復旧対策	182
3.	前項（1）及び（2）が適用される災害の範囲	182
4.	災害公営住宅の建設	182
第 4 節	生活必需物資、復旧用資器材の確保に関する計画	182
1.	生活必需物資の確保	182
2.	復旧用資器材の確保	182

第1編 序説

第1章 総則

第1節 計画の目的

本市は、その自然的条件から、台風、豪雨、大火、地すべり、土石流等各種災害発生要因を内包しており、貴重な人命と多くの資産が災害のため失われている。

国土を保全し、地域住民の安全を確保することは、防災関係機関の基本的な責務であって、あらゆる手段、方法を用いてその万全を期さなければならない。

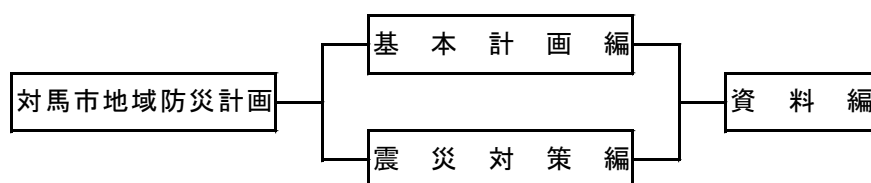
この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号、以下「基本法」という。）第42条の規定に基づき、対馬市防災会議が作成するものであって、災害の根絶を終局の目標とし、当面市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、各防災関係機関が責任の所在を明確にし、その有する機能を十二分に発揮することにより、災害の未然防止と応急対策及び災害復旧等の諸施策を明示し、これらを総合的かつ計画的に推進することによって、本市の防災体制を確立すると共に、あわせて市民の福祉の増進と市勢の発展を期することを目的とするものである。

第2節 計画の性格

この計画は、本市防災に関する基本計画であり、国の防災計画及び長崎県地域防災計画に基づいて作成したものであって、指定行政機関及び指定公共機関が作成する防災業務計画と緊密に連携を図ったものである。

この計画は、基本法及び防災関係諸法令に基づき、本市の地域にかかわる防災に関する諸施策並びに計画を総合的に網羅し、体系的に位置づけしたもので、関係機関がそれぞれの立場において実施責任を有するものである。

この計画に修正の必要があると認めるとき、又は防災に関する諸情勢の変化に伴って、合理化等の必要が生じたときは、対馬市防災会議を開き計画を修正するものとする。



第3節 計画の前提

この計画の樹立にあたっては、本市の気象、地勢、地質等地域の特性によって起こる災害を考慮し、次に掲げる規模の災害が今後、本市に発生する事を想定して策定した。

1. 台風常襲地帯としての立地的な条件から、暴風雨による影響を毎年受けることを予想する。
2. 記録的な豪雨災害は今後とも発生することを予想する。
3. 地すべり、山崩れ等の災害は多発的な傾向を辿ることを予想する。

4. 異常高潮は過去における最大記録が発生する事を予想する。
5. 集落が全焼する規模の大火及び大規模な林野火災を予想する。
6. 地震、津波による被害及び集団的に死傷者が発生する大災害を予想する。
7. 局地的災害は今後も増加するものとする。
8. 船舶の転覆、バス、航空機等の事故等により、集団的に傷病者が発生する大事故を予想する。

第2章 市の概況

第1節 地勢

1. 地勢概況

本市は、九州の北部、日本海の西に位置する島々からなり、北は対馬海峡西水道を隔てて朝鮮半島に対し、南は対馬海峡東水道を隔てて壱岐島、九州本土に面している。緯度は北端で北緯34度42分、南端では北緯34度5分であり、経度では東端で東経129度30分、西端で東経129度10分に位置する韓国に最も近い国境の市である。

人口は、(平成27年国勢調査)31,457人、世帯数は、13,393世帯である。本島は、南北約82km、東西約18kmの細長い島で、海岸は、沈降と隆起によって出来たリアス式海岸であり、その総延長は実に915kmとなっている。島の89%が山林でおおわれ、峻険な深い山が連なり、標高200m～300mの山々が海岸までせまっており、この山々から海岸線に向かう斜面は、ほとんどが急傾斜であり小河川を形成し、その河川に沿って若干の平坦地があり、海岸はところによっては高さ100mにも及ぶ断崖絶壁を呈しており、砂浜の数は多くない。このようなことから、台風等集中的な豪雨の際には、いわゆる鉄砲水による被害が続出する可能性が高い。

2. 気象概況

対馬の気候は、気温の日較差の小さい海洋性気候となっており、対馬市厳原の平年の年平均気温は16.0度と長崎市より1.4度低い。年間降水量は2,300ミリを超え、長崎市と比較しても400ミリ程多い。

梅雨時期に降水量が最も多く、7月から8月にかけての月降水量は300ミリを超える。台風は、九州本土と同様に7月から9月頃に来襲することが多い。

冬は、大陸からの寒気の吹き出しにより北西の季節風が強いが、朝鮮半島の影響により比較的晴れの日が多く、積雪することは稀である。

※各値は、1991年から2020年までの30年間の平年値による。

3. 地質概況

地質的にみると、本島は大部分が第3紀の堆積岩からなり、これを貫いて火成岩が南部の高地(厳原町内山周辺)を形作っている。

第2節 災害の記録

1. 災害の記録

本市においては、過去次のような災害が発生している。

昭和60年4月28日 旧豊玉町

昭和60年4月28日12時55分頃、住居兼倉庫から出火した火事は、付近の住宅、倉庫を類焼し、全焼10棟、5世帯が焼け出された。

現場は豊玉町の西の突端にある部落で対馬海峡からの西風及び西南西の風が一番あたるところで、海岸沿いと狭い平地に住家が密集している。火災が発生すれば部落の半数は全焼するのではないかと思われていたところである。特にこの時は、豊玉町の町民体育祭があっている最中で、消防団員もほとんどが参加している状況であったが消防署及び消防団の対応が早く、出火から鎮火まで3時間30分を要したが被害を最小限に食い止めることができた。その理由として、この日は快晴で風も弱く自然条件が良かった事と、家が密集しているため消防署、消防団が危機感をもって素早く対応したことが延焼をくい止めたものと思われる。

昭和60年6月22日

太平洋高気圧の勢力が強まり、梅雨前線が対馬海峡まで北上して停滞、また台風第5号の影響で南からの暖かい空気が流れ込み梅雨前線の活動が活発となり、長崎県地方は21日からまとまった雨が降り、特に対馬地方では大雨となった。対馬市厳原では23日の日降水量が344.0mm、24日246.5mm、27日258.0mmとなり、6月22日から28日までの一週間で1,036.5mmと年降水量の平年値のおよそ半分の降水量を観測した。

この降水量は、昭和46年の激甚災害を大巾に上回るものになったのである。大雨により町内は最悪の状態となり、河川は氾濫し、地域内は増水、床下、床上浸水、随所にガケくずれ等が発生して交通も不通になった。特に佐護川流域、仁田川の冠水状態が大きくなった。

◎ 被害状況 (旧上県町)

住家被害

半壊 2棟 床下浸水 283棟

一部破損 2棟

床上浸水 50棟

田畑の冠水 164ha

流出 18ha

文教施設

佐護校 表土流出、床上浸水

伊奈校 運動場表土流出

仁田校 運動場表土流出

診療所

佐護歯科、佐護内科 (床上浸水)

道 路 17ヶ所

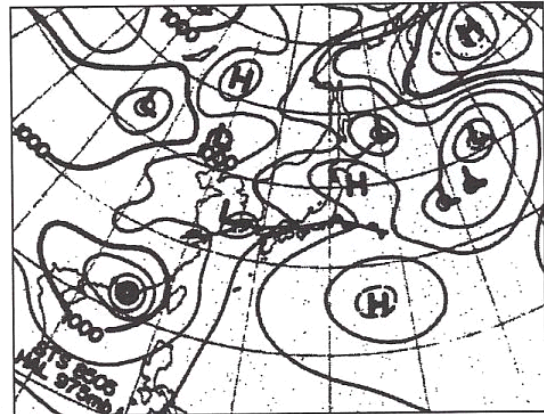
橋りょう 1ヶ所

河 川 44ヶ所

砂 防 1ヶ所

崖くずれ 20ヶ所

◎ 被害金額 10億6千万円



地上天気図 (昭和60年6月24日09時)

昭和60年6月22日 旧豊玉町

昭和60年6月22日に降り始めた雨は、梅雨前線を刺激し、6月28日まで降り続き、降り始めからの降水量は、23日24時までに33mm、24日24時までに538mm、28日の警報解除までの総降水量は849mmを記録する大雨となった。

町内は最悪の状態となり、河川は氾濫し、地域内は増水、床下、床上浸水し、随所に崖崩れ、山崩れによる避難を余儀なくされたところもあり、交通も不通になった。

被害の状況は住家一部破損3棟、床下浸水33棟、床上浸水1棟、田畑の冠水102ヶ所、流失、埋没5ヶ所、道路の決壊5箇所、河川の決壊72箇所、崖崩れ13箇所、被害額は農林水産施設6,400万円、公共土木施設58,083万円、農産被害336万円、その他の被害40万円で、被害総額64,859万円をもたらした。

昭和62年 旧豊玉町

昭和62年の台風12号の暴風雨では、夜間に本地域を通過したため人的被害はなかったものの暴風により家屋、農林水産物に多大な被害を与え、特に森林(立木)被害についてはいままでに例のないものであった。また、時間が満潮時と遭遇していたなら高潮による被害も相当なものと考えられる。

平成3年7月29日 旧豊玉町

暴風雨による被害（平成3年7月29日）

中型で強い台風9号は、東シナ海を北上して対馬を暴風域に巻き込み、対馬西側を通過して、日本海へ進んだ。このため、7月29日の夜半から30日の早朝にかけて豊玉町でも暴風雨による被害が発生した。特に29日の夜半にかけては、最大瞬間風速は44.9メートルを記録し、港湾の決壊、家屋の一部破損や、いたる所で屋根瓦が飛ぶ被害が出たほか、海上では特に小型船舶の被害と、水産施設及び水産関係に大きな被害をもたらした。

被害の状況は、家屋一部破損が133棟、非住家が38棟、港湾5箇所、崖崩れ5箇所、被害船舶63隻、停電287戸で農林水産施設を中心に被害は多額に上った。

平成11年8月26日～27日 旧峰町

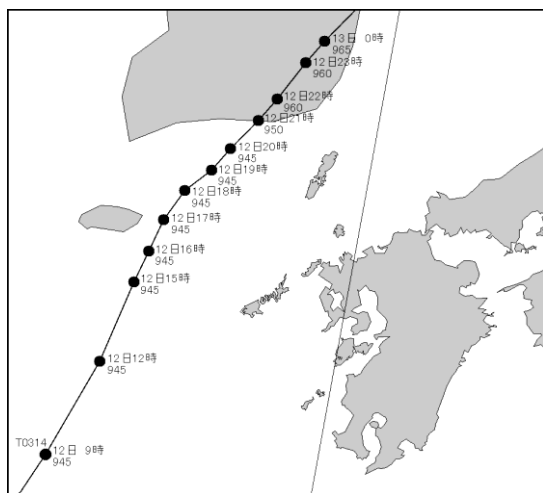
大雨は降水量182ミリ、1時間最大80.5ミリを記録した。河川流域が短いこと、また河川幅員がないこともあり増水により田畑の冠水、崖崩れ、河川災害等の被害が発生した。

平成15年9月12日（台風第14号）

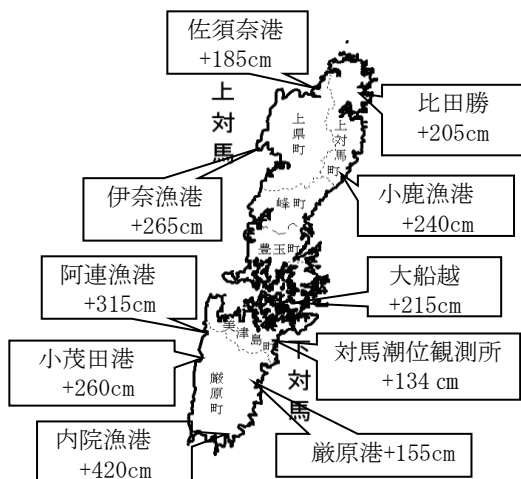
気象概況

平成15年台風第14号は、9月11日03時に宮古島付近で中心付近の気圧910hPa、最大風速55m/sの猛烈な台風が発達した。その後台風は、東シナ海を北に進み、12日15時には五島市の西約160km付近の東シナ海を北上し、12日20時頃、対馬に最も接近して厳原の西北西約120kmの対馬海峡を北上した。この時の台風の勢力は強い台風で、中心気圧945hPa、中心付近の最大風速は40m/s、風速25m/s以上の暴風半径は南東側130km、北西側110kmで、12日21時頃、大韓民国釜山市の西60km付近に上陸し、13日02時頃日本海西部に抜けた。

この台風による高潮と高波により、対馬西岸を中心に浸水害などが多発した。



台風第14号の経路図 2003年9月12日



対馬市各港の高潮の高さ（平均海面上）

令和元年7月18日～22日（7月18日からの大雨及び台風第5号）

気象概況

対馬海峡付近に梅雨前線が停滞し、前線に向かって台風第5号からの暖かく湿った空気が流れ込んだ。また大型の台風第5号は、18日から20日にかけて東シナ海を北上し、21日には朝鮮半島を通過して日本海に進んだ。長崎県では18日から22日にかけて局地的に猛烈な雨が降り、20日8時40分、対馬市美津島付近で、10時30分に五島市付近で記録的短時間大雨となる約110ミリの雨を解析した。

また、20日10時05分に五島（五島市、新上五島町、小値賀町、佐世保市（宇久地域）、西海市（江島・平島））・対馬市に警戒レベル導入後初となる警戒レベル5相当情報の大雨特別警報が発表された。大雨特別警報は15時10分に五島が、16時10分に対馬市が解除された。

降水状況

	厳原	美津島	鰐浦
総降水量	476.5 ミリ	391.0 ミリ	332.0 ミリ
最大48時間降水量	401.0 ミリ	341.5 ミリ	276.5 ミリ
最大日降水量	288.5 ミリ	264.0 ミリ	149.5 ミリ

注) 総降水量は18日から22日
最大48時間降水量は20日
最大日降水量は、厳原、美津島は20日、
鰐浦は19日
(長崎地方気象台の発表資料による)

◎ 被害状況

- ・住家被害: 床上浸水6棟(厳原町3、美津島町1、上県町2)
床下浸水19棟(厳原町3、美津島町3、豊玉町1、峰町1、上県町11)
- ・道路被害: 11件(がけ崩れ7、冠水4)
- ・避難状況: 避難所開設数16カ所、避難者数84世帯182名

令和元年9月21日～23日（台風第17号）

気象概況

9月19日に沖縄の南で大型の台風として発生した台風第17号は発達しながら北上、21日には暴風域を伴って宮古島の東海上を通過して東シナ海に進んだ。台風はやや発達しながら東シナ海を北上し、進路を北東に変えて22日朝には長崎県五島に接近、その後、長崎県から山口県にかけての北岸部にかなり接近しながら北東進し、23日には日本海に進んで温帯低気圧となった。

対馬市では21日から22日にかけて局地的に非常に激しい雨が降り、22日19時49分に「対馬市では、50年に一度の記録的な大雨」の情報が発表された。21日から23日までの総降水量は、美津島313.5ミリ、厳原306.0ミリ、鰐浦124.5ミリを観測した。美津島では日降水量が289.0ミリで観測史上1位を更新、厳原と美津島では9月の最大24時間降水量と最大48時間降水量の極値を更新した。

降水状況

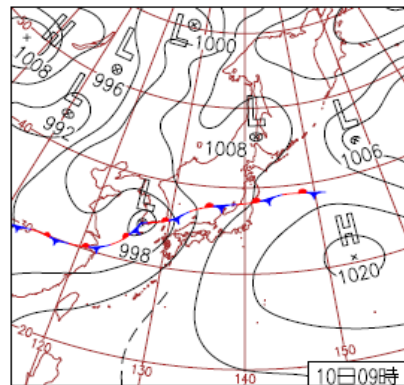
期日	厳原	美津島	鰐浦
9月21日	13.0 ミリ	20.5 ミリ	9.0 ミリ
9月22日	290.0 ミリ	289.0 ミリ	114.0 ミリ
9月23日	3.0 ミリ	4.0 ミリ	1.5 ミリ
計	306.0 ミリ	313.5 ミリ	124.5 ミリ

(アメダスの降雨量等による)

◎ 被害状況

- ・住家被害: 床上浸水95棟(厳原町16、峰町2、上県町75、上対馬町2)
床下浸水146棟(厳原町38、美津島町7、峰町9、上県町80、上対馬町12)
- ・道路被害: 32件(護岸崩壊1、がけ崩れ5、冠水21、倒木5)
- ・水道被害: 水道管が破損し、厳原町佐須地区(307世帯)で22日から23日にかけて断水⇒自衛隊による給水支援
上県町(佐護、仁田地区)で浸水のため一時的な断水
- ・電力被害: 電線への倒木等により、市内(美津島町を除く)の1,343世帯で22日から23日にかけて停電
- ・避難状況: 避難所開設数12カ所、避難者数67世帯116名

令和2年7月10日の大雨



気象概況

梅雨前線が対馬海峡を通過して東北にのび、前線上の低気圧が日本海に進み、西日本から東北は雨となった。

特に九州を中心として非常に激しい雨となった。

降雨状況

対馬市では、10日午前3時57分に大雨警報が発表され、10日夕までの24時間降水量が、厳原町259ミリ、美津島町雑知233ミリ、大船越343ミリ、上対馬町小鹿で209ミリを記録した。

特に、大船越では1時間当たりの最大降水量が77ミリという猛烈な雨となった。

10日(金)九州で非常に激しい雨

◎ 被害状況

- ・人的被害: 死者1名(美津島町)
- ・道路被害: 3件(冠水2、がけ崩れ1)

◎ 避難状況

避難所開設数5カ所(下対馬)、避難者数2世帯3名

令和2年9月2日～3日（台風第9号）



気象概況

大型で非常に強い台風第9号は、東シナ海を北北東に進み、9月2日から3日にかけて非常に強い勢力を維持したまま九州に接近した。

九州は、猛烈な風、しけ、非常に激しい雨や高潮などに見舞われた。

対馬市には、9月2日夜に中心気圧が約950hPaの勢力を保って最接近し、厳原町46.2メートル、美津島町42.7メートル、上対馬町鰐浦44.8メートルの瞬間最大風速を記録するとともに、2日から3日にかけて、厳原町29.0ミリ、美津島町23.5ミリの降雨となった。

◎ 避難状況

避難所開設数18カ所(対馬全域)、避難者数84世帯119人

数字は日付、○は午前9時●は午後9時の位置 【被害状況は台風10号と合算して記載】

令和2年9月6日～7日（台風第10号）



気象概況

台風第10号は、九州の西海上を北に進み、9月6日から7日にかけて大型で非常に強い勢力で長崎県を通過した。

九州の台風が接近した地域では、記録的な暴風、高波、高潮となり、台風が接近した地域ばかりではなく、台風から離れた地域の太平洋側でも、非常に激しい雨が降った。

対馬市には、9月7日朝に中心気圧が約955hPaの勢力で最接近し、美津島町 44.2メートル、上対馬町鰐浦 48.9メートルの観測史上1位、厳原町でも 43.1メートルの瞬間最大風速を記録するとともに、6日から7日にかけて、厳原町 87.0ミリ、美津島町 76.5ミリの激しい雨となった。

また、接近が台風第9号通過から間もないことと、メディアでの避難推進報道により、過去最多となる避難者数となった。

◎ 避難状況

避難所開設数52カ所（対馬全域）、避難者数777世帯1,500人

（厳原町12カ所306世帯581人、美津島町6カ所92世帯216名、豊玉町11カ所104世帯245人、峰町6カ所106世帯171人、上県町6カ所28世帯49人、上対馬町11カ所141世帯238人）

◎ 被害状況【台風第9号と合算】

・人的被害：負傷者（鼻部裂創）1名（上対馬町）

・住家被害：全壊1棟（厳原町）、半壊1棟（上対馬町）、準半壊1棟（厳原町）、一部損壊27棟（厳原町23、美津島町2、上県町1、上対馬町1）

・船舶被害：転覆13隻、損壊36隻（いずれも漁船）

・道路被害：19件（建物崩壊、がけ崩れ、冠水、倒木）

・水道被害：断水134世帯（水道管破損、停電によるポンプ不具合）

・電力被害：9月2日～3日 8,840戸、9月7日 14,100戸

・その他

屋外拡声局11カ所（倒壊、断線）、体育館屋根の破損3カ所（久田中学校、南小学校、東小学校）、臨海道路歩道損壊（厳原町久田道）、浮棧橋連絡橋水没（厳原港）

第3章 災害の概況

第1節 自然災害

本市の災害は豪雨、台風等のいわゆる自然の異常現象及び火災等によってもたらされているものである。そのうち、本市における最も代表的なものは豪雨、台風来襲に伴う暴風雨による災害である。

こうした災害は民生と産業に大きな影響を与えており、社会開発の進展につれ新しい災害も予想される。

1. 大雨による災害

対馬の過去の水害事例における気象要因の多くは、前線活動の活発化に伴うことが多い。特に、梅雨前線が対馬海峡に停滞し前線上を低気圧が通過するときに大雨となる。

九州北部地方の梅雨入り・梅雨明けの平年値は、それぞれ6月4日ごろと7月19日ごろである。

特に梅雨末期には大雨が降りやすい。また、台風によって大雨が降ることも多い。

対馬の地形は、至る所に山岳・丘陵が起伏して平野に乏しく川幅が狭い。このため、土砂災害や溢水による浸水害が多い。

2. 強風・波浪による災害

台風のまわりでは反時計回りの風が吹いており、中心に近いほど風が強い傾向がある。

また、台風接近時には波の高さが6mを超えることもある。低気圧や強い冬型の気圧配置の影響により、強風・高波が起きることもある。

なお、地形の影響のため、同じ市内でも場所によって風の向きや強さが異なる場合もあるので注意しなければならない。

強風・高波により、建物・防波堤の損壊や海難などが発生するおそれがある。

台風が九州北部に接近（上陸を含む）する数は、年間平均3.8個である。

3. 高潮による災害

台風が接近して気圧が低くなると海面が持ち上がる（吸い上げ効果）。また、強風が沖から海岸に向かって吹くと、海水が海岸に吹き寄せられて海岸付近の海面が上昇する（吹き寄せ効果）。このようにして起こる海面の上昇を高潮と呼ぶ。大潮の満潮時に台風の接近による高潮が重なれば特に注意が必要だが、高潮の被害は満潮時以外にも発生している。

また、南に開いた湾では、台風が西側を北上する場合、南風が吹き続けるので特に高潮が発生しやすい。高潮により浸水や建物・船舶の損壊などが起きるおそれがある。

第2節 火災

過去10年間において、火災が最も発生したのは、平成29年の25件であり、損害額を見ても平成29年が多い。令和4年中の火災では、**たき火やストーブ等**が主な出火原因となっている。

1. 火災の推移

本市における、過去10年の火災発生状況は、次のとおりである。

過去10年の火災発生状況 (単位：件)

年別 町別	25	26	27	28	29	30	31 ・ 元	2	3	4	年平均
巖原町	8	4	4	5	6	6	7	2	4	5	5
美津島町	5	6	4	3	3	5	3	2	3	5	4
豊玉町	2	1	2	1	3	5	1	2	0	2	2
峰町	3	2	0	1	5	3	1	1	5	0	2
上県町	2	1	1	2	1	0	2	2	4	3	2
上対馬町	3	1	5	0	2	0	2	1	1	1	2
計	23	15	16	12	25	19	16	10	17	16	17

資料：消防年報等より

2. 火災の被害額、種別

本市における、過去10年間の町別火災損害額状況は、次のとおりである。

過去10年間の町別火災損害額状況 (単位：千円)

年別 町別	25	26	27	28	29	30	31 ・ 元	2	3	4	平均(10年)
巖原町	24,856	3	11,143	5,644	18,193	1,711	3,337	0	175	4,021	6,908
美津島町	52	8,212	146	5,010	28,701	119	1,693	2,500	2,065	4,127	5,263
豊玉町	72	100	671	8,732	18,036	2,392	20	3,088	0	3,124	3,624
峰町	383	676	0	0	1,679	279	0	220	32,445	0	3,568
上県町	2,190	88	0	4,709	541	0	405	0	16,567	1,697	2,620
上対馬町	20	8,448	168	0	36	0	2,414	3	0	58	1,115
計	50,542	17,527	12,128	24,095	67,186	4,501	7,869	5,811	51,252	13,027	23,097

資料：消防年報等より

3. 出火の原因

これらの出火原因は、人々の火災に対する不注意や気の緩みからくると思われるものが大半を占めている。近年、暖房器具等の電気製品が普及し、これら製品に関係する火災発生が懸念される。また、建物火災のうち住宅火災の発生率が高く、逃げ遅れ、早期発見のため住宅用火災警報器の設置や、被害を最小限に食い止めるため初期消火設備の充実と備えが必要で、さらに住民への一層の防火意識の啓発を行わなければならない。

令和4年の原因別火災発生状況

(単位：件、円)

		合計	たき火	コンロ	風呂かまど	ストーブ	たばこ	火遊び	放火	灯火	電灯等の配線	不明	その他	
火災件数	合計	16	3	0	0	1	1	0	0	0	0	4	7	
	内訳	建物	9				1	1					3	4
		林野	1											1
		その他	6	3									1	2
焼損棟数	全焼	5										5		
	半焼	1											1	
	部分焼	3				1	1						1	
	ぼや	3										1	2	
焼損面積	建物 (㎡)	328				2						305	21	
	林野 (a)	2											2	
死傷者	死者	0												
	負傷者	4					1					3		
損害額		13,027				28	31					9,371	3,597	

資料：消防年報等より

第4章 防災に関し関係機関の処理すべき 事務又は業務の大綱

第1節 趣旨

本市の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため防災に関し、関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりである。

第2節 所掌事務又は業務

1. 市

- (1) 対馬市防災会議に関する事務
- (2) 防災に関する組織の整備
- (3) 防災に関する訓練の実施
- (4) 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備並びに点検
- (5) 防災施設の新設、改良及び復旧の実施
- (6) 消防、水防その他の応急措置
- (7) 警戒避難体制の整備
- (8) 警報の伝達及び避難の勧告又は指示
- (9) 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査
- (10) 被災者の救難、救助その他保護
- (11) 被害を受けた児童及び生徒の応急教育
- (12) 清掃、防疫その他保健衛生
- (13) 緊急輸送の確保
- (14) 災害復旧の実施
- (15) 被災時における文教対策
- (16) その他災害の発生の防衛又は拡大防止のための措置

2. 指定地方行政機関

- (1) 財務省福岡財務支局（長崎財務事務所）
災害時における財務金融対策並びに関係機関との連絡調整に関すること。
- (2) 総務省九州総合通信局
 - ア 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の統制監理
 - イ 災害地域における電気通信の確保のための応急対策及び非常通信の運用監理
 - ウ 災害地域における電気通信施設の被害状況調査
 - エ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の貸与
 - オ 各種非常通信訓練の実施又は指導
 - カ 非常通信協議会の育成指導

- (3) 農林水産省九州農政局長崎地域センター
 - 管内の米穀保管在庫数量の把握に関すること
- (4) 厚生労働省長崎労働局（対馬労働基準監督署）
 - ア 大型二次災害を誘発する恐れのある事業場に対する災害予防の指導
 - イ 事業場等の被災状況の把握
 - ウ 被災事業場用救急薬品の確保等援助措置
 - エ 操業再開時における労働災害防止のための監督指導
 - オ 災害復旧工事などにおける労働災害防止のための監督指導
- (5) 国土交通省九州地方整備局
 - ア 災害予防
 - (ア) 所管施設の耐震性の確保
 - (イ) 応急復旧用資機材の備蓄の推進
 - (ウ) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施
 - (エ) 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の制定
 - イ 応急・復旧
 - (ア) 防災関係機関との連携による応急対策の実施
 - (イ) 路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保
 - (ウ) 所管施設の緊急点検の実施
- (6) 国土交通省九州運輸局（長崎運輸支局）
 - ア 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う
 - イ 海上における物資及び旅客の輸送を確保するため船舶の調達のあっせん、特定航路への就航勧奨を行う
 - ウ 港湾荷役が円滑に行われるよう必要な指導を行う
 - エ 緊急海上輸送の要請に速やかに対応できるよう、船舶運航事業者等との連絡体制を強化し、船舶動静の把握及び緊急時の港湾荷役体制の確保に努める
 - オ 特に必要と認めるときは、船舶運航事業者若しくは港湾運送事業者に対する航海命令又は公益命令を発する措置を講ずる
 - カ バス等の安全運行の確保に必要な指導・監督を行う
 - キ 自動車道の通行の確保に必要な指導・監督を行う
 - ク 陸上における物資及び旅客輸送を確保するため、自動車の調達のあっせん、輸送の分担、迂回輸送、代替輸送等の指導を行う
 - ケ 緊急陸上輸送の要請に速やかに対応できるよう、関係運送事業者団体及び運送事業者との連絡体制を確立し、緊急輸送に使用しうる車両等の把握及び緊急時の出動体制の整備に努める
 - コ 特に必要があると認めるときは、自動車運送事業者に対する輸送命令を発する

(7) 第七管区海上保安本部（対馬海上保安部）

- ア 避難の援助及び勧告並びに警報等の伝達に関する事
- イ 海難の救助及び危険物等の海上流出対策に関する事
- ウ 人員及び救助物資の緊急海上輸送に関する事
- エ 海上交通の安全確保及び海上の治安の維持に関する事
- オ 海上の流出油に対する防除措置に関する事

(8) 長崎地方気象台

- ア 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う
- イ 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う
- ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める
- エ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う
- オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める

3. 自衛隊

(1) 陸上自衛隊対馬警備隊

災害時における、人命、財産の救援助及び応急復旧活動支援

(2) 海上自衛隊佐世保地方隊（対馬防備隊）

災害時における、人命、財産の救援助及び応急復旧活動支援

(3) 航空自衛隊西部航空方面隊（第19警戒隊）

災害時における、人命、財産の救援助及び応急復旧活動支援

4. 県

(1) 長崎県地域防災計画に掲げられている掌握事務

(2) 市町及び防災関係機関の災害事務及び業務実施についての総合調整

(3) 長崎県（対馬振興局）

ア 公共土木施設に対する応急措置や新設、改良並びに災害復旧

(4) 対馬保健所

災害時における管内区域の保健衛生指導

(5) 長崎県警察（対馬南警察署・対馬北警察署）

ア 災害時における住民の避難誘導及び救助

イ 被害に関する情報の収集、伝達及び被害調査

ウ 犯罪の予防、交通規制その他災害地における社会秩序の維持

エ 行方不明者の捜索、死体の検視

オ 防災関係機関との連携

5. 指定公共機関及び公共的団体

(1) 指定公共機関

- ア 西日本電信電話株式会社 長崎支店
電気通信設備の保全と災害時における非常通話の調整
- イ 日本銀行（長崎支店）
災害時における金融機関の災害応急対策
- ウ 日本赤十字社（長崎県支部）
(ア) 災害時における医療、助産及び死体の処理の実施
(イ) 災害時における各種団体、個人が協力する活動の連絡調整
(ウ) 救援物資及び義援金等の募集業務
- エ 日本放送協会（長崎放送局）
気象予報警報等の放送による周知徹底及び防災知識の普及
- オ 日本通運(株)（長崎支店）
災害時に貨物自動車による救助物資等の輸送の確保
- カ 九州電力送配電株式会社 対馬配電事業所、豊玉発電所
(ア) 災害時における電力供給の確保
(イ) 被災施設の応急対策及び災害復旧

(2) 公共的団体

- ア 対馬市医師会
被災者に対する医療、助産、看護等活動
- イ 対馬市歯科医師会
被災者への口腔ケア、歯科治療及び個人識別
- ウ 対馬交通(株)
災害対策用物資等の輸送手段の確保
- エ 九州郵船(株)
災害対策用物資等の応急輸送対策への協力
- オ 新聞社支局等（朝日・読売・西日本・長崎・対馬新聞）
災害状況及び災害対策に関する報道
- カ 対馬漁業無線局
漁船等に対する海象予警報、災害情報等の伝達
- キ J A R L 対馬クラブ
災害時の無線通信による援助
- ク 対馬市社会福祉協議会
(ア) 市災害対策本部が行う避難及び応急対策への協力
(イ) 被災者の保護及び救援物資の配布
(ウ) 災害ボランティアセンターの運営

- (エ) 生活福祉資金の貸付に関する相談窓口
- ク 対馬市商工会
 - (ア) 市が行う商工関係被害調査及び応急対策への協力
 - (イ) 救助用物資、復旧資材の確保について協力
- ケ 対馬市各漁業協同組合
 - 災害情報等の伝達及び共同利用施設の災害対策
- コ 対馬農業協同組合
 - (ア) 農作物の災害応急対策の指導
 - (イ) 市が行う被害調査及び応急対策への協力
- サ ガス供給機関
 - (ア) ガス供給施設の耐災整備
 - (イ) 被災地に対する燃料供給の確保
 - (ウ) ガス供給施設の被害調査及び復旧
- シ 長崎県共同募金会
 - (ア) 小災害見舞金の給付
 - (イ) 義援金募集

6. 防災上重要な施設の管理者関係

- (1) 医療機関・福祉施設の管理者
 - ア 避難施設等の整備及び避難訓練の実施
 - イ 避難時に対する入院患者・入所者等の保護及び誘導
- (2) 学校法人の管理者
 - ア 避難設備等の整備及び避難訓練の実施
 - イ 災害時における応急教育計画の確立及び実施
- (3) 金融機関
 - 被災事業者、個人に対する資金融資手続の指導等
- (4) 危険物、高圧ガス施設の管理者
 - ア 防護施設等の整備及び点検
 - イ 災害時における危険物等の安全管理の徹底

7. 市民

- (1) 災害に対する知識の向上を図り、家庭内における話し合いを行う
- (2) 災害時の避難場所の確認
- (3) 必要に応じた生活必需品の備蓄
- (4) 自主防災組織への参加

第2編 災害予防計画

災害予防計画は、防災関係の事業又は業務の整備を行い、災害を未然に防止し、また、その被害を最小限度に防止することを目標としている。

第1章 地域防災体制の確立

第1節 防災知識普及計画

防災関係職員及び一般住民に対し、災害予防又は災害応急措置等防災知識の普及徹底を図り、より効果的な災害対策の実施に努めるものとする。その際は、要配慮者への対応や、被災時の男女のニーズの違い等にも留意する。また、災害発生後に、避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。

要配慮者…高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦その他の特に配慮を要する人

1. 防災知識の普及

防災知識の普及は、災害予防又は災害応急措置の実施の任のある機関が、それぞれ普及を要する事項について行うものとする。

2. 防災知識の普及方法

防災知識の普及は、次の方法で行うものとする。

- (1) ケーブルテレビ、広報、チラシによる普及
- (2) 広報車の巡回及びスライド等による普及
- (3) その他講習会等による普及
- (4) ホームページによる普及

3. 普及する項目

普及に当たっては、徹底を図る必要のある事項を重点的に普及するものとし、おおむね次のとおりとする。

- (1) 防災気象知識及び危険物に関する知識
- (2) 地域防災計画の概要
- (3) 災害予防措置
 - ア 火災予防の心得
 - イ 台風襲来時の家屋の保全方法
 - ウ 雨期への備え
 - エ 地震・津波の心得
 - オ 農作物の災害予防事前措置
 - カ 船舶等の避難措置
 - キ その他
- (4) 災害応急措置
 - ア 災害対策の組織、編成、分掌事務
 - イ 災害の調査及び報告の要領、連絡方法
 - ウ 防疫の心得及び消毒方法、清潔方法等

エ 災害時の心得

- (ア) 災害情報の聴取並びに聴取方法
- (イ) 停電時の照明
- (ウ) 非常食糧、身の廻り品等の整備及び貴重品の取扱
- (エ) 屋根、雨戸等の補強
- (オ) 排水溝の整備
- (カ) 避難に関わる用語の意味と内容
- (キ) 避難の方法、場所、時期
- (ク) 火気の始末

(5) その他災害の態様に応じてとるべき手段、方法等

4. 普及の時期

防災知識の普及時期は、その内容によって最も効果のある時期を選んで行うものとする。学校における、消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育も効果的である。

第2節 防災訓練計画

訓練は、各種災害の発生に備え、防災関係機関相互の緊密な連絡を確保すると共に、救助・救護活動、避難誘導活動、水防作業等実践的かつ総合的な訓練を実施することにより有事即応の態勢を確立することを目的とする。なお、訓練区分は次のとおりとする。

1. 長崎県総合防災訓練

(1) 県の総合訓練が、県内7ブロックに分けて「資料編 訓練順位指定表」により実施されている。なお、県の訓練区指定表は「資料編 訓練区指定表」のとおりである。

対馬訓練区で行われる場合は、市及び市消防団は全面的に協力する。

(2) 県の総合訓練が他ブロックで開催される場合において、市の防災関係者、市消防団員を派遣し、技術の習得につとめる。

訓練区指定表 ----- 資料編 5-1

訓練順位指定表 ----- 資料編 5-2

2. 市総合防災訓練

管内防災関係諸機関と連携し、総合訓練及び情報伝達訓練等の実施を図るとともに、関係機関の諸訓練に積極的に参加することにより、災害時の即応態勢の確保に努める。

3. 避難救助訓練

避難訓練は、避難の勧告、避難所の開設等に伴う計画及び実施については市長が行い、避難誘導訓練は、生命、身体、財産の保護を責務とする警察とも充分連携して行う。

4. 水防訓練

水防作業は、暴風雨下に、しかも夜間に行動する機会が多いので、主として次の事項について訓練を実施する。

- (1) 観測訓練 水位、雨量
- (2) 通報訓練 電話無線・各地区内放送により伝達
- (3) 動員訓練 消防団の動員、地域住民の応援
- (4) 輸送訓練
 - ア 安全地域への輸送、物資材等の輸送
 - イ その地域の災害に合った応急処置
 - ウ 被害者の誘導
- (5) その他

5. 消防訓練

消防訓練は、市で行う総合訓練と、地域的に行う自主的訓練に区分して実施する。

- (1) 総合訓練
 - ア 応援出動訓練
 - イ 通信、情報、連絡各訓練
 - ウ 避難・救助訓練
- (2) 自主的訓練
 - ア 非常招集訓練
 - イ 火災想定消火訓練
 - ウ 避難訓練
 - エ その他
- (3) 訓練細目
 - ア 消防用機械器具操法訓練
 - イ 消防用機械運用訓練
 - ウ ポンプ操法訓練
 - エ 非常招集訓練
 - オ 人命救助訓練
 - カ 飛火警戒訓練
 - キ 通信連絡訓練
 - ク 出動訓練
 - ケ その他

第3節 消防団の育成・強化

1. 消防団の育成・強化の必要性

消防団は、常備消防とともに地域社会における消防防災の中核として救出救助、消火等をはじめとする防災活動において重要な役割を果たしている。

しかし、近年の消防団は団員数の減少、高齢化、サラリーマン化等の問題を抱えており、その育成・強化を図ることが必要となっている。

2. 消防団の育成・強化の推進

市は、次の観点から消防団の育成・強化を図り、地域社会の防災体制の推進を図る。

(1) 消防団員の能力活用

消防団の知識・技能等は、地域社会にとって有用なものであることから、これらを地域社会に広め、地域住民の消防団活動に対する理解を推進し、ひいては消防団への参加、協力への環境づくりを進める。

(2) 消防団への加入促進

消防団への加入者が減少の傾向にあることから、事業所への協力要請及び女性消防団員の加入促進等を通じて消防団への加入を促進する。

また、消防団員の資質向上を図るため、教育・訓練の充実を図る。

(3) 学校における防災教育

学校において、消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育を行うにあたり、使用する教材などの情報の提供に努める。

第4節 民間防災組織の確立

1. 方針

災害時における被害の認定、食糧、飲料水等生活必需物資の配給、罹災者の安否確認、遺体の搜索収容、身元確認、避難立退きの受入れ、非常炊き出し、応急復旧作業等の災害応急活動は、県、市等の行政機関だけではなく、民生委員等の民間協力機構や農協、漁協、赤十字奉仕団、PTA、婦人会、青年団等公共的団体の協力によりはじめて成果が期待出来るものである。

このため、これらの組織及び団体を積極的に防災協力機構として組織化するとともにその性格、住民感情、地理的環境等を充分考慮の上、具体的な役割を付与し、もって災害応急活動が効率的に処理できるよう協力体制の確立に努めるものとする。

2. 農業団体

災害時において、被災農林業者等が緊急に必要とする資金の融通、資機材の供給等を行うため、対馬市農業協同組合を協力団体として依頼し、育成強化を図るものとする。

3. 水産業団体

災害時において、被災水産業者等が緊急に必要なとする資金の融通、資機材の供給等を行うため、市内各漁業協同組合を協力団体として依頼し、育成強化を図るものとする。

4. 赤十字奉仕団

災害時における炊出し、物資の配給、保健衛生、その他罹災者の保護活動の協力団体として育成助長を図るものとする。

5. 社会教育関係団体等

防災思想を普及し、災害時における危険を伴わない軽易な作業に協力を得るため、PTA、婦人団体、青年団体、少年団体等の育成指導を行う。

第5節 自主防災活動

1. 方針

地域の防災対策を効果的に行い、「自らの地域は皆で守る」ためには、地域において、住民が広く自主防災組織を作り、平常時の活動の中から、災害発生の際の有効適切な活動が行われるようにしておくことが重要である。その際、女性参画の促進を求める。

市は、自主防災組織の組織化に積極的に取り組むと共に、既存の組織にあっては、市と協力して防災活動を行うものとする。

(1) 平常時から実施する事項

- ア 防災に関する知識の普及
- イ 地域における災害危険箇所の把握及び危険度の理解
- ウ 家庭内の防災に関する話し合い
- エ 各地域における避難地、避難路の確認
- オ 石油ストーブ、ガス器具等の対震自動消火等火災予防措置の実施
- カ 家屋の補強及びブロック塀などの倒壊防止
- キ 家具類等、家の中の落下転倒危険物の対策
- ク 飲料水、食料、日用品、医療品等生活必需品の備蓄
- ケ 最寄りの医療救護施設の確認
- コ 各地域の要配慮者及び避難支援の方法の確認

(2) 災害発生時に実施する事項

- ア 適切な避難
- イ 初期の救出、救助
- ウ 負傷者の応急手当及び軽傷者の救護
- エ 火災予防措置及び初期消火の実施

オ 飲料水、食糧、燃料他非常持出品の準備

カ 災害情報の正確な把握

キ 自力による生活手段の確保

(3) 自主防災組織の組織化

市は、対馬市地域防災計画に自主防災組織の整備計画を定め、その役割及び活動、市の行う指導方針を具体的に明らかにするとともに、組織化における年次計画を策定するものとする。

(4) 組織の編成単位

住民の防災活動推進上最も適正な地域を単位として編成し、その設置においては、下記事項に留意のうえ、市が住民と協議して実施するものとする。

ア 住民が真に連帯感に基づいて、防災活動を行うことが期待できる規模であること

イ 住民の基礎的な日常生活圏域としての一体性をもっている地域であること

(5) 組織づくり

既存の町内会、自治会等の自主組織を自主防災組織へ育成することを基本に、次のような方法により組織づくりをするものとする。

ア 町内会、自治会等の自主組織に、活動の一環として防災活動を組み入れることにより自主防災組織として育成する。

イ 何らかの防災活動を行っている組織の活動の充実強化を図り自主防災組織として育成する。

ウ 婦人団体、青年団体、PTA等その地域で活動している組織を活用して、自主防災組織として育成する。

(6) 自主防災組織の活動

ア 防災知識の普及・啓発活動

市は、住民一人ひとりが正しい防災知識を持つように、各自主防災組織に対して研修会等を実施し、平常時及び災害発生時の活動、任務等について確認しておくものとする。また、普及・啓発事項としては次のようなことを行う。

(ア) 風水害、地震等災害に関する基本的な知識

(イ) 災害危険箇所の把握

(ウ) 情報の収集、伝達体制

(エ) 初期消火、出火防止対策

(オ) 救出救護対策

(カ) 避難誘導対策

(キ) 避難行動要支援者対策

イ 自主防災組織内の編成及び任務

組織内においては、各構成員の任務分担を明らかにして、災害発生時の行動に対し万全の構えを整えておく。

(ア) 広報伝達班

- (イ) 消火防火班
- (ウ) 避難誘導班
- (エ) 救出救護班
- (オ) 生活物資供給班

ウ 防災訓練の実施

市は、自主防災組織が防災訓練を行うにあたり、他の地域の自主防災組織あるいは地域内事業所等とも有機的な連携を図りながら行っていくことに留意すると共に、市単位、あるいは県の総合防災訓練等にも積極的に参加するように努めるものとする。

訓練に際しては、各地域における様々な条件を配慮してきめ細かく実施し、なかでも災害時に配慮が必要な高齢者、障害者、外国人、乳幼児等要配慮者のうち、特に災害時に自ら避難することが困難な者にあつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する避難行動要支援者に十分配慮した訓練内容とする。

- (ア) 情報の収集及び伝達の訓練
- (イ) 出火防止及び初期消火の訓練
- (ウ) 避難訓練
- (エ) 救出及び救護の訓練
- (オ) 炊き出し訓練

エ 防災資機材の定期点検の実施

市は、自主防災組織が地域において効果的な防災活動を行うため、防災活動用の資機材の整備及び点検を定期的に行うものとする。

オ 地域内の他組織との連携

各自主防災組織においては、地域内事業所の防災訓練や地域におけるコミュニティ組織と連携を密にして活動していくものとする。

カ 自主防災組織の活動拠点の整備

市は、平常時は自主防災組織の研修・訓練の場となり、災害時には、避難、備蓄等の機能を有する活動の拠点となる施設の整備促進を図っていくと共に、消火、救助、救護のための資機材の充実を図るものとする。

2. 市の指導・助成

市は、自主防災組織づくりを積極的に推進し、組織内の充実を図るため国の補助事業、助成制度等を有効に活用すると共に、自主防災に関する認識を深めるため定期的な研修会を実施する。

自主防災組織の組織化促進対策

市は、各地域内の組織化に向けて、年次計画を作成し、毎年目標達成に向けて、各地域内の組織化に積極的に取り組んでいくものとする。

3. 事業所等の自主防災活動

事業所は、自主的な防災組織を作り、関係地域の自主防災組織と連携をとり、事業所及び関係地域の安全の確保に積極的に努めるものとする。

事業所等における自主防災活動は、それぞれの事業所等の実情に応じて、おおむね次のものについて行うものとする。

- (1) 防災訓練
- (2) 従業員等の防災教育
- (3) 情報の収集、伝達体制の確立
- (4) 火災その他災害予防対策
- (5) 避難対策の確立
- (6) 応急救護等
- (7) 飲料水、食料、生活必需品等、災害時に必要な物資の確保

4. 来訪者・観光客等に対する支援

地理不案内な来訪者・観光客等が多く利用する事業所等では、加えて、来訪者・観光客等の避難誘導方法の確立と従業者等の教育を行うものとする。

また、市、観光関係団体、観光施設及び宿泊施設等の事業所は連携して、観光客等の安否の確認、家族への連絡、被害状況は交通に関する情報提供等、被災観光客に対する支援を円滑・迅速に行える仕組みについて検討するものとする。

5 男女共同参画の視点の強化

- (1) 女性視点による災害対応力の強化を図るため、市の災害対策本部に女性職員の参加等を促進するものとする。
- (2) 平常時において、男女共同参画の視点から、対馬市防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むものとする。

第6節 気象業務に関する計画

気象の状況や防災気象情報の常時把握に努め、早期からの警戒体制の確立を図る。

また、気象の悪化が予想される場合には、「避難情報に関するガイドライン」を踏まえて、適切な時期に正確な情報を伝達して早期避難を促進する。

避難情報の発令及びそれに対応する市の体制等については、別に定める。

1. 警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。

「居住者等がとるべき行動」、「当該行動を居住者等に促す情報」及び「当該行動をとる際の

判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難情報が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

2. 特別警報・警報・注意報

大雨や強風等の気象現象により、災害が発生するおそれがあるときには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれがあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、対馬市の「上対馬」「下対馬」に現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに示されて発表される。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等により実際に危険度が高まっている場所は「キキクル」や「雷ナウキャスト」、「竜巻発生確度ナウキャスト」等で発表される。なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、市町村等をまとめた「長崎県」や「壱岐・対馬」の名称が用いられる場合がある。

特別警報・警報・注意報の概要

種 類	概 要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮により、重大な災害が発生するおそれがあるときに、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等により、災害が発生するおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報

特別警報・警報・注意報の種類と概要

特別警報・警報・注意報の種類		概 要
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険があり、直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風によ

		る重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
	波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。
警報	大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
注意報	大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意が呼びかけられる。

注意報	波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想されたときに注意を喚起するために発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件が予想されたときに発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれのあるときに発表される。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれのあるときに発表される。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水害、土砂災害等が発生するおそれがあるときに発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれがあるときに発表される。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるときに発表される。

※ 地面現象注意報及び浸水注意報は、その注意報事項を気象注意報に、地面現象警報はその警報事項を気象警報に、地面現象特別警報はその警報事項を気象特別警報に、浸水警報はその警報事項を気象警報又は気象特別警報に、それぞれ含めて行われる。

地面現象特別警報は、「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。浸水警報の警報事項を含めて行われる気象特別警報は、「大雨特別警報（浸水害）」として発表される。

また、「下対馬」「上対馬」の警報・注意報の発表基準は次表のとおり。

下 対 馬

警報・注意報発表基準一覧表

令和5年6月8日現在
長崎地方気象台

下対馬	府県予報区 一次細分区域 市町村等をまとめた地域	長崎県 杵岐・対馬 下対馬			
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	14	
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	179	
	洪水	流域雨量指数基準	仁位川流域=10.8、鶏知川流域=6.9、久根川流域=8.7、佐須川流域=16.7 厳原本川流域=3.2、加志川流域=7.7、瀬川流域=12.8		
		複合基準(*1)	鶏知川流域= (7、6.5)		
		指定河川洪水予報による基準	—		
	暴風	平均風速	陸上	20m/s	
			海上	20m/s	
	暴風雪	平均風速	陸上	20m/s 雪を伴う	
			海上	20m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm		
波浪	有義波高	6.0m			
高潮	潮位	下対馬東北側(*2)	1.4m		
		下対馬南西側(*3)	1.7m		
注意報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	9	
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	105	
	洪水	流域雨量指数基準	仁位川流域=8.6、鶏知川流域=5.5、久根川流域=6.9、佐須川流域=13.3 厳原本川流域=2.5、加志川流域=6.1、瀬川流域=10.2		
		複合基準(*1)	鶏知川流域= (5、5.5) 瀬川流域= (5、10.2) 久根川流域= (5、6.9) 厳原本川流域= (11、1.6) 加志川流域= (5、6.1)		
		指定河川洪水予報による基準	—		
	強風	平均風速	陸上	12m/s	
			海上	12m/s	
	風雪	平均風速	陸上	12m/s 雪を伴う	
			海上	12m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ3cm		
	波浪	有義波高	2.5m		
	高潮	潮位	下対馬東北側(*2)	1.1m	
			下対馬南西側(*3)	1.2m	
	雷	落雷等により被害が予想される場合			
	融雪				
	濃霧	視程	陸上	100m	
海上			500m		
乾燥	最小湿度40%で、実効湿度60%				
なだれ					
低温	夏期：平年より平均気温が5℃以上低い日が3日続いた後、さらに2日以上続くと予想される場合 冬期：最低気温が4℃以下				
霜	11月20日までの早霜、3月20日以降の晩霜 最低気温4℃以下				
着氷・着雪					
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	110mm			

*1 (表面雨量指数、流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。

*2 下対馬東北側：豊玉町東側、美津島町東側

*3 下対馬南西側：厳原町、豊玉町西側、美津島町西側

上 対 馬

警報・注意報発表基準一覧表

令和5年6月8日現在
長崎地方気象台

上対馬	府県予報区 一次細分区域 市町村等をまとめた地域	長崎県 壱岐・対馬 上対馬			
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	19	
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	197	
	洪水		流域雨量指数基準	舟志川流域=12.6、三根川流域=14.6、仁田川流域=16 佐護川流域=19.7、飼所川流域=14.1	
			複合基準(*1)	佐護川流域= (8、19.7)、飼所川流域= (8、12.6)	
			指定河川洪水予報による基準	-	
	暴風	平均風速	陸上	20m/s	
			海上	20m/s	
	暴風雪	平均風速	陸上	20m/s	雪を伴う
			海上	20m/s	雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm		
波浪	有義波高	6.0m			
高潮	潮位	上対馬東側(*2)	1.4m		
		上対馬西側(*3)	1.4m		
注意報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	10	
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	116	
	洪水		流域雨量指数基準	舟志川流域=10、三根川流域=11.6、仁田川流域=12.8 佐護川流域=12.1、飼所川流域=11.2	
			複合基準(*1)	仁田川流域= (5、8.2) 佐護川流域= (7、11) 飼所川 (5、11.2)	
			指定河川洪水予報による基準	-	
	強風	平均風速	陸上	12m/s	
			海上	12m/s	
	風雪	平均風速	陸上	12m/s	雪を伴う
			海上	12m/s	雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ3cm		
	波浪	有義波高	2.5m		
	高潮	潮位	上対馬東側(*2)	0.9m	
			上対馬西側(*3)	1.1m	
	雷	落雷等により被害が予想される場合			
	融雪				
	濃霧	視程	陸上	100m	
			海上	500m	
乾燥	最小湿度40%で、実効湿度60%				
なだれ					
低温	夏期：平年より平均気温が5℃以上低い日が3日続いた後、さらに2日以上続くと予想される場合 冬期：最低気温が4℃以下				
霜	11月20日までの早霜、3月20日以降の晩霜 最低気温4℃以下				
着氷・着雪					
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	110mm			

*1 (表面雨量指数、流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。

*2上対馬東側：上対馬町、峰町東側

*3上対馬西側：上県町、峰町西側

3. キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

キキクル等の種類と概要

種 類	概 要
土砂キキクル （大雨警報（土砂災害）の危険度分布）※	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル （大雨警報（浸水害）の危険度分布）	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。
洪水キキクル （洪水警報の危険度分布）	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	<p>各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度）の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。</p>

4. 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（長崎県壱岐・対馬）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（長崎

県または長崎県壱岐・対馬)で発表される。大雨、高潮に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

5. 全般気象情報、九州北部地方(山口県を含む)気象情報、長崎県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意・警戒を呼びかけられる場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。

6. 土砂災害警戒情報

大雨警報(土砂災害)の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、対馬市長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる対馬市(上対馬、下対馬)を特定して警戒を呼びかける情報で、長崎県と長崎地方気象台から共同で発表される。対馬市内で危険度が高まっている詳細な領域は、土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)で確認することができる。危険な場所からの避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。

7. 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中の上対馬、下対馬において数年に一度程しか発生しないような猛烈な雨(1時間降水量)が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)され、かつ、キキクル(危険度分布)の「危険」(紫)が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

8. 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ長崎県壱岐・対馬で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ長崎県壱岐・対馬で発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

9. 火災気象通報

消防法の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに長崎地方気象台が長崎県知事に対して通報し、県を通じて対馬市や対馬市消防本部に伝達される。

なお、対馬市の火災気象通報の発表基準は次のとおりである。

- ・火災気象通報【乾燥】 ⇒ 乾燥注意報が発表された場合
- ・火災気象通報【強風】 ⇒ 陸上に強風注意報が発表された場合
- ・火災気象通報【乾燥・強風】 ⇒ 乾燥注意報及び陸上に強風注意報が発表された場合
- ・ただし、降水(降雪を含む。)が予想される場合は通報しないことがある

第2章 防災業務施設の整備計画

第1節 災害通信業務整備計画

1. 災害通信網の整備

長崎地方気象台から発表される注意報、警報及び気象情報等の通報は、有線放送等によって、関係機関及び住民等へ気象情報と共に速やかに伝達を図る。

また、災害発生時においては、被害の報告及びその対策について緊密な連携をとり万全を期する。

2. 地域有線放送設備

市内各集落で利用できるように地区公民館等から放送できる装置が設置されている。

対馬市における伝達系統図----- 資料編 4-3

第2節 水防・消防施設等整備計画

1. 水防関係

水防法の規定により、知事又は水防管理団体（市）は、その区域における水防を十分に果たす責任を有し、水災の防御及びこれに因る被害を軽減するために必要な水防倉庫、水防資器材等の水防施設を充実強化するものとされている。

市は、消防格納庫が水防倉庫を兼ねているので、カマス、土のう、縄、ロープ、スコップ、掛矢、小型発電機、投光器、ツルハシ等、水防工法に必要と思われる物資を常時格納庫に準備しておくものとする。

2. 消防関係

市の消防力は、令和4年4月1日現在、消防特殊車両7台、消防ポンプ車28台、小型動力ポンプ付積載車111台である。また、防火水槽375基（100t以上3基、60～100t未満1基、40～60t未満369基、20～40t未満2基）、消火栓1,238ヵ所である。

今後も年次計画により、防火水槽を建設し、消防力の強化に努めるものとする。

第3章 災害備蓄物資の確保

第1節 災害備蓄物資並びに資機材の確保計画

1. 主要食糧・生活物資の確保

住宅の被災等による食料及び生活物資の喪失、流通機能の一時的な停止や低下等が起こった場合には、被災者への生活救援物資の迅速な供給が必要である。

このため、発災直後から被災者に対して円滑に食料及び生活物資の供給が行われるよう物資の備蓄並びに調達体制の整備を図るものとする。

(1) 役割分担

ア 市は、被災住民に給与する食料品等の物資の調達及び供給計画を策定し、その計画に基づく調達及び供給を行うための環境及び体制の整備に努めるものとする。

イ 住民は、「自らの身の安全は自らが守る」という自覚をもとに、個人又は地域において可能な方法、範囲で食料品等の物資の備蓄を行うと共に、地域における住民相互扶助の仕組みづくりを進め、最小限度の被害に抑止するための防災体制の構築に努めるものとする。

ウ 市は市内の事業所等に対して、災害発生に備えて、社内備蓄を図るよう要請するものとする。

(2) 食料及び生活物資の確保

市は、非常食の備蓄に努めるほか、被災地における迅速な対応を図るため、分散備蓄を行うものとする。

また、非常食の備蓄を補完するため、関係業界等と予め協定を締結するなど、災害時における調達先を確保しておくものとする。

(3) 物資の集積、配送先の整備

市は、避難場所の位置及び近隣市町等からの物資受け入れ輸送経路を考慮し、集配予定地を定めるものとする。

2. 医薬品の確保

災害のため医療が混乱し、被災者の住民が医療の途を失ったような場合、応急的に医療を実施し、被災者の保護を図る必要がある。このため、緊急用医薬品等については迅速に供給できるよう、予め備蓄すると共に、その流通状況を把握しておくものとする。

また、災害時における防疫措置の徹底を図るため、防疫用医薬品を緊急に確保できるよう、予めその流通状況を把握しておく。

災害用衛生材料セット

災害用備蓄医療器具・薬品

第4章 形態別災害予防対策

第1節 災害危険区域の設定

1. 危険区域設定の目的

洪水、高潮、津波、地すべり、山くずれ、火災、その他異常な現象により災害の発生する恐れのある地域について災害の発生を未然に防止し、又被害の拡大を防止するための必要な対策並びに事前措置を迅速かつ的確に実施するために、予め調査を実施しその実態を把握するものである。

2. 危険区域の設定

(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域【土砂災害防止法関係】

急傾斜地の崩壊、土石流及び地すべりの土砂災害において、それぞれの区分ごとに警戒区域並びに特別警戒区域が指定されている。

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域 ----- 資料編 3-1

(2) 地すべり等危険区域【平成15年建設省通達】

市内における地すべりの危険箇所は、次のとおりである。

地すべり危険箇所 ----- 資料編 3-2

(3) 急傾斜地危険区域【平成15年建設省通達】

市内における急傾斜地崩壊危険箇所は次のとおりである。

急傾斜地崩壊危険箇所 ----- 資料編 3-3

(4) 土石流発生危険溪流【平成15年建設省通達】

市内の土石流の発生が予想される危険溪流は次のとおりである。

土石流危険溪流区域 ----- 資料編 3-4

(5) 保安林【森林法関係】

土砂の崩壊その他の災害防備のために指定された保安林は、次のとおりである。

保安林指定箇所 ----- 資料編 3-5

(6) 山腹崩壊危険区域【森林法関係】

市内における山腹崩壊の危険がある区域は次のとおりである。

山腹崩壊危険地区 ----- 資料編 3-6

(7) 崩壊土砂流出危険区域【森林法関係】

市内における土砂、転石の危険がある区域は次のとおりである。

崩壊土砂流出危険区域 ----- 資料編 3-7

(8) 地すべり危険区域【森林法関係】

市内における地すべりの危険がある区域は次のとおりである。

地すべり危険区域 ----- 資料編 3-8

(9) 急傾斜地崩壊危険区域【急傾斜の崩壊による災害の防止に関する法律関係】

市内における急傾斜地の崩壊を防止するために指定された区域は次のとおりである。

急傾斜地崩壊危険区域指定地 ----- 資料編 3-9

(10) 地すべり防止区域【地すべり等防止法関係】

市内における地すべりを防止するために指定された区域は次のとおりである。

地すべり防止区域指定地 ----- 資料編 3-10

(11) 道路のり面危険区域【道路法関係】

市内の一般道路（市道）における危険箇所は次のとおりである。

危険箇所と思われる区域は多数あり、パトロールを実施して危険回避に努める。

道路のり面危険箇所 ----- 資料編 3-11

(12) 砂防指定地【砂防法関係】

市内における治水砂防のために指定された区域は次のとおりである。

砂防指定地 ----- 資料編 3-12

(13) 水防上重点をおくべき区域【水防法関係】

市内における水防上重点を置くべき区域は次のとおりである。

重要水防区域（河川） ----- 資料編 3-13

重要水防区域（海岸） ----- 資料編 3-14

重要水防箇所（水門等） ----- 資料編 3-15

(14) 漁港危険区域

市内における高潮や津波などによる災害発生の危険がある漁港は次のとおりである。

漁港危険区域 ----- 資料編 3-16

(15) 港湾危険区域

市内における高潮や津波などによる災害発生の危険がある港湾は次のとおりである。

港湾危険区域 ----- 資料編 3-17

第2節 火災予防計画

基本方針

本計画は、火災を未然に防止し、火災による災害の拡大を防ぐため、おおむね次に掲げる事項について実施する。

(1) 火災予防運動

毎年一斉に春・秋2回実施される、全国火災予防運動を実のあるものとし、一般住民に対する火災予防思想の普及に努めるとともに火災の予防、火災の早期発見、早期通報を啓発する。

このため、広報誌・家庭回覧・チラシ・消防車パレード等により広報し、火災予防への関心と周知を図る。

(2) 火災予防指導

ア 住宅用火災警報器及び住宅用消火器の普及促進を図る。

イ 防火対象物の火災予防指導を行う。

ウ 独居老人宅を訪問し、予防指導を行う。

エ 自衛消防組織の促進を図る。

オ 婦人消防隊、婦人防火クラブ、幼年・少年消防防火クラブの結成を促進し、育成する。

(3) 消防力の強化

消防力の充実強化を図るため、次のことを推進する。

ア 消防水利の内、自然水利の確保できる所は常に整備し、場所については、消防関係者に徹底させる。

イ 消防団員の教育訓練のため、県消防学校の教育計画に基づいて、計画的に派遣する。また状況に応じては、県消防学校により現地訓練も実施する。

ウ 住民の消防に対する協力体制の強化促進を行い、地域の自主的な防火活動への援助を行う。

エ 火災時の消防車の進入をスムーズに行うため、違法駐車をしないよう常に広報する。

オ 高段、密集地等の火災危険地域について、有事の場合の指導を行う。

(4) 林野火災の未然防止

市は過去においても大規模な山林火災に見舞われており、現在も後を断たない。火災の予防、警報、消火の施設等を整備し、林野火災消防体制の確立を図ると共に、特に次にあげる事項を的確に指導、啓発し、林野火災を未然に防止するように努めるものとする。

ア 火入れについては、市長に届出の励行。

イ 強風、異常乾燥時には焚き火、火入れをしないよう指導及び広報を行う。

ウ 枯れ草等のある危険な場所では、焚き火をしないよう指導及び広報を行う。

エ 看板、標識、横断幕の設置による啓発

オ 春の全国火災予防運動は、林野火災の防止も重点的に実施することから、消防署により全市くまなく広報し、予防、啓発を行う。

第3節 危険物等災害予防計画

1. 危険物の災害予防対策

危険物の範囲

危険物とは、消防法別表第1の品名欄に掲げる物品で同表に定める区分に応じ、同表の性質欄に掲げる性状を有するものである。

(1) 危険物施設保安対策

ア 危険物施設の立入検査を実施し、所有者等に対しその維持、保安管理について指導を行う。

イ 危険物大量消費工場、製造所等の規制の適正化指導を行う。

(2) 危険物災害予防対策

ア 危険物取扱者及び施設保安員の責任体制の確立を指導する。

イ 危険物取扱者に対し保安教育の徹底を図る。

(3) 危険物輸送対策

ア タンクローリー、ドラム運搬車両の立入検査を実施し、車両の保安管理、運搬基準の励行等につき指導取締を行う。

イ 車両火災、交通事故予防のため関係機関と連携し、運行管理、労務管理指導を行う。

(4) 特殊火災対策

消火薬剤の緊急輸送対策として消防機関、関係事業所等における消火薬剤の保有状況、化学消防車、その他化学消防設備の実態を把握し、油槽所火災発生時の緊急輸送体制の確立を図る。

(5) 震災時等対策

震災時等において2次災害の発生防止に加え、早期の燃料等の供給の再開や避難支援等の役割も期待されることから、発災時に適切かつ迅速に安全の確認や2次災害の防止、復旧等の対応を行うため、震災等対策を事前に計画し、消防機関等との連絡調整を行う。

2. 火薬類の災害予防対策（火薬類取締法）

(1) 火薬類の範囲（法2条）

ア 火 薬 黒色火薬、無煙火薬、その他

イ 爆 薬 雷こう、硝安爆薬、ニトログリセリン、ダイナマイト、液体酸素爆薬、その他

ウ 火工品 工業・電気・銃用及び信号雷管、実包、信管、導火線、煙火、その他

エ がん具煙火

(2) 災害予防対策

火薬類の製造、販売、貯蔵、運搬、消費、その他の取扱いを規制することにより火薬類による災害を防止する。

ア 保安教育計画の策定（法29条、施行規則67条の2～7）

製造業者、販売業者及び知事が指定する消費事業者は、従業員に対する保安教育計画を定め、その計画を忠実に実行する。

イ 保安責任者の職務（法 30 条、32 条、施行規則 68 条～70 条の 6）

製造業者は、製造保安責任者を火薬庫の所有者や火薬類の大口消費者は取扱保安責任者をそれぞれ選任し、製造、貯蔵、消費に係る保安職務を適切に実施し、あるいは監督する。

ウ 保安検査の実施（法 35 条）

知事又は指定保安検査機関は、火薬類の爆発その他災害が発生する恐れがある製造施設及び火薬庫について、製造、貯蔵の技術上の基準に適合しているかどうかについて定期的に検査を行う。

エ 立入検査等の実施（法 43 条）

経済産業大臣及び知事はその職員に、県公安委員会は警察職員に、海上保安庁長官は海上保安官にそれぞれ立入検査等を行わせ、火薬類の保管、管理、消費等の状況を検査する。

オ 定期自主検査の実施（法 35 条の 2、施行規則 67 条 8～11）

製造業者又は、火薬庫の所有者若しくは占有者は、製造施設又は火薬庫について、定期に年 2 回以上自主検査を実施する。

カ 危害予防規程の設定（法 28 条）

製造業者は、保安のための組織及び方法に関する危害予防規程を定め、同規程を遵守する。

3. 高圧ガスの災害予防対策（高圧ガス保安法）

（1）高圧ガスの範囲（法 2 条、施行令 2 条）

ア ゲージ圧力が常用の温度で 1 メガパスカル以上となる圧縮ガスで、現にその圧力が 1 メガパスカル以上であるもの、又は温度 35℃において圧力が 1 メガパスカル以上となる圧縮ガス

イ 常用の温度で圧力が 0.2 メガパスカル以上となる圧縮アセチレンガスであって、現にその圧力が 0.2 メガパスカル以上であるもの、又は温度 15℃において圧力が 0.2 メガパスカル以上となる圧縮アセチレンガス

ウ 常用の温度において圧力が 0.2 メガパスカル以上となる液化ガスであって、現にその圧力が 0.2 メガパスカル以上であるもの、又は圧力が 0.2 メガパスカルとなる場合の温度が 35℃以下である液化ガス

エ ア、イ、ウに掲げるものを除く外、温度 35℃において圧力 0 パスカルを超える液化ガスのうち、液化シアン化水素、液化ブロムメチル及び液化酸化エチレン。

（2）災害予防対策

高圧ガスの製造、販売、貯蔵、移動その他の取扱及び消費並びに容器の製造及び取扱を規制するとともに、保安に関する自主的活動の促進を図り高圧ガスによる災害の防止につとめる。

ア 危害予防規程の作成、届出（法 26 条）

第1種製造者（法5条第1項）は危害予防規程を作成し、県知事に届け出ると共に同規程の遵守を図る。

イ 保安教育計画の作成及び保安教育の実施（法27条）

（ア）第1種製造者は、従業者に対する保安教育計画を定め、その計画を忠実に実行する。

（イ）高圧ガス保安協会は、高圧ガスの種類ごとに保安教育計画の基準書を定め、保安教育実施の基準となる事項を作成する。

（ウ）第2種製造者、販売業者、高圧ガス貯蔵所の所有者又は占有者、特定高圧ガス消費者は、その従業者に保安教育を実施する。

ウ 保安統括者等の選任（法27条の2～28条、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法19条）

高圧ガスの製造事業者や販売業者などは、災害を防止し、保安業務を適切に行うために、次の保安統括責任者を選任する。

種別	選任及び任務	届出先
保安統括者	第1種製造者等が事業所ごとに選任し、保安に関する業務を統括管理する。	知事
保安技術管理者	第1種製造者等が事業所ごとに選任し、保安統括者を補佐、保安に関する技術的な事項を管理する。	〃
保安係員	第1種製造者等が施設ごとに選任し、保安に関する技術的事項を管理する。	〃
保安主任者	第1種製造者等が施設ごとに選任し、保安技術管理者を補佐、保安係員を指揮する。	〃
保安企画推進員	第1種製造者等が事業所ごとに選任し、危害予防規程の立案等を行う。	〃
販売主任者	販売業者が販売所ごとに選任し、保安に関する業務を管理する。	〃
特定高圧ガス取扱主任者	特定高圧ガス消費者が事業所ごとに選任し、保安に関する業務を管理する。	〃
業務主任者	一般消費者用向けLPガス販売業者が販売所ごとに選任し、保安に関する業務を管理する。	知事又は大臣

エ 保安検査の実施（法35条）

知事又は、高圧ガス保安協会若しくは指定保安検査機関は、高圧ガスの爆発その他災害が発生する恐れがある製造のための施設で高圧ガス設備、高圧ガスの配管、機器等について製造に関する技術上の基準に適合しているかどうかについて定期的に検査を行うものとする。

オ 定期自主検査の実施（法35条の2）

第1種製造者又は特定高圧ガス消費者には、法で定められた製造又は、消費のための施設について、年1回以上定期的に自主検査を行い、その検査記録を作成し、保存する。

カ 立入検査の実施（法62条）

（ア）県職員が行う検査

公共の安全の維持又は災害発生の防止のために、高圧ガスの製造、保管、消費施設等への立入検査を実施する。

(イ) 警察官の行う検査

人の生命、身体又は財産に対する危害を予防するため、立入検査を実施する。

キ 消費設備等の調査（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法 27 条）

LPガス販売事業者及び認定保安機関は、一般消費者等の消費設備等が技術基準に適合しているかどうかを調査し、不備があれば遅延なく、その旨を通知する。

ク 基準適合命令（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 35 条の 5）

知事は、一般消費者のLPガス消費設備が技術基準に適合していないときは、適合するよう修理、改造又は移転することを命ずることができる。

ケ 移動時の措置

高圧ガスの運搬、運送時の事故に共同して対処するため、第1種製造者等は、防災協議会を組織し、現場支援のための防災事業所の指定を行う。

4. 電力設備の災害予防対策

(1) 電力設備の災害予防対策

電力設備の災害予防措置としては、電気設備に関する技術基準及び防災業務計画等により、地理的条件等を考慮して設計、建設及び保守の面にわたり対策を講じており、また台風の襲来、洪水の恐れなど非常災害が予測される箇所については、必要に応じて次の適切な予防措置をとり、災害の未然防止、又は拡大防止に努める。

ア 風害対策

建築基準法、電気設備に関する技術基準等による風害対策を十分考慮するとともに、既設設備の弱体箇所は補強等により対処する。

イ 水害対策

(ア) 送電設備

- a 架空電線路 土砂崩れ、洗堀などが起こる恐れのある箇所のルート変更、擁壁、石積み強化等を実施する。
- b 地中電線路 ケーブルヘッドの位置の適正化等による防水対策を実施する。

(イ) 変電設備

浸冠水の恐れのある箇所は、床面のかさ上げ及び窓の改造、出入口の角落とし、防水扉の取付け、ケーブルダクト密閉化等を行うが、建物の構造上、上記防水対策の不可能な箇所では屋内機器のかさ上げを実施する。また、屋外機器は基本的にかさ上げを行うが、かさ上げ困難なものは、防水耐水構造又は防水壁等を組み合わせる。

ウ 塩害対策

塩害の著しい地域は、次のような諸対策を実施する。

(ア) 火力発電設備

活線がいし洗浄装置を設置すると共に、屋外諸機器のうち特に必要な箇所にはシリコン塗布等を施し対処する。

(イ) 送電設備

耐塩用がいし又はがいし増結で対処すると共に、必要に応じがいし清掃を実施する。

(ウ) 変電設備

活線がいし洗浄設備により、台風期の前後にがいし洗浄を行うと共に、特に必要な箇所は、耐塩用がいしの採用や機器の密閉化による碍子レス化等の対策を実施して塩害防止に努める。

(エ) 配電設備

耐塩用がいし、耐塩用ブッシング付変圧器及び耐塩用開閉器等を使用し対処する。

エ 高潮対策

火力発電所における高潮対策は、設備ごとに予防計画目標を設定し、必要箇所に角落しあるいは防潮壁等適切な対策を行いこれに対処する。

水害についても必要に応じ、これに準じて行う。

オ 雪害対策

雪害の著しい地域は 次のような諸対策を実施する。

(ア) 送電設備

鉄塔にはオフセット（上中下腕金幅の隔差）を採用し、電線への着雪防止対策を行うなどにより災害の防止に努める。

(イ) 配電設備

配電線の太線化、縁回し線の支持がいし増加、支線の強化等を行うと共に、降雪期前に樹木の伐採を行う。

カ 地盤沈下対策

地盤沈下地帯及び将来沈下が予想される地域に構造物を設ける場合には、将来沈下量を推定し設計する。将来の沈下量は既往の実績、土質試験の結果、地下水位、構造物の重量などに基づいて算定する。

キ 火災、爆発、油流出等の対策

消防法、高圧ガス取締法等に基づき設備ごとに所要の対策を講ずる。

ク 土砂崩れ対策

土砂崩れ対策は、地形、地質などを考慮して、状況により、よう壁、石積み、排水溝などの対策を実施する。また、災害期前後には、巡視点検の強化、社外モニターの活用などにより被害の未然防止に努める。

なお、土砂採取、土地造成などの人為的誘因による土砂崩れを防止するため、平素から関係業者へのPRを徹底する。

ケ 地震対策

(ア) 水力発電設備

水力設備の耐震設計は、発電用水力設備に関する技術基準、河川管理設備等構造令及びダム設計基準等により行う。

電気設備の耐震設計は、発電所設備の重要度、その地域の予想される地震動などを勘案するほか、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震対策指針」により行う。

建物の耐震設計は、建築基準法により行う。

(イ) 火力発電設備

機器の耐震設計は、発電所設備の重要度、その地域の予想される地震動などを勘案するほか、発電用火力設備に関する技術基準法に基づいて行う。

建物の耐震設計は、建築基準法により行う。

(ウ) 送電設備

架空電線路……電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

地中電線路……終端接続箱、給油装置については、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づき設計を行う。

洞道は、土木学会「トンネル標準示方書」等に基づき設計を行う。

また、地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を考慮した設計とする。

(エ) 変電設備

機器の耐震設計は、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動のなどを勘案するほか、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震対策指針」により行う。

建物の耐震設計は、建築基準法により行う。

(オ) 配電設備

架空配電線路……電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

地中配電線路……地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を配慮した設計とする。

(カ) 通信設備

機器の耐震設計は、機器の設置階を考慮した設計とする。

5. 放射性物質の災害予防対策（放射線障害防止法）

放射性物質の使用、販売、廃棄、その他の取扱い、放射性発生装置の使用及び汚染された物の廃棄その他の取扱いを規制することにより、これらによる放射線障害を防止し公共の安全を確保するものとする。（法1条）

(1) 放射線障害予防規程の設定

ア 規程の届出(法21条1項)

使用者、販売業者、廃棄業者は、開業前に予防規程を作成し、文部科学大臣に届け出ること。

イ 規定の内容(施行規則21条1項1～13号)

(ア) 取扱い従事者に関する職務及び組織

- (イ) 装置の使用
- (ウ) 汚染された物の詰替え、保管、運搬、廃棄
- (エ) 放射線量率等の測定並びに測定結果の記録及び保存
- (オ) 従事者等に対する放射線障害の発生を防止するために必要な教育及び訓練
- (カ) 障害者を発見するために必要な措置
- (キ) 障害を受けた者等に対する保健上必要な措置
- (ク) 使用、所管、その他の事項に関する記録及び保存
- (ケ) 危険時の措置
- (コ) その他放射線障害の防止に関し必要な事項

ウ 規程の変更（法 21 条 2 項）

文部科学大臣は、放射線障害の発生を防止するために、必要があると認めたときは、使用者、販売業者に対し、規程の変更を命ずることができる。

(2) 取扱の制限（法 31 条）

何人も 18 才未満の者又は精神障害者に、放射性物質又はこれによって汚染された者の取扱、使用をさせてはならない。

(3) 立入検査等の実施（法 43 条の 2）

文部科学大臣は放射線検査官に、県公安委員会は警察職員にそれぞれ立入検査等を行わせ、災害防止の万全を期する。

6. 危険物積載船舶等の災害予防対策

危険物積載船舶等に対しては、海上保安部において次の予防措置を講ずる。

- (1) 巡視船艇により巡視警戒を実施し、特に厳原港においては、危険物積載船等の警戒と指導を行う。
- (2) 危険物積載船舶に対しては、関係法令に基づく規制の励行を促進し、取締りを行う。
- (3) 石油類の流出事故に備え、各油槽所に対し、オイルフェンス、流出油処理剤等の備蓄を指導する。

第4節 都市災害予防計画

1. 都市の防災構造化の推進

災害に強いまちづくりのため、市街地の面的整備や、防災に資する各種都市施設の総合的・一体的整備に配慮しつつ、次の施策を推進するものとする。

- (1) 都市計画基礎調査により災害の発生状況等の把握に努めるとともに、災害に強いまちづくりの方針の都市計画への位置づけを推進するものとする。
- (2) 避難路及び消防活動困難区域の解消に資する道路整備を推進するとともに、災害発生時においても機能するよう十分な幅員を確保するものとする。
- (3) 老朽木造住宅密集市街地等防災上危険な市街地の解消を図るため、土地区画整理事業、市街地再開発事業等を推進する。
- (4) 道路、公園等の都市基盤施設の整備とともに、医療、福祉、行政、避難、備蓄等の機能を有する公共・公益施設を集中整備し、相互の連携により、地域の防災活動拠点として機能する防災安全街区を土地区画整理事業等により整備するものとする。
- (5) 防火地域等の活用を図るとともに、避難地、避難路、延焼遮断帯等都市防災上重要な地域における建築物の不燃化を図るものとする。
- (6) 新市街地においては、土地区画整理事業等による都市施設の先行整備等により、安全な市街地の形成を図るものとする。

2. 避難地・避難路の確保・整備

- (1) 災害発生時に避難活動や救援活動等の分断要素となりうる幹線道路、橋梁等の公共施設に十分に配慮しつつ避難圏域を設定し、都市基幹公園等の広域避難地、住区基幹公園等の一次避難地を体系的かつ計画的に配置・整備するとともに、必要に応じて下水処理場等のオープンスペースを避難地として活用するものとする。
- (2) 地域防災計画に位置付けられた都市公園については、避難地、避難路、延焼遮断緑地帯としての機能強化を図るため、トイレ、井戸、池等災害発生時に有効に機能する施設の整備を推進するとともに、備蓄倉庫、耐震性貯水槽、ヘリポート等の災害応急対策施設、体育館等の避難収容施設の整備を推進するものとする。なお、これらの施設整備に際しては、配置、内容、管理方法等について防災担当部局等関係機関と十分な連携を図るものとする。

3. 防災拠点の確保・整備

防災拠点となる都市公園については、その機能をより一層効果的に発揮するよう、必要に応じて、防災上地域の中核施設となる小中学校、病院、福祉施設等の公共施設や避難路、物資の補給路等となる幹線道路等に隣接した地域に設置を図るものとする。

第5節 建築物災害予防計画

1. 特殊建築物の災害予防対策

(1) 特殊建築物の範囲

ア 学校、体育館、病院、集会場、展示場、スーパーストア、市場、遊技場、旅館、共同住宅、下宿、工場、倉庫、自動車車庫、危険物の貯蔵庫、と畜場、火葬場、汚物処理場、その他これらに類する用途に供する建築物。

イ 特殊建築物のうち、学校、病院、工場、事務所、スーパーストア、その他、多数の者が出入りし、勤務し、又は居住する建築物については、必要な消防用設備等の整備、防火管理者の設置及び消防計画の策定等を促進し、あわせて予防査察については、対馬市消防署が行い、火災予防の徹底を図る。

2. 教育施設の災害予防対策

(1) 老朽危険校舎の改築の促進

ア 老朽危険校舎の改築促進に努力するが、木造、鉄骨造の場合の火気使用箇所は、不燃材の使用に特に留意する。

イ 早急に改築困難なものは、必要に応じて応急補強工事の施工促進を図る。

(2) 学校防災対策

ア 学校を新築するときは、校地の防災上の諸条件、特に浸水、地すべり、崖崩れなどの自然的環境を考慮し、また災害発生時の避難通路の確保等災害防止の諸問題について十分検討のうえ位置の決定を行う。

イ 学校施設の建築（改築、改造を含む）に当たっては、防災施設の設置に万全を期するとともに、救急避難設備の整備を図る。

ウ 火災防止対策については、関係機関との連携を密にして、その予防並びに初期消火に必要な消防水利の確保と火災報知設備、消火器、バケツ等資器材の整備促進を図る。

エ 浸水の危険のある学校については、関係機関と協議して堤防のかさ上げ補強等の工事の促進を図ると共に、避難通路の整備を図る。

3. 文化財の災害予防対策

(1) 実施責任者

対馬市教育委員会

(2) 文化財予防対策

ア 予防施設、設備の整備

(ア) 文化財保管設備の設置

耐震、耐火の文化財収蔵庫、保管庫等の設置促進を図る。

(イ) 消火設備の整備

消火器、防火水槽、その他の消火設備の整備促進を図る。

(ウ) 警報設備その他の防護設備の整備

火災報知設備、避雷設備、消防進入路、防火塀、防火壁、防火戸等の整備の促進を図る。

イ 予防対策指導

(ア) 管理体制の整備

防火管理者、火元責任者等の管理責任体制を明確にし、災害発生の場合の通報設備、方法、組織等の確立と、近接住民の協力も含む自衛消防体制の育成強化に努める。特に、消防機関等との連絡を密にし、夜間における保護管理と防災の徹底を図る。

(イ) 禁火区域の設定

建造物、重要文化財を保管している建物の一定区域を火気禁止区域、又は史跡・名勝などに指定されている物件を対象とした禁火区域の設定を図ると共に、注意標札の設置を図るものとする。

(ウ) 搬出方法の指導

文化財は、特殊な構造となっているものが多く、その取扱いについては慎重を要するため、所有者、近隣者、又は消防関係者に取扱い方法、搬出方法等の指導を実施する。

(エ) 文化財防火デー

毎年1月26日が文化財防火デーとして、全国的に実施されるので、住民の防火思想の普及、消防関係者による防火訓練等を計画して予防対策の高揚を図るものとする。

4. 宅地の災害予防対策

(1) 対象とする宅地の範囲

農地、採草放牧地及び森林並びに道路、公園、河川その他、宅地造成等規制法施行令で定める公共の用に供する施設の用に供せられている土地以外の土地

(2) 対策の目的

大地震や豪雨等の自然災害により、宅地が大規模に被災した場合に適切な応急対策を講じて、二次災害の軽減、防止並びに被災宅地の円滑な復旧に資することを目的とする。

(3) 宅地の予防対策

ア 災害が発生した場合に危険が予想される地域、地区の調査を行い、基礎的台帳を作成する。

イ 被災後の宅地の調査・判定を行う判定士の養成・登録及び派遣のための訓練を行う。

第6節 道路災害予防計画

1. 道路の現況

市の道路状況は、一般国道 1路線 85,770m、主要地方道 6路線 158,626m、一般県道 9路線 64,223m、市道 1,550路線 823,164mである。

2. 異常気象時における道路通行規制

積雪、凍結、台風、豪雨等の異常気象時に、市管理の道路において通行が危険であると認められる場合は、警察と協議して、通行止め及びチェーン規制等の通行規制を行う。

3. 道路パトロール実施

道路の構造を保全し、円滑な交通を確保するため、道路管理の万全を期し、近時激化する交通事故に対処し、ひん発する交通事故等を未然に防止することを目的として、担当課においても道路パトロールを実施する。

第1節で述べた道路のり面、斜面危険区域を重点とし、農道、林道においても危険箇所と思われる区域を常にパトロールするものとする。

第5章 生活福祉に係る災害予防計画

第1節 生活福祉に係る災害予防計画

1. 福祉部の防災体制の整備

福祉部は、災害を契機に新たに要配慮者となる者に対する保健福祉のサービスの提供等、非常災害に際しては膨大な業務量进行处理することとなるため、以下の点に留意しつつ、可能な限り災害時の業務処理をルール化すること等により、防災体制の整備を図る。

- (1) 災害時の業務増を踏まえた十分なシミュレーションを行い、災害の発生により新規に発生する業務が適切に行われるよう、職員の確保や業務分担の確認等を行う。
- (2) 高齢者、障害者等要配慮者へ適切に対応するため福祉事務所等の相談機関や管下の保健福祉サービス事業者との連絡・連携体制を整備する。
- (3) 必要に応じ、災害時における保健福祉行政に係る協力体制のあり方を含んだ市町間災害援助協定を締結すること等により、相互協力体制を確立すること。
- (4) 対馬市地域防災計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うための措置について定める。

2. 保健福祉事業者の災害に対する安全性の確保

- (1) 市は、保健福祉サービスの災害に対する安全性を確保するため、保健福祉サービス事業者が実施する以下の事項に関し、必要に応じ、指導・助言その他の支援を行う。

ア 国庫補助制度の積極的な活用等により、社会福祉施設等における耐震性その他の安全性を確保すること。

イ 社会福祉施設等の職員及び利用者に対し、災害対策に関する啓発を行うとともに、職員に対し、施設・設備や必要となる資機材等の点検、入所者の避難方法等の検討、災害時の新たな入居者の受入への対応、関係機関との連絡等について教育を行うこと。

ウ 社会福祉施設等の職員及び利用者に対し、避難訓練を実施すること。

エ 発災時において、既にサービスの提供を受けている者に対し、継続してサービス提供を実施していくため、入居者サービスに必要な物資の備蓄、施設の余剰スペースの把握、サービス事業者間における災害援助協定の締結等に努めること。

- (2) 市は、保健福祉サービス事業者に対して、社会福祉施設等における消火器具、警報機、避難用具等の整備保全及び電気器具、石油その他の危険物の適切な管理について指導する。

3. 避難行動要支援者名簿と支援体制の整備

- (1) 避難行動要支援者名簿の作成及び更新

市は、対馬市地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するものとする。

(2) 事前の名簿情報の外部提供

市は、避難支援等に携わる関係者として市町地域防災計画に定めた消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

(3) 避難行動要支援者の避難場所から避難所への移送

市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。

(4) 情報伝達体制の確立

市は、災害発生時、緊急かつ着実な指示が伝達されるよう、各種情報伝達の特徴を踏まえ、防災行政無線や広報車による情報伝達に加え、携帯端末等を活用し、緊急速報メールを活用するなど、複数の手段を有機的に組み合わせる。

また、通常の音声・言語による手段では適切に情報が入手できない避難行動要支援者のため、多様な情報伝達の手段を確保する。

(5) 避難行動要支援者の全体計画等の策定

市は、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を参考に、避難行動要支援者やその家族が、災害時にとるべき行動等について、あらかじめ地域の実情に応じた避難行動要支援者の全体計画を作成し、防災対策の充実を図る。また、消防、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等関係者と連携した避難行動要支援者の個別計画の策定を進めていく。

(6) 避難行動支援に係る共助力の向上

市は、地域の特性を踏まえつつ、防災や福祉、保健、医療等の各分野間の関係者や機関、民間団体等が連携し、避難支援体制整備のための協議や研修、避難訓練等を通じて平常時から顔の見える関係づくりを行い、地域全体での支援体制づくりを進める。

4. 社会福祉施設等における安全確保

市及び社会福祉施設等の管理者は、社会福祉施設や幼稚園、保育所における要配慮者への安全確保対策を推進する。県及び市町は、施設の管理者が実施する安全確保対策に関し、必要に応じ、指導・助言その他の支援を行う。

(1) 市は、要配慮者への対応を記載した地域防災計画を策定する。

(2) 施設の管理者は、施設や設備等の常時点検に努める。

(3) 施設の管理者は、非常用食料（乳幼児の保護施設はミルク）等の備蓄を推進する。

(4) 施設の管理者は、介護用品（紙オムツ、尿取パット、タオル）等の備蓄を推進する。

- (5) 施設の管理者は、あらかじめ誘導責任者、避難路、避難場所、入所者等の移送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等について定め、職員及び入所者に周知を図る。

5. 観光客・旅行者等の安全確保

市、防災関係機関及び観光施設等の管理者は、地理不案内な観光客・旅行者等の避難など確保対策を推進する。

- (1) 避難経路の整備として、避難標識等を容易に判別できる表示とする。
- (2) 旅館・ホテル等の観光施設の管理者は、避難誘導體制等宿泊客の安全確保に努める。
- (3) 観光客、旅行者への情報提供、帰宅手段の事前検討を行う。

6. 外国人の安全確保

市は、言語・文化・生活環境の異なる外国人の災害時における被害を最小限にとどめ、的確な行動がとれる防災環境づくりに努める。

- (1) 外国人への防災知識の普及として、外国語の防災パンフレットの作成を推進する。
- (2) 外国語通訳ボランティアの事前登録等、活動体制の整備を図る。

7. 災害時におけるボランティア活動を支援するための環境整備

- (1) 市は、ボランティア精神育成のため、学校教育や社会教育に積極的にボランティアへの理解と実践のきっかけづくりとなる活動に取り組んでいく。
- (2) 市は、「長崎県災害救援ボランティア活動マニュアル（平成27年3月）」を活用し、災害時におけるボランティア活動のため、次のような整備を推進する。
 - ア 災害時のボランティアの窓口となるセクション（ボランティアセンター）の整備
 - イ NPO、企業、団体、社協、行政などとの災害支援体制の確立
 - ウ 災害ボランティアコーディネーター養成
- (3) 災害ボランティアの中核拠点となる支援組織として、長崎県社会福祉協議会（県民生活部県民協働課が窓口）と、対馬市社会福祉協議会が協力して次のような支援を実施する。
 - ア 災害ボランティアに関する受付やコーディネート
 - イ 情報の収集・提供
 - ウ 行政機関との連絡調整等

第6章 災害に強い町づくり計画

第1節 孤立防止対策

1. 基本方針

本市は、南北約 82 km、東西約 18 km の細長い島からなりたち、海岸は、沈降と隆起によって出来たリアス式海岸であり、その総延長は実に 915 km となっている。

島の 89% が山林でおおわれ、標高 200～300m の山々が海岸までせまっており、これを結ぶ道路網は山間や谷に沿い、常に災害の危険にさらされている。また、上対馬と下対馬は、美津島町において幹線道路の国道 382 号の万関橋及び大船越大橋のみで結ばれている。

こうした地形条件は、一度災害が発生すれば半島部並びに山間地等に孤立地域の発生を余儀なくされることから、半島部並びに山間集落の過疎化、高齢化と相まってその対策が重要である。

2. 主な取組み

- (1) 災害時の孤立地域を予測し、住民と行政機関との間の情報伝達が断絶しない通信手段の確立に努める。
- (2) 孤立が予想される地域に通じる道路の防災対策を推進すると共に、林道、農道等のう回路確保に配慮した整備を推進する。
- (3) 上対馬と下対馬を結ぶ交通の複線化を検討すると共に、災害時における浅茅湾内の船舶による交通手段についても検討を行う。
- (4) 孤立時に優先して救護すべき要配慮者や観光客の状況、実態について、平素から把握しておく。
- (5) 救援が届くまでの期間、孤立地域の中で互いに助け合えるよう、平素から地域住民の間で準備する。
- (6) 孤立が予想される地域での避難所の充実に努める。
- (7) 孤立が予想される地域内での生活が維持できるよう、各自が食料品等の備蓄に努めると共に、孤立が予想される地域に滞在する観光客等に対する備蓄にも配慮する。

3. 計画の内容

(1) 通信手段の確保

ア IP 告知放送システム

IP 告知放送システムにより災害時の孤立地域や山間地域等への情報通信機能を確保する。

イ アマチュア無線との協力体制整備

対馬アマチュア無線クラブ等と連携し、非常時の通信体制を検討し、孤立化地域の通信途絶に際し活用が図れるよう推進する。

(2) 災害に強い交通網の整備

ア 道路の整備

半島部並びに山間地等の孤立が懸念される地域への連絡路となる市道について、代替ルートの有無等の地域条件を考慮し、優先順位を定め、順次防災工事等による安全対策を推進する。

イ 船舶の的確な利用の検討

災害時の交通手段として、船舶の的確な利用を関係各機関と検討し、使用する際の具体的な仕組みづくりに努める。

(3) 孤立が予想される地域の実態把握

ア 要配慮者等の把握

大規模な地震等により孤立が予想される地域については、老人世帯、寝たきりの病人、身体の不自由な者等、優先して救護すべき住民の実態を把握し、非常時の迅速な救護活動に備える。

イ 観光客等の把握

観光地においては、観光客が孤立した場合の最大人員、生活維持可能期間等についての実態を把握しておくものとする。

(4) 自主防災組織の育成

孤立が予想される地域での災害発生時は、防災関係機関等の到着に時間を要する事態が予想され、特に住民による自主防災活動が重要となるため、「第1章第5節 自主防災活動」に基づき、自主防災組織の組織化を積極的に推進する。

(5) 避難所の確保

孤立が予想される地域には、1か所以上の避難所の指定を行う。また、避難所が地震等により被害を受けないよう、立地条件等について検討を行い必要に応じて改善を図るものとする。

(6) 備蓄

孤立が予想される地域では、道路の寸断等の事態に備え、生活関連物資の備蓄に常に配慮するものとする。

第3編 災害応急対策計画

災害応急対策計画は、災害に際しての機能を有効に発揮し、住民の安全と被災者の救護を図ることを目的としている。

第1章 活動計画

第1節 組織計画

1. 防災組織

(1) 対馬市防災会議

基本法及び対馬市防災会議条例に基づき、市長を会長とし、防災関係機関等の委員により構成する機関であり、本市における防災に関する基本方針及び対馬市地域防災計画を作成し、かつ、その実施を推進するほか、防災に関する重要事項の審議などを任務とする。

(2) 対馬市災害対策本部

対馬市災害対策本部は、基本法及び対馬市災害対策本部条例に基づき、災害が発生し、又は災害の発生が確実と認められる場合において市長が設置する機関で、市長を本部長（以下「本部長」という）として、市長部局のほか対馬市教育委員会及び各行政委員会事務局等の職員をもって組織し、災害応急対策活動の実施を任務とする。

(3) 対馬市災害警戒本部

災害発生のおそれがある各種気象警報が発表されるなど、災害発生が予測されるときは、各関係機関及び民間の協力を得て災害情報の収集、応急対策など防災態勢の一層の確立を図るため、対策本部設置前の段階の準備的活動組織として対馬市災害警戒本部を設置する。

2. 災害対策本部

対馬市災害対策本部の組織、編成及び運営に関し必要な事項は、対馬市災害対策本部条例の定めるところによるほか、その概要は次のとおりである。

(1) 組織

ア 災害対策本部に本部長及び副本部長を置き、本部長は市長を、副本部長は副市長及び教育長をもって充てる。

イ 災害対策本部に対策部及び対策部長を置き、各対策部長は各部長をもって充てる。

ウ 本部長の命を受けた市職員は、本部員として災害対策本部の事務に従事し、対策部長がこれを掌理する。

エ 災害対策本部の組織編成及び事務分掌は資料編別表のとおりとする。

災害対策本部組織図 ----- 資料編 1-3

災害対策本部事務分掌 ----- 資料編 1-4

(2) 本部会議

本部長が必要と認めるときは、災害応急対策に係る重要な事項を協議するため本部会議を招集する。

ア 本部会議の議長は本部長が行う。

イ 本部会議の構成員は、本部長、副本部長、各対策部長及び消防長並びに関係機関の長その他本部長が指名する者とする。

3. 災害警戒本部

対馬市災害警戒本部の概要は次のとおりである。

(1) 組織

ア 災害警戒本部の構成等は資料編別表のとおりとする。

- イ 災害警戒本部は、大雨警報など警戒レベル3の気象警報が発表されたとき若しくはその他異常な自然現象による災害が発生し、又は発生する恐れのある場合で、市長が必要と認めた場合に設置する。
- ウ 災害警戒本部を設置したときは、直ちに県災害警戒本部対馬地方本部等の防災関係機関へ連絡し、連携体制を確立する。
- エ 災害警戒本部は、防災気象情報等の収集、住民等への情報発信・伝達を行う。

災害警戒本部組織図 ----- 資料編 1-5

災害警戒本部事務分掌 ----- 資料編 1-6

4. 市の災害対策系統

対馬市災害対策本部設置時の防災関係機関との協力系統は次のとおりとし、災害対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、相互に緊密な連絡協調を図ると共に、積極的に応急対策活動等を実施するものとする。

機 関 名	電 話	機 関 名	電 話
対馬振興局	0920-52-1311	航空自衛隊第19警戒隊	0920-86-2202
対馬南警察署	0920-52-0110	長崎地方気象台	095-811-4862
対馬北警察署	0920-84-2110	対馬海上保安部	0920-52-0118
陸上自衛隊対馬警備隊	0920-52-0791	九州電力送配電(株) 対馬配電事業所	0920-52-5751
海上自衛隊対馬防備隊	0920-54-2209	N T T 西日本(株)厳原営業所	0920-52-1452

また、第1編第4章に掲げる県の地方機関、指定地方行政機関、指定公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者とも必要に応じて充分協議し、相互協力体制をとるものとする。

第2節 組織動員計画

本計画は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、応急対策を実施するため、市災害対策本部の設置、組織編成、事務分掌及び災害対策要員の動員並びに関係機関との連携等について定めるものとする。

1. 災害対策本部の設置及び解散

(1) 災害対策本部（以下「本部」という）は、次のような災害が発生し又は発生する恐れがあるとき設置するものとする。

ア 大規模な災害の発生が予想され、その対策を要すると認められるとき

イ 災害が発生し、その規模及び範囲から判断し、本部を設置して対策の実施を必要とするとき。

(2) 本部は、災害の危険が解消し、又はその災害の応急対策が完了したと本部長が認めたとき解散する。

(3) 本部を設置又は解散したときは、対馬振興局（総務課）、関係機関、住民等に対し通知するものとする。

2. 災害対策要員の動員

災害の規模に応じ、配備の段階を第1配備、第2配備、第3配備に区分し、指定はその都度、本部長が行うものとする。配備区分は、概ね次の基準による。

(1) 第1配備

比較的軽微な災害もしくは局地的な災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で、本部長が必要と認めるとき。

(2) 第2配備

相当の被害が発生し、又は発生する恐れがある場合で、本部長が必要と認めるとき。

(3) 第3配備

特に甚大な被害が発生し、又は発生する恐れがあり、総力を挙げて災害対策の業務を実施すべき場合で、本部長が必要と認めるとき。

第3節 自衛隊派遣要請計画

市長は、災害に際し人命又は財産の保護のため、特に必要があると認めるときは、県地域防災計画に定めるところにより、自衛隊の派遣を知事に要請するものとする。

1. 自衛隊の活動の内容

(1) 一般の任務及び業務内容

ア 一般の任務

自衛隊の災害派遣部隊は、「主として人命及び財産の救援」のため、関係公共機関と協力して行動する。

イ 主な業務の内容

(ア) 陸上自衛隊

- a 人命の救助
- b 消防、水防
- c 救援物資の輸送
- d 道路の応急啓開
- e 応急の医療防疫
- f 給水入浴支援及び通信支援
- g 被災地の偵察（航空を含む）及び応急措置（復旧）

(イ) 海上自衛隊

- a 海上における遭難船舶、航空機、遭難者等の捜索及び救助
- b 人員、救援物資等の緊急輸送
- c 状況偵察及び被害の調査
- d 船舶火災及び油の排出に対する支援
- e 航空機による急患輸送

(ウ) 航空自衛隊

- a 人命の救助
- b 消防、水防
- c 人員、救援物資の空輸及び島内の車両輸送
- d 通信支援
- e 航空機による被災地の偵察
- f 海上における航空機、避難者等の捜索及び救助
- g 航空機による急患搬送

ウ 市長の要請上の留意事項

(ア) 自衛隊は、人命救助活動を第一義に行う。

(イ) 自衛隊は、緊急度の高い施設等の救援及び最小限の応急措置を行うのが任務であり、その後の一般的な復旧工事等を行わない。

(ウ) 自衛隊の活動は、公共的な施設等を対象とし、個人的な整理復旧作業は行わない。

(エ) 災害地における自衛隊の活動内容及び広報等に関する各種協議は、県代表並びに市当局責任者と自衛隊指揮官との3者間で協議する。

(2) 災害の規模に応ずる部隊運用の大綱

自衛隊は要請に応じ発生した災害に適応する勢力（編成装備）をもって出動する。

この際、陸海空自衛隊相互に連絡し、任務に適する部隊を派遣する。

災害の規模に応ずる部隊運用の要領の大綱は次とおりとす。

ア 小規模な災害に対しては、各地に駐屯する最寄りの部隊をもって対処する。

イ 大規模な災害に対しては、まず、最寄りの部隊をもって対処し、所要に応じ他部隊の増援を受け対処する。

(3) 陸・海・空の相互関係

ア 陸・海・空自衛隊の指揮関係は、協力関係である。

イ 市内の陸・海・空自衛隊各駐屯部隊の総括的な調整の窓口は、対馬警備隊長が担任する。

2. 県内自衛隊配置及び管轄区域

県内における自衛隊配置及び管轄区域は、次のとおりである。

県内自衛隊の配置及び管轄区域 ----- 資料編 5-7

3. 自衛隊の派遣要請

知事は、自衛隊の派遣を必要とするときは、支援を要請する事項を明らかにして派遣を要請するものとする。

(1) 災害派遣要請の手続き

ア 知事は、自衛隊の派遣要請の必要性を災害の規模や収集した被害情報から判断し必要があれば直ちに要請するものとする。また、事態の推移に応じ、要請しないと決定した場合は、直ちにその旨を連絡するものとする。

イ 知事は、次の事項を明らかにした文書をもって、長崎県全域（対馬市を除く。）への派遣要請は、陸上自衛隊第16普通科連隊長に、また、対馬市への派遣要請は、陸上自衛隊対馬警備隊長へ要請する。緊急の場合は、電話または口頭で行い、事後文書により要請することができる。

(ア) 災害の状況及び派遣を必要とする理由

(イ) 派遣を要請する期間

(ウ) 派遣区域、活動内容、その他必要事項

ウ 自衛隊は、知事から要請を受けたときは、要請の内容及び自ら収集した情報に基づいて部隊等の派遣の必要の有無を判断し部隊等を派遣する等適切な措置を行う。

(2) 要請系統は次のとおりとする。

自衛隊派遣要請の系統 ----- 資料編 5-8

(3) 派遣要請事項

- ア 車両、航空機等状況に適した手段による被害状況の把握
- イ 避難者の誘導、輸送等避難のため必要があるときの援助
- ウ 行方不明者、負傷者等が発生した場合の捜索援助
- エ 堤防、護岸等の決壊に対する水防活動
- オ 火災に対し、消防機関に協力しての消火活動
- カ 道路または水路の措置
- キ 緊急患者、医師その他救助活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送
- ク 被災者に対する炊飯及び給水支援
- ケ 救援物資の無償貸与または譲与
- コ 危険物の保安及び除去
- サ その他知事が必要と認める事項

(4) 市の災害派遣要請の依頼手続き

- ア 市長が知事に対し、自衛隊の災害派遣を依頼するときは、災害派遣要請書に(1)の①から③の事項を明示し、知事あてに提出する。
ただし、緊急の場合は、電話または口頭で行い、事後文書により要請することができる。
- イ 市長は、通信の途絶等により、知事に対して災害派遣要請の依頼ができない場合は、その旨及び災害の状況を陸上自衛隊対馬警備隊長に通知することができる。
通知を受けた自衛隊は、その事態に照らし特に緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないと認められるときは、知事の要請を待たないで部隊等を派遣することができる。
- ウ 市長は、上記通知をしたときは、依頼手段の回復後速やかに知事に対して通知するものとする。

(5) 自衛隊の自主派遣

- ア 要請を受けて行う災害派遣を補完する例外的な措置として、以下の項目について、自衛隊は自主派遣を行うことができる。
 - (ア) 大規模な災害が発生した場合、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められるとき。
 - (イ) 大規模な災害発生のため、通信の途絶等により県との連絡が不能である場合に、市長、警察署長等から災害に関する通報を受け、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合。
 - (ウ) 大規模な災害発生のため、通信の途絶等により県との連絡が不能である場合に、部隊等による収集その他の方法により入手した情報から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合。
 - (エ) 海難事故、航空機の異常を探知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものである場合。
 - (オ) その他、特に緊急を要し知事からの要請を待ついとまがないと認められるとき。
- イ この場合においても、部隊長はできる限り早急に知事に連絡し、密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するように努めるものとする。
- ウ 自主派遣の後に、知事から要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施するものとする。

4. 自衛隊との連絡調整

(1) 平常の連絡調整

平素においては、各種会議及び防災訓練時等機会をとらえて相互に連絡調整を行うものとする。

(2) 災害発生後

- ア 災害発生又はそのおそれがある場合は対馬警備隊から、市役所に通信連絡幕僚を派遣し、情報収集並びに連絡調整にあたる。また、必要に応じ、海上自衛隊対馬防備隊及び航空自衛隊第19警戒隊から連絡幕僚を派遣する。
- イ 大規模災害又は特異な災害（離島災害等）発生時には、県災害対策本部内に大村部隊、海上自衛隊佐世保地方総監部及び自衛隊地方協力本部より連絡幕僚を派遣し、離島部隊との連絡調整にあたらせる。
- ウ 自衛隊の災害派遣について他の災害復旧機関（業者を含む）との競合及び関係市町相互の作業優先順位の対立をさけるため、県側において調整を行う。
- エ 知事及び市長は、自衛隊の能力及び災害状況等を勘案し、自衛隊の効率的運営を図るよう派遣部隊指揮官等と緊密な調整を行う。

5. 市の受け入れ態勢及び準備

(1) 資材、器材等の準備

市が準備する主な資材、器材等は、次のとおりとするが、その他急を要するものについても市が準備する。

自衛隊派遣に伴い市が準備する資材・機材一覧——資料編 5-9

(2) 連絡調整員の指定

市は、自衛隊の災害派遣の間、連絡調整のため業務処理の練達者又は適任の責任者を連絡調整員として指定するものとする。

(3) 宿营地等の手配

市は、災害派遣部隊の指揮施設及び宿泊施設又は野営施設の準備をするものとする。

(4) 災害派遣のため緊急に派遣された連絡偵察員の宿泊給食は市において担任するものとする。

6. 災害派遣の撤収要請

(1) 市長は、派遣部隊指揮官と協議し、他の機関をもって対処できる状況となり、派遣部隊の救援を要しない状態となったときは、派遣部隊の撤収について、知事に要請するものとする。

(2) 撤収要請事項

- ア 撤収日時
- イ 撤収要請の事由
- ウ その他

7. 地上と航空機との交信方法

(1) 目的

災害派遣時交通及び通信が途絶した状況下において孤立地区と航空機の空地連絡を迅速かつ的確に実施して状況を把握し、救援等の対策上必要な地上及び航空機からの信号の方法を定める。

(2) 地上からの航空機に対する信号

地上からの航空機に対する信号表-----資料編 5-4

(3) 地上からの信号に対する航空機の回答

地上からの信号に対する航空機の回答-----資料編 5-5

(4) 航空機から地上に対する信号

航空機から地上に対する信号-----資料編 5-6

(5) 地上にヘリコプターの着陸を希望する際はその希望地点に直径10mのⓂを図示し風向の吹流し又はT字型（風向→ ⊥ ）で明確に示すものとする。

8. 経費負担区分

おおむね次の事項については、通常派遣を受けた市の負担とする。

なお、細部については、そのつど災害派遣命令者と知事との間で協議して定める。

- (1) 派遣部隊の救援活動に必要な資材及び器材（自衛隊装備器材を除く）等の購入借上げ又は修理費
- (2) 災害派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、汲取料、電話及び入浴料等
- (4) 無作為による損害の補償

9. ヘリコプターの離着陸地

- (1) 派遣要請を受けた自衛隊航空機等の離着陸地は資料編5-3のア離着陸場一覧のとおりとする。
- (2) 甚大な被害が発生し、また、万一上記(1)の離着陸地が使用不能の場合は、資料編5-3のイ離着陸適地一覧の使用について、陸上自衛隊対馬警備隊及び各対策部と協議の上使用するものとする。

ヘリコプター離着陸地一覧-----資料編 5-3

第4節 労務供給計画

本計画は、災害応急対策の実施等のため必要がある場合において技術者、技能者及び賃金職員等を確保し、災害対策の万全を期すために定める。

1. 技術者等の確保対策

応急対策の実施について、市本部所属職員を動員してもなおかつ不足する技術者・技能者は、他の防災機関の応援又は民間に協力を求める。

この場合、災害の程度、規模等により、その地域内で技術者・技能者の確保が困難な場合は、県又は最寄りの公共職業安定所に対し、斡旋を求めるものとする。

2. 賃金職員等の確保対策

市本部において、災害応急対策、災害復旧等の実施について、必要な賃金職員等が市内のみでは確保できない場合は、最寄りの公共職業安定所又は県に対して賃金職員等の確保を要請する。

賃金職員等の輸送は、船、バス、トラック等による貸切輸送を原則とし、賃金は、通常の日雇民間賃金に準ずる。

3. 災害救助法による賃金職員等の雇上げ

救助法が適用され、被災者の応急救助を実施するために関係機関の職員等のみでは対処できない場合は、必要に応じ賃金職員等を雇上げ、応急救助の迅速化を期するものとする。

(1) 賃金職員等の雇用ができる範囲は次のとおりである。

- ア 被災者の避難
- イ 医療及び助産のための移送
- ウ 被災者の救出
- エ 飲料水の供給
- オ 救助物資の整理、輸送及び配分
- カ 死体の捜索
- キ 死体の処理（埋葬を除く）

ただし、特殊な場合は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得て、次の場合も賃金職員等を雇上げることができる。

- (ア) 死体の埋葬
- (イ) 炊き出し
- (ウ) 避難所、応急仮設住宅及び住宅の応急修理等の資材の輸送

(2) 賃 金

市内における通常の賃金の範囲内とする。

(3) 期 間

それぞれの救助の実施が認められている期間内とする。

ただし必要がある場合は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得て期間を延長するものとする。

第5節 隣保互助民間団体活用計画

災害時における民間団体（青年団、婦人会、日赤奉仕団）の活用計画は本節の定めるところによる。

1. 実施期間

- (1) 民間団体の活用は、市長が、市内の民間団体の協力を求めて実施するものとし、市で処理不可能な場合は、被災をまぬがれた近隣市町に連絡し、当該市町村の応援協力を求めて、応急措置にあたるものとする。
- (2) 大規模な災害、又は広範囲にわたる災害のとき、或いは市において処理できない場合において、市長は県知事に要請するものとする。

2. 活動範囲及び内容

隣保互助民間団体は、おおむね次のような作業に従事する。なお、活動内容の選定にあたっては、これら団体の意見を尊重して決定するものとする。

- (1) 炊出しその他災害救助の実施
- (2) 清掃及び防疫の実施
- (3) 災害対策用物資、資材の輸送及び配分
- (4) 応急復旧作業現場における危険を伴わない軽易な作業
- (5) 上記作業に類した作業の実施
- (6) 軽易な事務の補助

第2章 通信及び情報収集伝達計画

第1節 通信施設利用計画

本計画は、災害が発生する恐れがある場合、又は、災害が発生した場合における気象予警報・注意報等の伝達もしくは被害状況等の情報収集、その他応急措置等について通信施設の利用について定めるものとする。

1. 市災害対策本部

本部長（市長）は、災害通報を受けたときは、有線電話又はIP告知放送システム等を通じて、防災関係機関及び地区住民に情報を伝達する。

2. NTT西日本株式会社

暴風雨、大雨、大雪等の警報については、NTT西日本よりFAX、電話等により受報する。（非常時における警報伝達系統等）

3. 通信途絶時における措置及び応急対策

災害発生時の停電、通信の途絶えに備え平素から市役所（市本部）には、予備電源、携帯用テレビ・ラジオ、衛星携帯電話等通信装備を常備するよう努める。

また、一般家庭に対しても、携帯用テレビ・ラジオ等の備付を奨励し、放送や携帯電話（メール、ウェブを含む）等を通じて各種災害情報の入手に努め、臨機応変に応急対策がとれるよう指導を徹底する。

4. 非常無線通信の運用

無線局は平常免許状に記載された目的又は相手方、若しくは通信事項の範囲を越えて運用することは許されない。ただし、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し又は発生する恐れがあり、有線通信を利用することが出来ないか又は利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のためにする通信は行うことが出来る。（電波法第52条）

長崎地区非常通信連絡会（会長：危機管理課長）は、このような場合構成機関の無線施設による非常無線通信活動を中核に、利用し得るすべての通信施設の一体的運用に努め、災害時における重要通信を確保する。

（1）非常無線の内容等

- ア 人命の救助に関するもの
- イ 天災の予報（主要河川の水位を含む）及び天災その他災害の状況に関するもの
- ウ 電波法第74条実施の指令及びその他の指令
- エ 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料
- オ 非常事態に際しての事態収拾、復旧、交通制限、その他秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの
- カ 暴動に関する情報、連絡及びその緊急措置に関するもの
- キ 遭難者の救護に関するもの

- ク 道路、電力設備、電信電話回線の破壊又は、障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保、その他緊急措置に関するもの
- ケ 災害対策機関相互間に発受する災害救援、その他緊急措置を要する労務、施設、設備、物資及び資金の調達配分、輸送等に関するもの
- コ 災害救助法第24条の規定に基づき、都道府県から医療、土木、建築工又は、輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの

なお、上記通信に伴う料金は原則として無料扱いとする。

(2) 非常無線通信の利用

無線局の免許人みずからが発受するほか、次の者からの依頼に応じて取扱うものとする。なお、頼信する際には「非常」の表示をして差出すものとする。

- ア 官庁（公共企業を含む）及び地方自治体
- イ 中央防災会議及び同事務局並びに非常対策本部、地方防災会議及び災害対策本部
- ウ 日本赤十字社
- エ 全国都市消防長会
- オ 電力会社
- カ 報道機関

なお、無線局の免許人において、上記各号以外の者から人命救助に関するもの及び急迫の危険又は緊急措置に関するものを依頼された場合はこれに応ずるものとする。

(3) 非常無線通信を行う機関

- ア 公衆通信
日常使用している電話局等扱のもの
- イ 警察通信
警察本部、警察署、交番、駐在所相互間の有線及び無線
- ウ 電力通信
九州電力送配電本店、支社、配電事業所、発電所相互間の有線、無線及び移動無線
- エ 漁業無線
漁業無線局相互間及び漁業基地局、漁船局の無線
- オ 海上保安庁無線
所属無線局相互間、及び所属船艇との無線
- カ アマチュア無線
アマチュア局相互間の無線
- キ 水防・道路用無線
国土交通省各機関相互の無線通信系統及び移動無線
- ク その他
検察庁及びNHK、NBC、KTN、NCC、NIB、FM長崎等放送機関の有線・無線、船舶無線、タクシー無線の利用についても研究する。

(4) 非常通報の頼信手続

ア 受取人の宛名、電話番号

イ 本文

わかりやすく片仮名で記載する。1通の電文はおおむね200字以内とする。ただし、必要により何通でも発信することができる。

ウ 発信者名

本文の末尾に段落で区分して片仮名で書く。

エ 非常の表示

「非常」と漢字で書く。

オ 発信人の住所、氏名、電話番号

楷書の漢字で書く。

(5) 非常通報の頼信

ア 最も近い無線局又は附近の移動局（無線カー、パトカー、タクシー、漁船等）を利用する。

イ 頼信の方法は直接無線局へ依頼するか電話による依頼か、いずれでも差しかえない。

なお、平素から無線局の所在地等を十分把握すると共に、予め協力要請を行うなど災害時に的確に活動出来るよう事前対策を講じておく。

第2節 災害情報収集及び被害報告取扱計画

本計画は、基本法及び他の法令等の規定に基づく災害情報の収集並びに被害報告（以下「被害報告等」という）の取扱について定めるものとする。

1. 実施責任者

(1) 市本部長

本部長は、市内の被害報告等を収集し、長崎県災害対策対馬地方本部（対馬振興局）その他の関係機関に通報又は報告を行うものとする。

(2) 防災関係機関等

市内における指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関等」という）は、当該所管に係る被害報告等の収集を行うとともに、本省、県地方本部、市、その他関係機関に通報又は報告を行うものとする。

2. 被害等の調査

(1) 被害の調査に当たっては、調査班を編成して迅速に行うものとするが、市単独での調査が困難又は不可能な場合においては、対馬振興局等地方機関及び防災関係機関等に応援を得て行うものとする。

(2) 被害等の調査にあたっては調査脱漏、重複等のないように留意するものとする。

(3) 罹災世帯、人員等についての調査は、現地調査のほか、住民登録等と照合し、的確を期するものとする。

3. 被害の認定基準

(1) 人的被害

ア 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体は確認できないが、死亡したことが確実なもの。

イ 「災害関連死者」とは、死者のうち、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）

ウ 「行方不明者」とは、当該災害で所在不明となり、かつ、死亡の疑のあるもの。

エ 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち1ヶ月以上の治療を要する見込みのもの。

オ 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち1ヶ月未満で治療できる見込みのもの。

(2) 住家被害

ア 「住家」とは、現実とその建物を居住のため使用している者がいる建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかは問わない。

イ 「全壊」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度もの、または住家の主要な構造要素の被害的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。

ウ 「半壊」とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。

このうち、大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の50%以上70%未満、またはその住家の損害割合が40%以上50%未満のものを「大規模半壊」という。

エ 「準半壊」とは、住家が半壊に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のもの。

オ 「一部破損」とは、準半壊にいたらない程度の住家の破損で、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の10%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%未満のもの。

カ 「床上浸水」とは、全壊、半壊、準半壊に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に浸水した程度のもの、又は土砂、竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの。

キ 「床下浸水」とは、床上浸水にいたらない程度に浸水したもの。

(3) 非住家被害

ア 「非住家」とは、住家以外の建物で、この報告中他の被害個所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。

イ 「公共建物」とは、例えば庁舎、公民館、公立保育所等の公用または公共の用に供する建物とする。

ウ 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。

エ 非住家被害は、全壊、大規模半壊、半壊、準半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。

(4) その他

ア 「田の流失・埋没」とは、田の耕土が流失し、または砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。

イ 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。

ウ 「畑の流失、埋没」および「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。

- エ 「文教施設」とは、小学校・中学校・高等学校・大学・高等専門学校・盲学校・聾学校・養護学校・および幼稚園における教育の用に供する施設とする。
- オ 「道路」とは、道路法第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
- カ 「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
- キ 「河川」とは、河川法が適用され、もしくは準用される河川もしくはその他の河川、またはこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
- ク 「港湾」とは、港湾法第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、または港湾の利用および管理上重要な臨港交通施設とする。
- ケ 「砂防」とは、砂防法第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設または同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
- コ 「清掃施設」とは、ごみ処理およびし尿処理施設とする。
- サ 「がけくずれ」とは、自然がけ及び宅地造成に伴う人造がけの崩落、崩壊等により人及び建物に被害を及ぼし、又は道路、交通等に支障を及ぼしたものをいう。
ただし、被害を与えなくても、その崩落、崩壊が50立方mを超えるとされるものは報告するものとする。
- シ 「船舶被害」とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの、および流失し、所在が不明になったもの、ならびに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
- ス 「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
- セ 「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。
- ソ 「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
- タ 「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち、最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
- チ 「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
- ツ 「罹災世帯」とは、災害により全壊、大規模半壊、半壊、準半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
例えば寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱っても差し支えない。
- テ 「罹災者」とは、罹災世帯の構成員とする。

(5) 被害金額

- ア 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。

- イ 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設および共同利用施設とする。
- ウ 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾および漁港とする。
- エ 「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設および公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市整備等の公用または公共の用に供する施設とする。
- オ 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農産物等の被害とする。
- カ 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
- キ 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
- ク 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、魚貝、漁船等の被害とする。
- ケ 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。
- コ 「その他」とは、ア～ケを除く住家等の被害とする。

4. 被害報告の基準、種別、報告要領

(1) 被害報告等の基準

報告すべき災害は、おおむね次のとおりとする。

- ア 災害救助法の適用基準に合致するもの
- イ 市が災害対策本部を設置したもの
- ウ 災害による被害に対して、国の特別の財政援助を要するもの
- エ 災害による被害が当初は軽微であっても、今後ア～ウの要件に該当する災害に発展する恐れがあるもの
- オ その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるもの

(2) 被害報告等の種別

報告の種別等は次の表のとおりとする。

種 別	様 式	摘 要
災害概況即報	県防災計画で定める別紙様式1	災害(人的被害または住家被害が発生した場合)の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合(例えば、地震時の第一報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合)には、本様式を用いること。
被害状況報告	県防災計画で定める別紙様式2 別紙様式3	原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。
事業別被害報告		他の法令または通達等に基づき、市長が知事に対して行うものである。

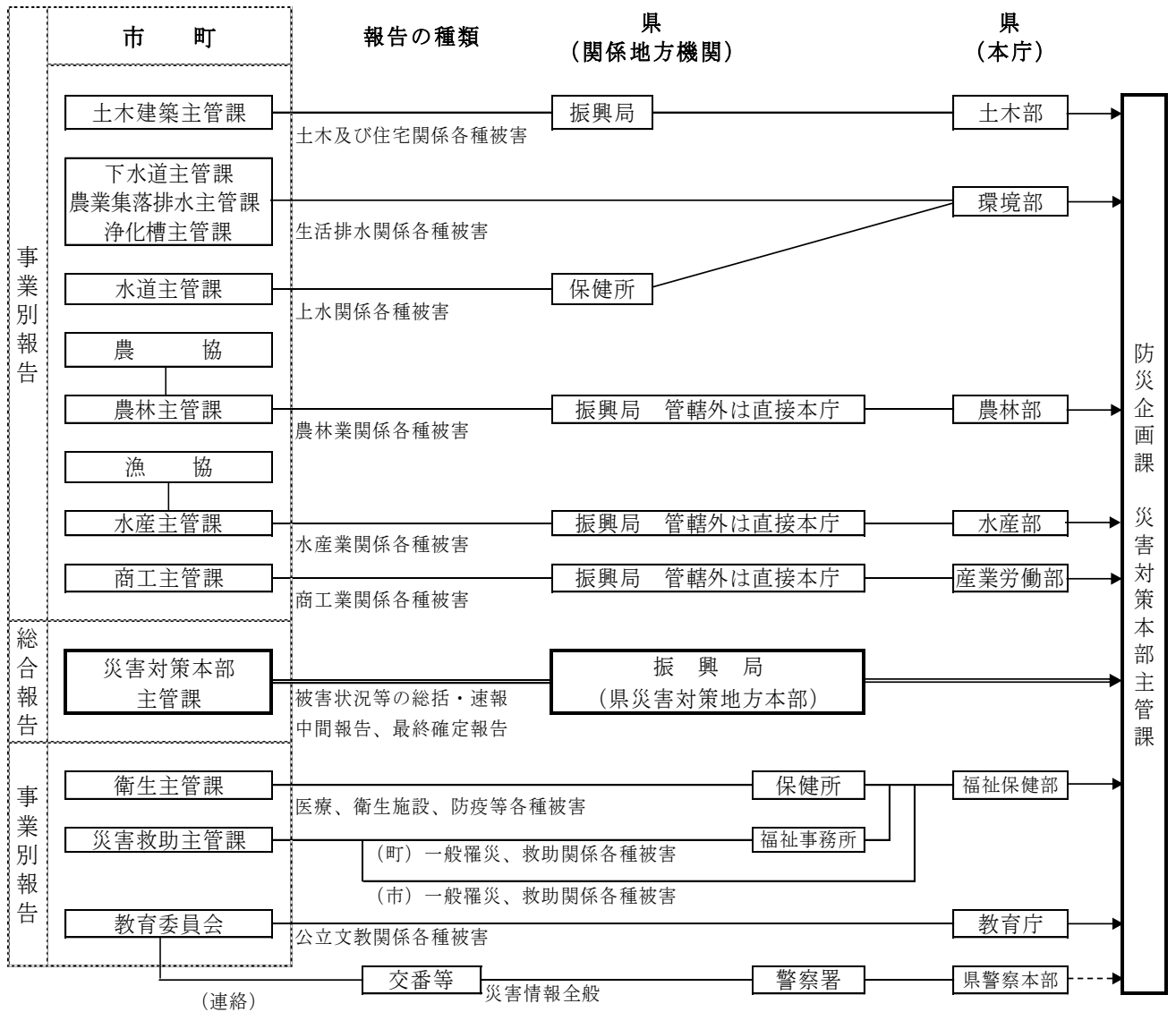
(3) 被害報告等の要領

ア 被害報告については、災害の規模及び性質によって短時間に正確な事項別の被害状況を把握することが困難な場合があり、かつ全体の被害状況が判明してからの報告では、県における災害状況の把握が遅れ、支障をきたすので、まず災害が発生した場合は、直ちに災害の態様を通報すると共に、あわせて災害対策本部の設置状況など、災害に対してとられた措置を報告するものとする。

イ 被害程度の事項別の報告は、確定報告を除き、原則として県地方本部にファックス及び電話をもって行うが、緊急を要するもの、又は特に指示のあった場合を除き1日1回以上行うものとする。

ウ 被害報告は、災害の経過に応じて、把握した事項から逐次行うが、特に死傷者、住宅被害を優先させるものとする。

被害報告処理系統図（市町→県）



5. 災害情報の収集通報

(1) 災害発生の恐れがある異常現象の通報

ア 発見者の通報

異常現象を発見した者は、直ちに次のとおり通報するものとする。

(ア) 河川の漏水等水防に関するもの

対馬市管理課又は総務課、対馬市消防署（団）

(イ) 火災発生に関するもの

対馬市消防署

(ウ) その他異常現象

対馬市総務課又は警察署、海上保安部

イ ア及びその他により異常現象を承知した市長（対馬市総務課長）は、直ちに防災計画に定める情報連絡系統図により通報するものとする。

第3章 災害広報計画

第1節 総 則

本計画は、災害時の混乱した事態に人心の安定、秩序の回復を図るため、災害の形態、災害応急対策の実施状況等を住民に周知するよう、その広報及び報道の内容を定めるものとする。

1. 災害広報

市は、有線放送、公用車、消防車等の広報媒体を通じて住民に広報するものとする。

- (1) 被害状況の概要
- (2) 災害応急対策の実施状況
- (3) 道路情報
- (4) 各防災関係機関の体制及び活動状況
- (5) 住民に対する協力要請及び注意事項
- (6) 気象情報その他必要な事項

2. 被災地域への広報

被災地区住民に対しては、あらゆる広報を講じて遅滞なく詳細な情報を提供するものとする。

- (1) 被災の状況及び地区住民のとるべき措置
- (2) 避難のための立退きの勧告及び急を要すると認めるときは、避難のための立退きの指示
- (3) 救護活動及び災害応急対策の状況

第4章 公安警備計画

第1節 総 則

1. 災害警備実施方針

警察は、関係機関との緊密な連絡の下に災害警備対策を推進し、災害が発生し又は発生するおそれがある場合には、早期に警備体制を確立して情報の収集に努め、住民等の生命及び身体の保護を第一とした災害警備活動に努めるものとする。

2. 災害に備えての準備

警察は、災害の規模に応じた災害警備現地本部等の体制や指揮命令系統の確立及び機動力の確保並びに管内実態に即した被害情報の収集・伝達、避難誘導、救出救助、交通規制等の措置を的確にとることができるよう、以下の事項を踏まえ、警備計画を策定するものとする。

また、災害警備計画は随時見直しを行い、管轄区域内の現状に対応できるものとする。

(1) 警備体制の整備

ア 職員の招集・参集体制の整備

警察は、職員の招集・参集基準の明確化、連絡手段の確保、招集・参集途上での情報収集等職員の招集・参集体制の整備について定めるとともに、随時見直しを図るものとする。

イ 災害警備用装備資機材の整備充実

警察は、災害の発生に備え迅速的確な対処ができるよう、災害警備用装備資機材等の整備充実を図るものとする。

(2) 情報収集・連絡体制の整備

ア 情報収集の手段及び方法

(ア) 警察は、大規模災害発生時に、交番、駐在所、パトカー等の勤務員が直ちに情報収集に当たるなど、情報収集体制の確立を図るものとする。

(イ) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において対馬市等の防災担当課と円滑な連絡を行うことができるよう、平素から緊密な協力関係を構築するものとする。

(ウ) 災害発生時に電力会社、電話会社等の関係機関・団体の保有する情報の提供を得るため、電気、電気通信、ガス及び水道事業者、警備業者等との協力体制の確立に配慮するものとする。

イ 被災状況の把握及び評価

警察は、大規模災害発生時に、交番、駐在所等から逐次報告される死傷者、倒壊家屋等の集約のほか、報告される人的・物的被害に関する情報に基づき、直ちに概括的な被害状況を把握するものとする。

(3) 運転者のとるべき措置の周知徹底

警察は、災害発生時に運転者がとるべき措置について、以下の事項を周知徹底するものとする。

ア 走行中の車両の運転者は、次の要領により行動すること。

(ア) できる限り安全な方法により車両を道路の左側端に停止させること。

(イ) 停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。

(ウ) 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。

やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側端に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

イ 避難のために車両を使用しないこと。

ウ 災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときは、通行禁止区域等(交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下同じ)における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域等内に在る運転者は次の措置をとること。

(ア) 速やかに車両を次の場所に移動させること。

a 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所

b 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所

(イ) 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左側端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。

(ウ) 通行禁止区域等内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。その際、警察官の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないときは、警察官が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがあること。

(4) 避難誘導の措置

ア 避難場所等の周知徹底

警察は、対馬市等関係機関、団体と協力し、又は、平素の警察活動を通じて、地域住民等に対して災害危険箇所、災害発生時の避難場所、避難経路及び避難時の留意事項等について周知徹底を図るものとする。

イ 管理者に対する要請

警察は、多人数の集合する場所の管理者に対して、非常の際の誘導要領、避難経路の明示、照明・予備電源の確保等の事前対策促進を要請する。

(5) 住民等の防災活動の推進

ア 防災訓練の実施

警察は、対馬市防災会議の主催する総合防災訓練等を通じて、防災関係機関及び住民等との一体的な災害警備活動の推進に努めるものとする。また、訓練の実施に当たっては、住民等の災害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟等、災害発生時に住民がとるべき措置について配意するものとする。

イ 各種講習会等を通じた防災知識の普及

警察は、平素から各種講習会、研修会の場等を通じて地域住民等に対し、災害発生時の危険性を周知させるとともに、家庭での安全対策、災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及に努めるほか、家庭内の連絡体制の確保を促すものとする。

ウ 要配慮者に対する配慮

警察は、防災知識の普及等に当たっては、高齢者、障害者、外国人等要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるものとする。

(6) 関係機関との相互連携

警察は、対馬市やその他の関係機関と相互に連携協力して災害対策に当たるものとする。

(7) 災害危険箇所等の調査

警察は、平素から管轄区域内の地盤、地質、地形、地物等の状況から災害の発生が予想される危険箇所について実態を調査・把握し、災害発生時に的確な初動措置をとることができるよう、体制を整備するものとする。

3. 災害発生時における措置

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において警察がとるべき措置は、以下のとおりとする。

(1) 警備体制

ア 職員の招集・参集

警察は、災害発生後速やかに、あらかじめ定められたところにより、職員を招集・参集させ、災害警備体制の確立を図るものとする。

イ 応援体制

被害の規模に応じ、警察本部に対して速やかに広域緊急援助隊等の応援要請を行うものとする。

ウ 災害警備現地本部等の設置

警察は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、警察署に所要の規模の災害警備現地本部、災害警備現地連絡室等を設置するものとする。

(2) 情報収集・伝達

ア 被害状況の把握及び連絡

警察は、災害による人的・物的被害状況を迅速的確に把握し、災害対策本部に速やかに連絡するものとする。また、二次災害についても同様に把握し、連絡するものとする。

イ 情報収集

警察は、交番、駐在所、パトカー等の勤務員を、被災状況・交通状況等の情報収集に当たらせることとする。

(3) 救出救助活動等

警察は、管轄区域内の被災状況等を踏まえ、署員等による救出救助部隊を速やかに編成するものとする。

また、消防等防災関係機関の現場責任者等と随時、搜索区割り等現場活動に関する調整を行い、現場活動が円滑に行われるよう配慮するものとする。

(4) 避難誘導等

ア 風水害

(ア) 警報等の伝達

警察は、被害を及ぼす可能性のある洪水等の状況を把握した場合は、関係機関との連携を図りながら、交番、駐在所、パトカー等の勤務員を活用して住民等に対する迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

(イ) 避難誘導

警察は、風水害発生のおそれがある場合には、関係機関団体と連携を図りながら、浸水区域や土砂災害危険箇所の警戒活動を行い、その結果、危険と認められる場合には、住民等に対し、以下の点に留意して避難広報・誘導をするものとする。

- a 住民等への避難勧告の伝達に当たっては、交番、駐在所、パトカー等の勤務員を活用して、迅速かつ的確な伝達に努める
- b 避難広報・誘導に当たっては、避難場所及び避難経路や浸水区域、土砂災害危険箇所等の存在、災害の概要その他避難に資する情報の伝達に努める。
- c ヘリコプター、船舶等による避難についても検討し、必要に応じて実施するものとする。
- d 情報の伝達及び避難誘導の実施に当たっては、要配慮者に十分配慮するよう努める。

イ 地震災害

警察は、地域住民の避難誘導等に当たり、以下の事項に留意するものとする。

(ア) 被災地域、災害危険箇所等の現場状況を把握した上、安全な避難経路を選定し、避難誘導に当たる。

(イ) 避難誘導に当たっては、高齢者及び障害者については、可能な限り車両等を利用して避難誘導を行うなど、要配慮者に配慮する。

(ウ) 津波災害

警察は、津波警報・注意報が発表された場合又は津波による被害の発生が予想される場合は、沿岸住民及び船舶等への広報を実施するとともに、必要に応じて、速やかに避難の指示を行い、安全かつ効率的な避難誘導を行うものとする。

(5) 死体調査

警察は、対馬市と協力し、必要に応じて警察本部に応援要請するなどして、死体調査要員・場所等を確保するとともに、医師等との連携に配慮し、迅速的確な死体調査、身元の確認、遺族等への遺体の引渡し等に努めるものとする。

(6) 二次災害の防止

ア 風水害

警察は、浸水被害が発生した地域又は土砂災害の発生の危険性が高いと判断された箇所について、適切な警戒避難措置を講じるとともに、現場警察官による交通規制を実施するなどして、二次災害の防止に努めるものとする。

イ 地震災害

警察は、二次災害の危険箇所を把握するため、調査班を編成し、住宅地域を中心に区域を定めて調査を実施するものとする。また、把握した二次災害危険箇所等については、対馬市災害対策本部等に伝達し、避難勧告等の発令を促すものとする。

(7) 社会秩序の維持

ア 被災地におけるパトロール活動

(ア) 無人店舗、家屋等の防犯対策

警察は、被災後の住宅街、商店街等における各種犯罪を防止するため、無人店舗、家屋等のパトロールを推進し、防犯対策を徹底する。

(イ) 相談、トラブル防止対策

警察は、避難所における流言飛語や各種トラブルによる被災者の治安に対する不安感を払拭するため、パトロール等の各種活動を通じて相談しやすい環境を整備し、被災者・避難者の安全・安心を確保する。

(ウ) 被災地における要配慮者への支援

警察は、被災地等の要配慮者が犯罪被害に遭う不安を解消し、安全・安心を実感できるようにするため、パトロール活動を推進する。

イ 重点を指向した各種犯罪の取締り

警察は、被災地において発生しがちな悪質商法等の生活経済事犯、義援金名目の詐欺事犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力等の取締りを重点的に行い、住民等の不安の軽減、被災地の社会秩序の維持に努める。

ウ 地域住民と連携した防犯活動

(ア) ボランティアと連携した防犯活動

被災地等における犯罪の防止を徹底するためには、各種ボランティア関係機関・団体と連携した上で、きめ細かい警戒活動を実践する必要があることから、被災地において自主的な防犯活動を行う団体に対するパトロール用品の提供、合同での警戒活動の実施等による活動支援を行う。

(イ) 適切な情報提供

警察は、地域住民等による、より効果的な自主防犯活動が行われるように、犯罪等の発生状況や被害の防止方法等の情報提供を行う。

(8) 緊急交通路の確保

ア 交通状況の把握

警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報により、通行可能な道路や交通状況等を迅速に把握するものとする。

イ 交通規制の実施

警察は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするために緊急の必要があると認める時は、速やかに区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し又は制限するなど、緊急交通路の確保に当たるものとする。

緊急交通路の確保に当たっては、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急対策の的確かつ円滑な実施に配慮して行うものとする。

さらに、災害発生後の被災地の状況に応じて、応急復旧のための人員及び資機材輸送の必要性に配慮するなど、被害の状況、緊急度、重要度等を考慮した交通規制の見直しを行うものとする。

ウ 輸送対象の想定

緊急通行車両により輸送する対象は、被災状況及び災害応急対策の進捗状況に応じておおむね以下のとおりとする。

(ア) 第1段階

- a 救助・医療活動の従事者及び医薬品等の物資
- b 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資
- c 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の災害応急対策に必要な人員・物資等
- d 医療施設に搬送する負傷者等
- e 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

(イ) 第2段階

- a 上記(ア)の続行
- b 食料、水等生命の維持に必要な物資
- c 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- d 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

(ウ) 第3段階

- a 上記(イ)の続行
- b 災害復旧に必要な人員及び物資
- c 生活必需品

エ 交通規制の周知徹底

警察は、交通規制を実施したときは、直ちに通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他の必要な事項について、住民及び運転者等に周知徹底を図るものとする。

オ その他緊急交通路確保のための措置

(ア) 交通管制施設の活用

警察は、効果的な交通規制を実施するため、信号機等の交通管制施設の機能の回復に努めるとともに、これらを活用するものとする。

(イ) 放置車両の撤去等

警察は、緊急交通路を確保するため必要な場合には、放置車両の撤去等、緊急交通路の障害物の除去について、道路管理者、消防機関及び自衛隊等と協力し、状況に応じて必要な措置をとるとともに、警察車両による緊急通行車両の先導等を行うものとする。

また、自らが行う緊急通行車両の通行の妨害となっている車両等の移動等の措置に関し必要がある場合、警察本部が平成17年6月6日、日本自動車連盟長崎支部と締結した覚書に基づき、当該措置について、同支部に対して協力要請するものとする。

(ウ) 運転者等に対する措置命令

警察は、緊急車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じて運転者等に対し車両移動等の措置命令を行うものとする。

力 関係機関等との連携

警察は、交通規制に当たって、道路管理者、防災担当部局等と相互に緊密な連携を保つものとする。また、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて警察本部が平成10年12月7日、県警備業協会と締結した「大規模災害時における交通誘導及び地域交通安全の確保等の業務に関する協定」に基づき、交通誘導の実施等を要請するものとする。

(9) 被災者等への情報伝達活動

ア 被災者等のニーズに応じた情報伝達活動の実施

警察は、被災者等のニーズを十分把握し、災害関連情報、避難の措置に関する情報、交通規制等警察措置に関する情報等を交番、駐在所、パトカー等の勤務員を活用するなどして、適切な伝達に努めるものとする。なお、その際、高齢者、障害者、外国人等の要配慮者に配慮した伝達を行うものとする。

イ 相談活動の実施

警察は、災害発生時には、被災者の安否確認等の相談に応じるため、各種相談窓口等の設置に努めるものとする。

さらに、避難所等に避難している被災者の不安を和らげるため、移動交番車の派遣や避難所への警察官の立ち寄り等による相談活動を推進するなど避難所等における親身な活動を推進するものとする。

ウ 多様な手段による情報伝達

警察は、地域に密着した活動等を通じ、住民の避難先、救援物資の配付場所等の地域住民等の生活に必要な情報の収集に努めるとともに、それらの情報や悪質商法への注意喚起等の地域安全情報を警察本部、警察署、交番、駐在所等の掲示板、生活安全ニュース、ミニ広報紙、交番速報等を活用し、あるいは自主防災組織等を通じるなどして幅広く伝達するものとする。

(10) 関係機関と相互連携

警察は、指定地方行政機関、指定公共機関等との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。

第5章 都市災害応急対策計画

1. 災害発生直後の施設の緊急点検

- (1) 都市公園等都市施設の点検を実施すると共に、避難地又は避難路となる公園においては、消防、救援、避難活動等が円滑に実施されるよう必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 下水処理施設については、大規模な災害が発生した場合、予め作成した計画に従い、直ちに施設の被害状況の調査を行うものとする。

2. 二次災害の防止対策

下水処理施設については、降雨による浸水等の二次災害を防止するため、主要な雨水管渠等の被災状況を調査し、土砂による閉塞等が生じた箇所については、直ちに土砂の排除を行うなど必要な措置を講ずるものとする。

3. 震災における消防活動への支援

都市公園内の水泳プール、池及び井戸水、河川水及び海水の利用を図るものとする。

4. ライフライン施設の応急復旧

- (1) 下水処理施設については、大規模な災害が発生した際に円滑に対応できるよう、予め作成された計画に基づき、施設の被害状況の把握及び緊急時の対応を行うものとし、また、施設の応急復旧に関しては、必要に応じ広域的な応援を求めることとする。なお、下水処理施設が使用不可能となった場合は 関係部局と協力し、仮設トイレを設置すると共に、そのし尿処理については、必要に応じ、周辺市等の下水道処理場で処分するものとする。
- (2) 必要に応じ、都市公園内の水泳プール、池及び井戸水、河川水及び海水の利用を図るものとする。

5. 応急仮設住宅の建築支援等

都市公園内の広場等について、必要に応じ、被災後の一定期間、応急仮設住宅用地としての提供を図るものとする。

第6章 水防計画

第1節 総 則

この計画は、水防法第7条に基づき、洪水、津波又は高潮による水災を警戒、防御し、これによる被害を軽減する目的をもって、市内の各河川、海岸及び溜池に対する水防上必要な管理、予報、警戒、通信、連絡、輸送及び水防のための水防関係団体の活動、並びに必要な資機材の準備と運用について実施の大綱を示したものである。

第2節 水防の責任、津波における留意事項、安全配慮

1. 水防の責任等

(1) 市の責任

水防管理団体たる市は、水防計画に基づき、各々その管轄区域内の水防を十分に果たさなければならない（水防法第3条）。

(2) 県の責任

長崎県内における水防体制の確立及び組織強化を図るとともに、各水防管理団体が行う水防が十分行われるように確保する責任を有する（水防法第3条の6）。

(3) 気象台の責任

気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認めるときは、その状況を水防本部長に通知するとともに、必要に応じて放送機関、新聞社、その他の報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない（水防法第10条）。

(4) 放送局、NTT西日本、その他の通信報道機関の責任

水防上、緊急を要する通信報道が最も迅速に行われるよう協力しなければならない。

(5) ダム管理者の責任

河川法第52条の規定に基づく河川管理者の指示に従うとともに、災害の発生防止又は災害の軽減に積極的に努めなければならない。

(6) 溜池管理者の責任

溜池管理者は、当該溜池のある地域の水害が予想されるときは、当該水防管理者の指導下に入るものとする。

2. 津波における留意事項

津波は、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて「遠地津波」と「近地津波」に分類して考えられる。遠地津波の場合は原因となる地震発生からある程度時間が経過した後、津波が襲来する。近地津波の場合は、原因となる地震発生から短時間のうちに津波が襲来する。

従って、水防活動及び消防団員自身の避難に利用可能な時間は異なる。遠地津波で襲来まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能なことがある。しかし、近地津波で、かつ安全な場所への避難までの所要時間がかかる場合は、消防団員自身の避難以外の行動が取れないことが多い。

従って、あくまでも消防団員自身の避難時間を確保したうえで、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。

3. 安全配慮

洪水、津波又は高潮のいずれにおいても、消防団員自身の安全確保に配慮して水防活動を実施するものとする。

避難誘導や水防作業の際も、消防団員自身の安全は確保しなければならない。

第3節 水防組織

1. 対馬市水防本部

水防本部は、次の機構により事務を処理する。

水防本部体制表 ----- 資料編 1-9

2. 設置基準

(1) 長崎地方気象台から、洪水、津波又は高潮による水災に関する次の注意報・警報が発せられる等、災害の発生が予測されるときは、水防本部を設置する。

大雨特別警報（浸水害） 大雨警報（浸水害） 洪水警報

津波特別警報（大津波警報）津波警報 津波注意報

高潮特別警報 高潮警報

(2) 上記の警報が解除される等、災害の発生の恐れがなくなったときは、水防本部を解散する。

(3) 水災に関して、対馬市災害対策本部が設置された場合は、水防本部の組織は、市本部の組織に包括されるものとする。

3. 組織及び事務分掌

水防本部の組織及び分掌事務は次のとおりとする。

水防本部体制表 ----- 資料編 1-9

第4節 水防倉庫及び水防資機材の備蓄

1. 水防管理団体の資機材等備蓄基準

水防倉庫は、消防格納庫が兼ねており、次を基準として、資機材を準備しておくものとする。

水防資機材 ----- 資料編 5-10

2. 資機材の確保と補充

市は、資材確保のため、水防区域近在の資材業者を登録し、常に手持ち資材の把握に努め、緊急時の補給に備えること。また、機材が使用または損傷により不足を生じた場合は、直ちに補充しておかななければならない。

3. 水防倉庫の配置

水防倉庫の配置は、管内の消防拠点施設 97 箇所、格納庫 40 箇所とする。

第5節 知事が水位情報を通知及び周知する河川（水防法関係）

1. 対象となる河川（水位周知河川）

河川名	水位情報周知区間	基準量水標及び水位基準	水位情報発表者	関係水防管理団体
厳原本川	左右岸：対馬市厳原町宮谷馬場崎橋～海 1,780m	2.「対象量水標及び指定水位」のとおり	対馬振興局長	対馬市
佐護川	左右岸：対馬市上県町佐護東里1183～海 5,200m	2.「対象量水標及び指定水位」のとおり	対馬振興局長	対馬市

2. 対象量水標及び指定水位

河川名	量水標名	地先名	水防団（消防団）待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
厳原本川	厳原本川観測所	対馬市厳原町宮谷	0.5m	0.9m	0.9m	1.3m
佐護川	佐護川観測所	対馬市上県町佐護北里	3.1m	3.6m	3.6m	4.0m

※水位周知河川とは、洪水により国民経済上重大な損害又は相当な損害を生ずる恐れがある河川において、住民の皆様が安全な場所への避難及びその準備を行う目安となる水位（氾濫危険水位）に達した時、その旨を関係機関に通知するとともに、一般に周知しなければならない指定した河川のことである。

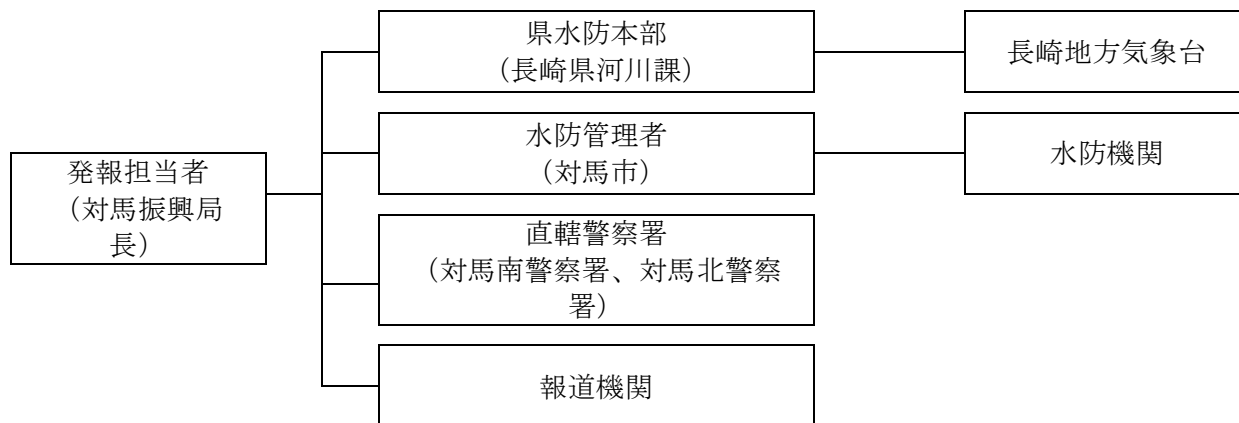
※避難判断水位とは、氾濫注意水位を超え、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位であり、避難時の目安になるものである。

※氾濫危険水位とは、避難判断水位を超え、洪水発生危険性が切迫した水位であり、避難指示の発令の目安になるものである。

3. 水防情報等の伝達方法

水位情報について、県から氾濫危険水位及び避難判断水位に達したとき、次の伝達フローにより情報伝達を受ける。

ただし、報道関係に対する情報伝達は、氾濫危険水位に達したときに限り行われる。



4. 洪水浸水想定区域の指定及び要配慮者利用施設の避難確保計画の作成義務等

水位情報周知河川について、県は、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域と

して指定し、指定した区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。

また、指定された浸水想定区域内に位置する防災上配慮を要する者が利用する施設（要配慮者利用施設）で、その利用者が洪水時等に円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要がある施設の管理者は、利用者の避難を確実なものとするため、避難確保計画を作成し、同計画に基づく避難訓練の実施が義務付けられている。計画の作成と訓練の実施について、市は関係機関と連携して必要な支援、指導を行う。

危険区域内の要配慮者利用施設-----資料編 3-18

5. 洪水ハザードマップの整備・周知

市は、氾濫等の水位情報及び避難に関する情報を市民等にわかりやすく提供することにより人的被害の防止を図るため、水位周知河川に係る洪水予想及び伝達要領、避難場所について記載した洪水ハザードマップを整備し、住民等へ周知する。

第6節 水防活動

市水防本部の水防配備体制

水防配備体制は、迅速確実に行うよう、水防本部長（市長）は、次の要領により職員及び消防団員を配備する。

水防本部体制表 -----資料編 1-9

第7節 水防管理団体の水防体制

1. 水防管理団体の水防配備体制

市は、水防本部の配備体制に準じて、予めその体制を整備しておくものとし、次により活動を行うものとする。

(1) 水防活動の段階

ア 市は、県本部からの水災に関する警報を県防災行政無線、N T T電話その他の手段により受ける。

イ 市は、通報を受けた場合又は、洪水等危険を察知した場合は、第1段階として、計画した人員を召集し、管内の重要水防区域の監視及び警戒配置につかせる。

ウ 通報水位に達したとき、又はその他必要と認めるときは、第2段階として、計画した人員を配置につけると共に、機具、資材を整備し、出動準備を整える。

エ 市は、次の場合第3段階として、計画した人員を出動させ、警備配置につかせる。

(ア) 河川の水位が警戒水位に達したとき

(イ) 潮位が異常に上昇し、なお上昇の恐れがあるとき

(ウ) 台風が対馬近海を通過するとき

(注) ①命令及び情報の伝達は、特に迅速、正確、慎重を期し、みだりに人心を動揺させたり、いたずらに水防員を緊張させないように留意し、最悪時に最大の水防能力を発揮できるよう心掛けること。

②津波到達時間、安全性が高いと考えられる場所までの避難完了に要する時間等を考慮して自身の危険性が高いと判断した場合は、自身の避難を優先する。

2. 決壊等の通報並びに決壊後の措置

水防法に基づき、堤防その他が決壊したときは、水防本部長、又は消防団長は、直ちにその旨、警察署、住民、県地方本部及び氾濫する方向の消防分団等に通報し、できる限り、氾濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

第8節 避難のための立退き

水防本部長又は、その命を受けた水防本部員は、洪水又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、避難、立退きを指示する。

指示した場合には、警察署長にその旨を通知しなければならない。

第9節 自衛隊の派遣要請

水防管理者は、水防上自衛隊の派遣を必要と認めたときは、知事を通じ、自衛隊の派遣を要請するものとする。

派遣要請の要領については、「第1章 活動計画 第3節 自衛隊派遣要請計画」によるものとする。

第10節 水防顛末報告

水防活動が終結したときは、市長は、県地方本部長に遅滞なく報告するものとする。

第11節 水防訓練

1. 実施訓練

水防活動は、暴風雨の最中、しかも夜間に実施することが多いので、観測、通報、動員、輸送、水防工法及び避難、誘導について充分訓練を実施するものとする。

2. 実施時期

市は、消防団と協力して、出水期前までに実施するものとする。

第7章 土砂災害防止計画

第1節 総 則

この計画は、市防災計画の一環として、土砂災害を警戒・防御しこれによる被害を軽減する目的をもって、市内の土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所、山腹崩壊危険箇所、崩壊土砂流出危険箇所、地滑り発生危険箇所、土砂災害警戒区域等に対する、防災上必要な管理、予報、警戒、避難、通信、連絡に関する関係団体及び住民の活動についての指針を示すものである。

第2節 災害警戒本部の設置計画

大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当）が発表されるなど、土砂災害の発生が予想されるときは、警戒本部を設置し、情報の収集及び伝達に努める。

第3節 土砂災害危険箇所

市内の災害危険箇所は、「第2編、災害予防、第4章、第1節」で災害危険区域として設定しているが、総括すると下記のとおりである。

○急傾斜地崩壊危険箇所（法律指定）	85箇所
○急傾斜地崩壊危険箇所（法律指定外）	775箇所
○地すべり防止区域（法律指定）	2箇所
○地すべり防止区域（法律指定外）	3箇所
○土石流危険渓流区域	1,005箇所
○山地に起因する災害危険箇所	211箇所

第4節 土砂災害における警戒避難体制の整備

土砂災害警戒区域等における土砂災害防災対策の推進に関する法律に基づき県知事の指定を受けた土砂災害警戒区域等の区域については、指定された区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、避難、救助その他当該区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制の整備を図る。

また、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難地に関する事項その他指定された区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について住民等への周知に努める。

さらに、平成29年6月の同法改正により、土砂災害警戒区域等の区域内に立地する要配慮者利用施設の所有者又は管理者に避難確保計画の作成が義務づけられたことから、対象施設に対し、同計画の作成と訓練の実施について、市は関係機関と連携して必要な支援、指導等を行う。

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域-----資料編 3-1

危険区域内の要配慮者利用施設-----資料編 3-18

第5節 土砂災害警戒情報

1. 発表機関

土砂災害警戒情報は、土砂災害防止法及び気象業務法により、長崎県と長崎地方気象台が共同で発表する。

2. 目的

土砂災害警戒情報は、大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援することを目的とする。

3. 発表対象地域

土砂災害警戒情報は、上対馬、下対馬を発表対象とする。

4. 土砂災害警戒情報の作成

土砂災害警戒情報の内容は、タイトル、情報番号、発表時間、発表者名、警戒対象地域名、警戒文、警戒対象地域を示す地図からなり、情報番号は、一連降雨を対象とした最初の発表を第1号とし、発表対象地域全域の警戒を解除する情報まで連続番号を用いるものとする。（付図1参照）

5. 土砂災害警戒情報の発表基準

土砂災害警戒情報の発表基準は、警戒基準と警戒解除基準からなり、それぞれ以下のとおりとする。

(1) 警戒基準

大雨警報発表中において、気象庁が作成する降雨予測に基づいて危険降雨量に達したときとする。

なお、地震や火山噴火等で現状の基準を見直す必要があると考えられた場合は、長崎県と長崎地方気象台は、基準の取り扱いについて協議するものとする。

(2) 警戒解除基準

解除基準は、危険降雨量を下回り、かつ短時間で再び危険降雨量を超過しないと予想されるときとする。ただし、大規模な土砂災害が発生した場合等には、長崎県と長崎地方気象台が協議のうえ危険降雨量を下回っても解除しない場合もあり得るが、降雨の状況、土壌の水の含み具合、および土砂災害の発生状況等に基づいて総合的な判断を適切に行い、当該地域を対象とした土砂災害警戒情報を解除することとする。

6. 土砂災害警戒情報の伝達

土砂災害警戒情報の伝達にあたっては、伝達先に迅速かつ確実に伝達されるよう、長崎県（防災企画課及び砂防課）と長崎地方気象台は予め担当者を明確にした連絡体制を整備するなど、伝達先、伝達系統について十分に事前確認するとともに、着信確認を行う等、確実に土砂災害警戒情報を通知する。

また、報道機関等からの伝達についての協力を得る等、より多重的で確実な情報伝達手段の確保に努めるものとする。

第8章 消防活動計画

第1節 総 則

市は、管轄区域内における火災予防、火災の鎮圧等の活動を効率的に遂行するため、その責任において消防活動計画を策定する。

1. 消防機関の編成

対馬市消防本部消防署の組織は、次のとおりである。

消防本部・消防署組織図 ----- 資料編 1-7

市の消防団の組織及び受け持ち範囲は、次のとおりである。

消防団の名称及び受持区域 ----- 資料編 1-8

2. 出動区分

消防団の出動は、次により行うものとする。

(1) 第一次出動

区域内に火災が発生した場合の出動

(2) 第二次出動

管轄区域外で火災が発生した場合の出動

3. 応援部隊の任務

火災現場に到着した応援部隊の長は、直ちに現地の最高指揮官に到着申告を行って、その指揮下に入り、担当すべき部署について指示を受けなければならない。

第9章 危険物災害応急対策計画

第1節 総 則

この計画は、最近多発している危険物（石油類、高圧ガス、火薬類等）災害の発生と被害の拡大を防止するため必要な応急措置の大綱を定めることを目的とする。

1. 情報通信

危険物等災害が発生し、又は発生する恐れがある場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

(1) 情報通信連絡系統

情報の収集、伝達については、「第2章 通信及び情報収集伝達計画」に準じるものとするが、特に危険物災害に特化した部分については、次の情報通信連絡系統とする。

ア 危険物の流出等の事故が発生したときは、事業者は、直ちに警察及び消防機関等へ通報する。

イ 火薬庫が近隣の火災等により危険な状態になり、又は火薬類が異常を呈したとき及び災害が発生したとき、事業者は、直ちに、市、警察及び消防機関等に届け出る。

ウ 高圧ガス製造施設等が危険な状態になったとき、事業者は、直ちに市、警察及び消防機関等に届け出る。

エ 毒物・劇物の飛散等により不特定多数の者に保健衛生上の危害が生ずる恐れがあるとき、事業者は、直ちにその旨を保健所、警察及び消防機関に届け出る。

オ 放射線障害の恐れがあるとき又は放射線障害が発生したとき、事業者は、法令で定める応急措置を講ずると共に、直ちに文部科学省、県、警察及び市等へ通報する。

(2) 実施事項

ア 各関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。

イ 各関係機関は、災害情報の収集に努めると共に、把握した情報については迅速に他の関係機関に連絡し、情報の共有化、応急対策の調整等を行う。

2. 災害広報

正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、地域住民等に対して行う災害広報は、「第3章 災害広報計画」に準じるほか、次により実施する。

(1) 実施機関

事業者、市、警察署、消防本部

(2) 実施事項

ア 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせなどに対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に対して次の情報を正確に、きめ細かく、適切に提供する。

(ア) 災害の状況

(イ) 家族等の安否情報

- (ウ) 危険物の種類、性状など人体・環境に与える影響
- (エ) 医療機関等の情報
- (オ) 関係機関の応急対策に関する情報
- (カ) その他必要な事項

イ 地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じて、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項について広報を実施する。

- (ア) 災害の状況
- (イ) 被災者の安否情報
- (ウ) 危険物の種類、性状など人体・環境に与える影響
- (エ) 医療機関等の情報
- (オ) 関係機関の応急対策に関する情報
- (カ) 避難の必要性など、地域に与える影響
- (キ) その他必要な事項

3. 応急活動体制

(1) 市の災害対策組織

市長は、危険物等災害が発生し、又は発生する恐れがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(2) 防災関係機関の災害対策組織

関係機関の長は、危険物等災害が発生し、又は発生する恐れがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

(3) 現地合同本部等の設置

関係機関は、円滑、迅速な応急対策を実施するため、必要に応じて協議の上、現地合同本部等を設置する。

4. 災害拡大防止

危険物等による災害の拡大防止を図るため、爆発性、引火性、有毒性等の危険物等の性状を十分に把握し、次により実施する。

(1) 事業者

災害の拡大防止を図るため、法令に定める応急措置を講ずるなど、迅速かつ的確な応急点検及び除去・回収の応急処置等を講ずる。

特に放射性物質災害時については、

ア 保管庫等が被災した場合、使用を即時一時停止し、必要に応じ盗難等の予防のため見張り人を立てると共に、直ちに安全確認を実施する。

イ 運搬中に被災した場合、必要な措置を講じ、県及び警察等の指示に従う。

(2) 市、県、警察署、消防本部、道路管理者

危険物等災害時の流出、拡散の防止、環境モニタリング等を実施すると共に、事業者に対する応急措置命令、危険物関係施設の緊急使用停止命令など、適切な応急対策を講ずる。

なお、県は、放射性物質災害時において、必要に応じて文部科学省及び厚生労働省の専門家の派遣を要請する。

5. 避難措置

市及び関係機関は、人命の安全を確保するため、「第10章 救助計画」の定めるところにより、爆発性、引火性、有毒性といった危険物等の特殊性を考慮し、必要な避難措置を実施する。

6. 救助・救急活動

危険物等災害時における救助・救急活動については、「第10章 救助計画」の定めるところにより実施する。

7. 医療救護活動

危険物等災害時における医療救護活動については、「第10章 救助計画」の定めるところにより実施する。

8. 消火活動

危険物等災害時における消火活動は、次により実施する。

(1) 事業者

消防機関の現場到着までの間に、自主防災組織等によりその延焼拡大を最小限度に抑えるなど、消火活動に努める。

(2) 消防本部

ア 事業者との緊密な連携を図り、化学消防車、化学消火薬剤、中和剤、ガス検知器等を活用し、危険物等の性状に合った適切な消火活動を実施する。

イ 消防機関の職員は、消火活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。

9. 行方不明者の捜索及び死体の収容等

市及び警察署は、「第10章 救助計画」の定めるところにより、行方不明者の捜索、死体の収容、埋葬等を実施する。

10. 交通規制

危険物等災害時における交通規制について警察署は、危険物等災害発生地に通じる道路及び周辺道路等において、災害の拡大防止及び交通の確保のため、必要な交通規制を行う。

11. 自衛隊派遣要請

市長は、災害の規模や収集した被害情報から判断して必要がある場合には、「第1章 活動計画」の定めるところにより、知事に対して自衛隊の災害派遣を要請する。

第10章 救助計画

第1節 災害救助法の適用に関する計画

1. 救助の本質

災害救助法（昭和22年法律第118号、以下「救助法」という。）による救助は、個人の基本的生活権の保護と、全体的社会秩序の保全を図ることを目的として行われるものであり、災害に際して、食糧品その他生活必需品の欠乏、住居の喪失、傷病等に悩む、罹災者に対して応急的、一時的に救助を行うものである。（法第1条）

2. 実施機関

救助法による救助は、その任務、目的の重要性から、国の行うべき事務とされているが、同時にその迅速性から、全面的に知事に委任されている。（法2条：法32条2）さらに、同じ理由により知事の職権のうち次に掲げるものは、予め市長に委任されている。

- (1) 収容施設の供与（応急仮設住宅の設置を除く）
- (2) 炊き出し、その他による食品の給与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与（購入を除く）
- (4) 災害にかかった者の救出
- (5) 学用品の給与（購入を除く）

3. 救助の種類

救助法による救助の種類は次のとおりである。（法23条、施行令8条）

- (1) 収容施設（応急仮設住宅を含む）の供与
- (2) 炊き出し、その他による食品の給与及び飲料水の供与
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (4) 医療及び助産
- (5) 災害にかかった者の救出
- (6) 災害にかかった住宅の応急修理
- (7) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- (8) 学用品の給与
- (9) 埋葬
- (10) 死体の捜索及び処理
- (11) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

4. 法適用基準

救助法による応急救助は、災害による被害が一定規模以上に達したときに行われるのであり、市の区域内の人口と災害によって住家が滅失した世帯の数が法適用の基準とされている。

- (1) 適用基準1（施行令1条1項1号）
市域内の被害世帯が60世帯以上のとき。
- (2) 適用基準2（施行令1条1項2号）
被害世帯が1の基準に達しないが、県下の被害世帯数が1,500世帯以上であって、市域内の被害世帯数が30世帯以上のとき。
- (3) 適用基準3（施行令1条1項3号）
被害世帯が1又は2の基準に達しないが、県下の被害世帯数が7,000世帯以上の場合であって、当市の被害状況が特に救助を必要とする状態にあるとき、又は災害が隔絶した地域に発生し、被災者の救護が著しく困難であり、かつ多数の世帯の住家が滅失したとき。
- (4) 適用基準4（施行令1条1項4号）
被害世帯が1、2及び3の基準に達しないが、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受ける恐れが生じたとき。
(注) 被害世帯数の換算は次のとおりである。
ア 住家の全壊（焼）又は流失した世帯は、1世帯を滅失世帯1世帯とする。
イ 住家が半壊し、又は半焼する等著しく損傷した世帯は、2世帯をもって滅失世帯1世帯とみなす。
ウ 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は、3世帯をもって滅失世帯1世帯とみなす。

5. 法適用の手続

市長は、災害による被害の程度が法適用基準に達したとき、又は達する見込みがある場合は、被害状況を、すみやかに知事に報告するものとする。

第2節 避難計画

この計画は、災害時における危険区域の居住者、滞在者、その他の者に対する避難のための立退き勧告又は指示及び避難場所の開設並びに避難路の指定等について定める。

1. 避難の勧告、指示

避難の勧告、指示は、次のとおり行う。

避難の勧告、指示一覧表 ----- 資料編 4-1

2. 避難勧告又は指示の基準

- (1) 豪雨、台風、地震、津波等災害に関する警報が発せられ避難を要すると判断されるとき
- (2) 知事から豪雨、台風、高潮、地震及び警察から津波等災害に関する通報があり避難を要するとき

- (3) 河川が警戒水位を突破し、溢水又は漏水の恐れがあるとき
- (4) 上流水域で河川災害が発生したため、その下流域で災害発生 of 恐れがあるとき
- (5) 火災が風下に拡大する恐れがあるとき
- (6) その他の自然的、人為的な災害により生命又は身体に被害を受ける恐れがあるとき

3. 立退きの伝達方法

- (1) 避難警報の発令

避難警報の発令 ----- 資料編 4-2

- (2) 警報の伝達方法

避難警報は、サイレン、有線テレビ放送、音声告知放送等を通じ、又は消防車、広報車等を動員して関係住民に周知徹底させる。この場合、情報弱者である視覚障害者・聴覚障害者・知的障害者対策として、予め近隣の通報協力者を定めておく。

4. 避難路の指定

市は、災害発生時に避難者が安全且つ迅速に避難所へ避難出来るよう避難路を指定し、関係住民に周知する。

緊急輸送道路ネットワーク及び指定避難道路----- 資料編 5-11

5. 避難所の設置

- (1) 設置場所の設定

市長は、管内の地域別に、予想される災害に応じた避難措置に必要な事項について、関係機関と協議のうえ、本防災計画に定めておくとともに関係住民に対し周知徹底を図るものとする。

ア 避難所は別表のとおりとし、応急的に整備を行い使用する。災害の場所及び程度により適当な施設を得難いときは、野外に仮小屋を設置するか天幕により収容を行う。

イ 災害の状況により、予定した避難場所が使用できないとき、又は災害が激甚で市内に避難所を設置することが困難なときは、市長は、知事又は近隣市長と協議し避難所の設定又は被害者の収容について所要の処置を講じる。

指定緊急避難場所一覧表 ----- 資料編 4-4

指定避難所一覧表 ----- 資料編 4-5

- (2) 福祉避難所の指定

要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者）で一般的な避難所では生活に支障をきたす住民に対し、円滑な利用を確保するための措置が講じられている避難所。

ア 市長は、障害者等、一般の避難所での共同生活が難しい要配慮者のための福祉避難所の予定施設を予め指定する。

イ 福祉避難所予定施設は、バリアフリー化など避難した要配慮者の生活に支障が少ないよう整備された施設とすることが望ましい。

ウ 市は、福祉関係者と協議し、福祉避難所開設時にケアに当たる要員の配置等を事前に定めるよう努める。

エ 市は、一般の避難所に避難した該当する要配慮者を速やかに把握し、福祉避難所に移送するものとする。

福祉避難所一覧表 ----- 資料編 4-6

(3) 避難所の確保

市長は、次に該当すると認めたときは、避難所の確保に努める。

ア 避難所に適した施設が無い地域

イ 避難施設がその場所、又は災害の程度により適さない地域

ウ 避難施設がその規模から、地域内の住民を収容できない地域

(4) 避難所に収容する者の範囲

ア 住家が被害を受け、居住の場所を失った者

イ 現に災害を受け、速やかに避難しなければならない者

ウ 災害によって現に被害を受ける恐れがある者

(5) 避難の事前準備と留意事項

ア 事前準備

(ア) 火気の取扱いに平素注意し、避難に際しては必ず電気ガス等危険物の始末を完全に行うこと。

(イ) 台風期には、風水害に備えて家屋の補強（屋根瓦等の飛散防止・雨戸・門等の完備）を行い浸水が予想される場合には家財を高所に移動させること。

(ウ) 浸水による油脂類の流失防止、カーバイド・生石灰等発火源の安全管理に努め、電気ガス等の保安措置を講じること。

(エ) 病院・社会福祉施設等多数の入院患者、高齢者を収容している施設にあつては平素綿密な避難計画を樹立し、これに基づく避難訓練等を実施し、警察・消防機関と連絡を密にすること。

イ 避難時の留意事項

(ア) 服装は軽装とし、素足を避け、必ず帽子、頭巾、ヘルメット等をかぶり露出部分を少なくする。

(イ) 崖下、壊れそうな塀ぎわ、川べり等はできるだけ避ける。

(ウ) 切れた電線や垂れ下がった電線には絶対触れない。

(エ) 要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者）のいる家庭では早めに避難する。

6. 避難の周知徹底

(1) 住民等に対する周知

ア 事前措置

市長は、避難立退きの万全を図るため避難場所、避難経路等を予め住民に周知徹底させる。

イ 指示等

市長は避難の勧告又は指示をしたとき、又は通知を受けたときは、関係機関の協力を得て実情に即した方法でその周知徹底を図る。

(2) 関係機関相互の通知及び連絡

市長は、避難のための立退きを勧告し、又は指示をした場合は、関係機関に連絡又は通知する。

7. 避難誘導及び移送等

(1) 避難誘導

避難立退きの誘導にあたっては、要配慮者等を先に行い一般壮年男子はその次とし、避難誘導者は、円滑な立退きについて適切な指導をする。

また、観光客等地理不案内な来訪者に対しては、観光施設、宿泊施設等の管理者は配慮して避難誘導を行う。

(2) 移送

ア 小規模の場合

避難立退きに当たっては、避難者が各個に行うことを原則とする。ただし、避難者が自力により立退き不可能な場合においては、車両、船舶等により移送及び輸送を行う。

イ 大規模な場合

被災地が広域で大規模な立退き移送を要し、市において処置できないときは、知事に要請する。

8. 学校等の避難対策

(1) 避難誘導

引率者は、校長の指示を適確に把握して、校舎配置又は学年を考慮し、予め定められた避難順序に従って正しく誘導する。

(2) 移 送

集落別に班を編成し、担当教職員が引率責任者として安全かつ能率的に移送する。

9. 病院・社会福祉施設の避難対策

(1) 避難誘導

病院・社会福祉施設等の管理者は、予め患者及び入所者を担送患者と独歩患者とに区別し独歩患者には適当な人数ごとに自治組織の編成に努め、重症者、老幼婦女子を優先して誘導する。

(2) 移 送

病院・社会福祉施設等の管理者は、入院患者及び入所者を避難させる必要があると認めるときは、医師、看護婦や当該施設職員を引率者として、直ちに患者・入所者の移送を行う。

(3) 避難場所等の確保

病院・社会福祉施設等の管理者は、災害時における患者及び入所者の避難場所を予め定めておくと共に、移送に要する担架、車両、手押し車等を確保し保管場所を定めておく。

10. 船舶等の避難対策

船舶等の避難対策は対馬海上保安部において実施する。

- (1) 船舶その他港湾施設等において避難を必要とする場合は、早急に船舶所有者、組合等に対し避難勧告を行い、予め選定した場所へ誘導、整理を行い、荒天準備の指導および避難状況の把握をなす。
- (2) 爆発性、可燃性等の危険物や木材、はしけ等、障害となる恐れのある物件については、所有者等に対し移動、除去、固縛等を勧告する。
- (3) 港則法適用港である、厳原港・比田勝港・豆酩港・佐須奈港においては、特に必要があると認めるときは、停泊船舶に対し移動・港外退避を命ずる。

11. 救助法による避難所の設置

(1) 実施責任者

災害救助法が適用された場合

- ア 法第30条第1項の規定により市長が行う。
- イ 上記以外の場合、知事が行い市長はこれを補助する。

(2) 避難所の設置

学校、公民館等既存建物を利用するのが原則とするが、適当な建物を得られないときは仮小屋を設置し、又は天幕の設営によるものとする。

(3) 避難所に収容する者の範囲

- ア 住家が被害を受け、居住の場所を失った者
- イ 現に災害を受け速やかに避難しなければならない者
- ウ 災害によって現に被害を受ける恐れがある者
- エ 帰宅できない旅行者等

(4) 避難所開設期間

災害発生の日から7日以内とするが、必要が有る場合は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得て期間を延長する。

第3節 救出計画

本計画は災害のため、生命、身体が危険な状態にある者、あるいは生死不明の状態にある者を捜索し、又は救助して、その者の保護を図るために定めるものであり、実施にあたっては、原則として、消防機関、警察機関、海上保安部その他の関係機関の協力を得ることとする。

1. 救出対象者

罹災者の救出は、災害の原因、種別あるいは住家の被害とは関係なく、次の状態にある者に対し、必要に応じて実施するものとする。

- (1) 災害によって、生命、身体が危険な状態にある者で、おおむね次のような場合とする。
 - ア 火災の際に火中に取り残されたような場合
 - イ 地震、崖（山）崩れ等のため倒壊家屋の下敷となったような場合
 - ウ 水害の際に流失家屋と共に流されるとか、孤立した地域等に取り残されたような場合
 - エ 山津波により生き埋めになったような場合
 - オ 登山者が多数遭難したような場合
 - カ 災害により海上又は、沿岸において遭難した人命、船舶、航空機あるいは陸上災害により海上に流失したような場合
- (2) 災害のため行方不明の状態にあり、かつ諸般の情勢から生存していると推定される者、又は生存が明らかでない者とする。

2. 救出の活動

- (1) 市の救出活動
 - ア 消防団を主体とした救出班の編成による救出作業
 - イ 協力者の動員
 - ウ 車両、船舶、機械、ロープ等器材の借上げ使用
- (2) 警察機関の活動
 - ア 署員、応援部隊を主体に、救出部隊を編成し、救出にあたる。
 - イ 車両、船舶等県警察が保有する装備資機材を活用して捜索、救出にあたる。
- (3) 対馬海上保安部の活動
 - ア 巡視船艇又は海上保安官により保有の救難資機材を使用して海上又は沿岸における遭難者等の救助にあたる。
 - イ 巡視船艇又は海上保安官により、海上における行方不明者等の捜索を実施し救助にあたる。

3. 災害救助法に基づく救出

- (1) 実施責任者

災害救助法が適用された場合

 - ア 法第30条第1項の規定により、市長が警察、消防、その他の機関の協力を得て救出にあたる。
 - イ 上記以外の場合、知事が行い、市長がこれを補助する。

(2) 救出対象者

- ア 災害のため、現に生命、身体が危険な状態にある者
- イ 災害のため行方不明の状態にあり、かつ諸般の情勢から生存していると推定される者、又は生存が明らかでないものとする。

(3) 救出のための費用

- ア 国庫負担対象経費
 - (ア) 船舶、機械器具等借上費又は購入費
 - (イ) 修繕費
 - (ウ) 燃料費
 - (エ) その他
- イ 国庫負担限度額
救出に要した経費の実費

(4) 救出の期間

災害発生の日から3日以内とするが、必要がある場合は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得て期間を延長する。

第4節 死体捜索及び収容埋葬計画

本計画は、災害のため現に行方不明の状態にあり、各般の事情からしてすでに死亡していると推定される者を捜索し、又は死亡者の死体処理を行い民心の安定を図るために定めるものである。

1. 死体の捜索

(1) 実施責任者

- ア 市長は、消防団等関係機関の協力を得て捜索を行う。
- イ 災害救助法が適用された場合は原則として知事が関係機関の協力を得て行い、知事から委任された場合又は知事による救助のいとまがない場合は、市長が知事の補助機関として行う。

(2) 捜索の方法

- ア 災害により、現に行方不明の状態にあり、かつ各般の事情により死亡していると判断される者については、直ちに死体捜査に切り替える。
- イ 行方が明らかでないが、生存している可能性のある者については「第3節 救出計画」により救出を行う。
- ウ 死体の捜索は、消防団、漁協等関係機関の協力を得て、捜索に必要な船舶その他機械器具等を借上げて行う。

2. 死体の処理

(1) 実施責任者

ア 市長は、死体の洗浄、縫合、消毒等の処理を、救護班その他関係機関の協力を得て、行う。

イ 救助法が適用された場合は、知事又は日赤長崎県支部は、救助法第32条の規定による知事の委託に基づき、救護班を派遣して、死体の処理を行うものとする。

(2) 処理内容

ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置
死体の識別等のための処置

イ 死体の一時保存

身元識別のため相当の時間を要し、また、多数の死体を短時日の間に埋葬することが困難な場合は、死体を特定の場所（寺院等の施設）に集めて埋葬が行われるまでの間、一時保存する。

(3) 死体の調査

ア 警察官と海上保安官による調査（死体取扱規則）を行う。

イ 死因その他につき、医師の立会を求めて必要な調査を行う。

(4) 漂流死体の処理

ア 死体の身元が判明している場合

死体の身元が判明している場合は、原則として警察官又は海上保安官の調査を受けた後直ちにその遺族、親戚、縁者又は災害発生地の上長に引き渡す。

ただし、被害地域に救助法が発令されている場合、これを引き取るいとまがないときは、知事に漂着の日時、場所等を報告し、その指示を受けて措置するものとする。

イ 死体の身元が判明していない場合

(ア) 死体の身元が判明していない場合であって救助法を適用された被災地から漂着したものと推定される場合は、前記、アと同様に取扱うものとする。

なお、死体の取扱いに関しては、遺品等があればこれを保管すると共に遺体を撮影し記録として残しておくものとする。

(イ) 死体が被災地から漂流してきたものであると推定できない場合は、「行旅病人及び行旅死亡人取扱法」により処理するものとする。

3. 死体の埋葬

(1) 実施責任者

ア 市長が実施する。

イ 救助法が適用された場合は原則として知事が行い、知事から委任された場合又は知事による埋葬のいとまがない場合は、市長が知事の補助機関として行う。

(2) 埋葬を行う場合

災害時の混乱の際に死亡した者であって、災害のため埋葬を行うことが困難な場合

(3) 埋葬の方法

ア 原則として火葬とするが、慣習又は状況により土葬する。

イ 棺又は骨つぼ等埋葬に必要な物資の支給及び火葬、土葬又は納骨等の役務は市長が提供する。

第5節 食糧供給計画

本計画は、被災者及び災害応急対策要員等に供給する食料の調達・供給について定めたものである。

1. 実施責任者

被災地域の被災者等に対する食糧品等の供給は、市長がこれを実施する。

2. 主食の応急供給

(1) 応急供給を行うべき事態が生じた場合は、市長は知事に対し農林水産省総合食料局の定める「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき災害救助用米穀の供給数量及び取扱者を申請し、その承認後供給を受け、罹災者等に対する供給又は給食を実施する。

(2) 災害救助法により、被災者等に対し、炊出しその他による給食を実施した後は、速やかにその概要を知事に報告し必要な指示を受けるものとする。

(3) 市長が知事の補助機関として炊出しその他の食品を給食する場合は、その責任者を指定すると共に、各炊出し等の現場に実施責任者を定め、おおむね次の帳簿を備え必要な事項について記録するものとする。

ア 炊出し受給者名簿

イ 食料品現品給与簿

ウ その他関係証拠書類

3. 応急食糧緊急引渡

交通、通信の途絶等重大な災害の発生により、通常の応急供給手続きによっては、供給又は給食を実施することが不可能な場合には、農林水産省総合食料局の定める「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」により実施するものとする。

4. 災害救助法による食糧供給

(1) 実施責任者

ア 災害救助法が適用された場合は、同法30条1項の規定により、市長が行う。

イ 上記以外の場合、知事が行い、市長がこれを補助する。

- (2) 食品の給与対象者
- ア 避難所に収容された者
 - イ 住家が全壊、大規模半壊、半壊、準半壊又は床上浸水等の被害を受け炊事の出来ない者
 - ウ 被害を受け、一時縁故先等に避難する者
- (3) 食品の給与の方法
- 米飯の炊き出しを原則とするが、状況によっては、乾パン等の支給によることができるものとする。
- (4) 食品の給与の期間
- 災害発生の日から7日以内とするが必要がある場合は、厚生労働大臣に協議しその同意を得て期間を延長するものとする。

第6節 衣料品及び生活必需品供給計画

本計画は災害によって住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない衣料品及び生活必需品を喪失、又はき損し、災害時の混乱のため、これらの物資等を、直ちに入手することが困難な罹災者に対して、これらの物資等を給与することによって、災害時における民心の安定を図るために定めるものである。

1. 実施責任者

- (1) 災害救助法を適用するに至らない災害の場合は、市長が行う。
- (2) 災害救助法が適用された場合
- ア 法30条1項の規定により、市長が行う。(罹災者に対する配分)
 - イ 上記以外の場合、知事が行い、市長がこれを補助する。(物資の購入及び輸送)
- (3) 市限りで処理できないときは、隣接市町、県、その他の関係機関の応援を求めて実施するものとする。

2. 給与の方法

- (1) 救助物資は、備蓄物資の放出によるものとするが不足ある場合は、一括購入する。
- (2) 市長は、知事が示した配分計画に基づき、各罹災者の被害の程度、世帯構成員数に応じて救助物資を配分するものとする。

3. 給与する品目

品目	内容
寝具	毛布、タオルケット、布団等
衣料	作業衣、学童服、スカート、下着類
炊事用具	鍋、釜、バケツ、湯沸等

4. 給与対象者

次に該当するもの。

- (1) 災害により住家が全壊、大規模半壊、半壊、準半壊又は床上浸水の被害を受けた者
- (2) 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失、直ちに日常生活を営むことが困難な者

第7節 給水計画

被災地における飲料水の供給については、市長は、予め次の事項についての計画を樹立しておくものとする。

1. 補給水利の種別、所在、水量

市長は、市行政区域内の上水道、簡易水道等の所在及び給水能力を確認しておくこと。

2. 給水量

応急給水用の水量は災害発生から3日間は、1人1日当たり最低3ℓ、その後は20ℓを目標とする。

3. 給水方法

- (1) 第1次として、給水車による周辺水道より運搬給水
- (2) 第2次として、被災水道施設の応急復旧対策

4. 給水用資材の確保

- (1) 給水用タンク及び運搬用トラック（給水車）
- (2) その他必要な燃料、浄水用の薬品及び資材

5. その他必要とする事項

大災害により被災者が2,000人以上又は数地区に及ぶ場合は、知事に対して陸上自衛隊、日本赤十字社のろ水給水班の出動を要請する。

6. 災害救助法による飲料水の供給

- (1) 実施責任者
 - 災害救助法が摘要された場合
 - ア 法第13条第1項の規定により市長が行う。
 - イ 上記以外の場合、知事が行い、市長がこれを補助する。
- (2) 飲料水供給の方法
 - ア ろ水器等による浄水の供給
 - イ 飲用水中に投入する浄水材剤の交付等
- (3) 対象者
 - 災害のため現に飲用水を得ることができない者

(4) 飲料水供給のための費用

ア 国庫負担対象経費

- (ア) 水の購入費
- (イ) 給水及び浄水に必要な機械器具の借上費
- (ウ) 修繕費
- (エ) 燃料費
- (オ) 薬品及び資材費

イ 国庫負担限度額

飲料水供給のための実績

(5) 給水期間

災害発生の日から7日以内とするが、必要がある場合は県知事に協議し、その同意を得て機関を延長する。

7. 所要人員及び配置

応急給水及び復旧作業にあたる人員は、市本部事務分担により、対策班の水道課職員とするが、状況に応じては、協力班を配置する。

第8節 応急仮設住宅及び住宅の応急修理計画

本計画は、災害のため住家が滅失し、救助法が適用された場合に、被災者に対し住宅を貸与し、又は被害を受けた住家に対し、居住のため必要な最小限度の部分を応急的に補修して被災者の居住安定を図るために定めるものである。

1. 応急仮設住宅の設置

(1) 実施責任者

救助法が適用された場合は、原則として知事が行い知事から委任された場合は、市長が知事の補助機関として設置する。

(2) 入居対象者

- ア 住家が全壊、全焼、流失し居住する住家がない者
- イ 自らの力では住家を得ることができない者

(3) 設置戸数

必要最小限とする。

(4) 規模

1戸あたり 29.7 m²とする。

(5) 着工

災害発生の日から20日以内に着工しなければならない。ただし、20日以内に着工できない場合は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得て延長するものとする。

(6) 供与期間

建設完了の日から建築基準法第85条第3項による期間内とする。

2. 住宅の応急修理

(1) 実施責任者

救助法が適用された場合は、原則として知事が行い、知事から委任された場合は、市長が知事の補助機関として応急修理にあたる。

(2) 応急修理の対象者

ア 災害により住家が大規模半壊、半壊、準半壊したもので、当面の日常生活を営むことができない者

イ 自らの資力では応急修理ができない者

(3) 修理戸数

必要最小限とする。

(4) 修理の範囲

居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない部分に限る。

(5) 修理の期間

災害発生の日から1ヶ月以内に完成しなければならない。ただし、1ヶ月以内に完成することができない場合は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得て期間を延長するものとする。

第9節 障害物の除去計画

災害時に際して、土石、立木及び災害を受けた工作物等、障害物を除去し、災害の拡大防止と交通路の確保等、災害応急措置を迅速的確に実施するため、次の要領により計画を立てる。

1. 崩土、又は岩石落下の対応

豪雨又は河川等の溢水、地すべり等に基因して崩土、又は岩石落下による道路の閉塞等の災害に関して次のような計画を立てる。

(1) 崩土により土砂、立木又は落石等により道路を閉塞する場合、予想される箇所について予め集積又は捨土個所を選定しておくこと。

(2) 障害物除去に必要な車輛、重機械器具等を常に点検整備し、随時使用出来るようにしておくこと。

(3) 災害の程度により他より車輛、器材等を求める必要がある場合を考慮して、長崎県建設業協会対馬支部及び長崎県トラック協会対馬支部と充分連繫をとること。

(4) 応急復旧に要する所要人員の明細は、車輛器材及び災害の程度を考慮し、対処し得るよう計画しておくこと。

(5) 以上の他必要な事項については、臨機の処置をとり、随時出動し得る体制を確保しておくこと。

2. 航路その他、海上交通の障害の対応

航路その他、海上交通の障害となる物件については、対馬海上保安部において、状況調査及び除去の指導ならびに航行警報、報道機関等による周知の方法を講ずる。

3. 災害救助法による障害物の除去

(1) 実施責任者

災害救助法が適用された場合は、原則として知事が行い、知事から委任された場合は、市長が知事の補助機関として行うものとする。

(2) 障害物除去の対象

次の各号に該当するものであること。

ア 住家が半壊又は床上浸水したもの。

イ 土石、竹木等の流入によって当面の日常生活が営み得ない状態にあること。

ウ 自己の資力では、障害物の除去ができない者

(3) 除去の範囲

日常生活に欠くことのできない場所に流入した障害物に限る。

(4) 除去の方法

機械器具、技術者、人夫等を動員し、障害物の除去にあたるものとする。

(5) 除去の対象数

大規模半壊、半壊、準半壊又は床上浸水世帯の15%以内とする。

第10節 義援金品募集配分計画

本計画は、災害による罹災者に対する義援金品の募集、保管及び配分方法について予め定めるものである。

被災者あて寄託された義援金品については、被害状況に応じた配分計画をたて、确实・迅速に配分するものとする。

1. 義援金品の受付

義援金品の受付は、対策班において行うものとする。

2. 義援品保管場所

市は、義援品の保管場所（倉庫等）について、予め計画を立て、義援金（物資）受付簿に整理し、厳重な保管をなすものとする。

3. 配 分

(1) 各実務機関で受領した義援金品は、これを一括し、義援金品配分委員会（災害の状況によりその都度各関係機関をもって構成する）において、配分方法を決定し、関係地方公共団体を通じ被災者に配付する。

(2) 特定市町村及び指定使途寄付金については、寄付者の主旨を体し速やかに配付する。

(3) 義援品は実務機関において、（相互情報交換し調整を要する場合もある。）速やかに被災者に配付する。

第11節 保健衛生計画

災害により医療及び財産の途を失った者に対する医療救護、助産又は突発的な事故等のため集団的に疾病者が発生した場合における救急医療対策はこの計画の定めるところによる。

1. 医療救護の実施責任体制

- (1) 災害のため医療救護の途を失った者に対する医療救護は、市内の医療機関及び防災機関の協力を求めて市長が行う。
- (2) 医療救護の実施は、市長の指示により関係機関の協力を得て、健康づくり対策部が担当するものとする。

2. 災害救助法の規定による医療又は助産

(1) 医療

ア 医療の対象者

医療の対象者は、医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のため医療の途を失った者に対して応急的に実施する。

イ 医療の範囲

- (ア) 診療
- (イ) 薬品及び治療材料の支給
- (ウ) 処置、手術、治療、施術
- (エ) 病院、診療所への収容
- (オ) 看護

ウ 医療の期間

特別の事情がないかぎり災害の発生した日から14日以内とする。

エ 医療のため負担する費用の額

- (ア) 医療救護班による場合には使用した薬剤、治療材料及び医療器具破損等の実費
- (イ) 病院又は診療所に収容した場合は、国民健康保険等診療報酬の額以内
- (ウ) 施術者による場合は、当該地域における協定料金の額以内

(2) 助産

ア 助産の対象者

災害の発生の日以前又は以後7日以内に分娩したものであって助産の途を失った者

イ 助産の期間

助産を実施する期間は、特別な事情がない限り、分娩の日から7日以内とする。

ウ 助産のための費用の負担の範囲

- (ア) 医療救護班による場合 使用した材料の実費
- (イ) 病院、診療所等による場合 地域における料金の8割以内の額

3 県及び医療機関に対する協力要請（災害救助法の適用がない場合）

市は、応急的な医療機関及び助産を実施する場合は、市内の医療機関の協力を求めて行うものとする。大規模な災害の発生により、市単独で医療及び助産の実施が困難となった場合、県に災害派遣医療チーム等の応援を求めると共に、必要に応じて、日赤救護班の協力を求めるものとする。

第12節 防疫清掃計画

浸水等のあとで発生する感染症の予防を図り、被災地における塵芥の収集及びし尿の汲取処理などの防疫清掃計画は次によるものとする。

1. 防 疫

(1) 実施責任者

市長は、知事の指示に従って防疫上必要な措置を行うものとする。防疫の担当は健康づくり対策部とする。

(2) 防疫班の編成

防疫実施のための防疫班は、必要に応じその都度編成する。なお、要員が不足する場合には、総務対策本部に応援要員を要請する。

(3) 防疫の実施

ア 清潔方法

市長の指示に基づき、被災地域及びその周辺地域について臨時の清潔方法を実施する。方法は、被災家屋及びその周辺、道路、溝渠、公園等の公共の場所を感染症予防のための衛生処理を実施する。

イ 感染症の病原体に汚染された場所の消毒方法

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」と略記）第27条の規定により知事の指示に基づき実施する。実施にあたっては、規則第14条に定めるところに従って行う。

(4) 避難所の防疫措置

避難所は、応急仮設的で、かつ多数の避難者を収容するため、不衛生になりがちであるので、対馬保健所の指導を得て、防疫活動を実施する。この場合、施設の管理者を通じてできるだけ、衛生に関する自治組織を編成して、その協力を得て、防疫の完璧を期するようにする。

(5) 防疫薬剤等の調達・管理

防疫薬剤や噴霧器及び如雨露等の調達は、健康づくり対策部が行い、防疫班が常時使用できるよう各保健センター等で適切に管理し、提供する。

2. 清 掃

(1) 実施責任者

被災地における汚物の収集、処分等の清掃は市長が行うものとする。清掃担当は市民生活対策部環境政策課とする。

(2) 清掃班の編成

清掃実施のための清掃班は、必要に応じその都度編成する。なお、要員が不足する場合は、協力班及び他班より配置する。

(3) 清掃方法

ごみ及びし尿処理は、廃棄物処理法、同法施行規則に定める基準に基づいて実施する。

ア し尿処分

バキューム車による収集を原則とするが、車両の入れない地区については、桶による収集を行い、車両に積み込んでし尿処理場に搬入する。

イ ごみ処分

市の委託する業者の運搬車により収集し、対馬クリーンセンターに搬入する。

第13節 廃棄物処理に係る防災体制と廃棄物の処理

1. 廃棄物処理に係る防災体制の整備

(1) 一般廃棄物処理施設の耐震化等

ア 市は、一般廃棄物処理施設の耐震化、不燃堅牢化等を図るよう努める。

イ 市は、一般廃棄物処理施設の非常用自家発電設備及び燃料タンク等の整備や、断水時に機器冷却水等に利用するための地下水や河川水の確保に努める。

ウ 県は、市が行う一般廃棄物処理施設の耐震化に関し、必要な指導・助言その他の支援を行う。

(2) 災害時応急体制の整備

市は、廃棄物処理に係る災害時応急体制を整備するため、以下の措置を行うよう努める。

ア 廃棄物関係団体等と調整し、災害時の相互協力体制を整備すること。

イ 仮設便所やその管理に必要な消毒剤、脱臭剤等の備蓄を行うと共に、その調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備すること。

ウ 一般廃棄物処理施設の補修等に必要な資機材の備蓄を行うと共に、収集車両や機器等を常時整備し、緊急出動できる体制を整備すること。

エ 生活ごみや災害によって生じた廃棄物（がれき）の一時保管場所である仮置場の配置計画、し尿、生活ごみ及びがれきの広域的な処理・処分計画を作成すること等により災害時における応急体制を確保すること。

(3) 県は市間における広域支援体制の整備に関し、必要な指導・助言その他の支援を行う。

2. 廃棄物の処理

(1) 被災地の状況把握

県は、発生直後から、市を通じて、施設の被害状況、仮設便所の必要数、生活ごみの発生量見込み、建物被害とがれきの発生量見込み等について情報収集を行う。

(2) 災害による廃棄物の処理

ア 市は、地域防災計画に基づき、災害により生じた廃棄物の処理を適正に行う。

イ 市は、廃棄物の収集・処理に必要な人員・収集運搬車両が不足する場合には、県に対して支援を要請する。

ウ 県は、県内の市町村及び関係団体に対して、広域的な支援を要請し、支援活動の調整を行う。

エ 県は、環境省環境再生・資源循環局に被害状況等の報告を行い、被災状況から判断して必要と認める場合には、全国的な支援の要請等を行い、派遣可能な人員・機材のリストの提供を受け、近隣県に支援要請を行う。

(3) 仮設便所等のし尿処理

ア 市は、被災者の生活に支障が生じることのないよう、し尿のくみ取りを速やかに行うと共に、仮設便所の設置をできる限り早期に完了する。なお、仮設便所の設置にあたっては、障害者への配慮を行う。

イ 市は、水道や下水処理施設の復旧に伴い水洗便所が使用可能になった場合には、仮設便所の撤去を速やかに進め、避難所の衛生向上を図る。

(4) 生活ごみの処理

市は、災害発生後の道路交通の状況などを勘案しつつ、遅くとも災害発生数日後には収集を開始し、一時的に大量に発生した生活ごみを早期に処理するよう努める。

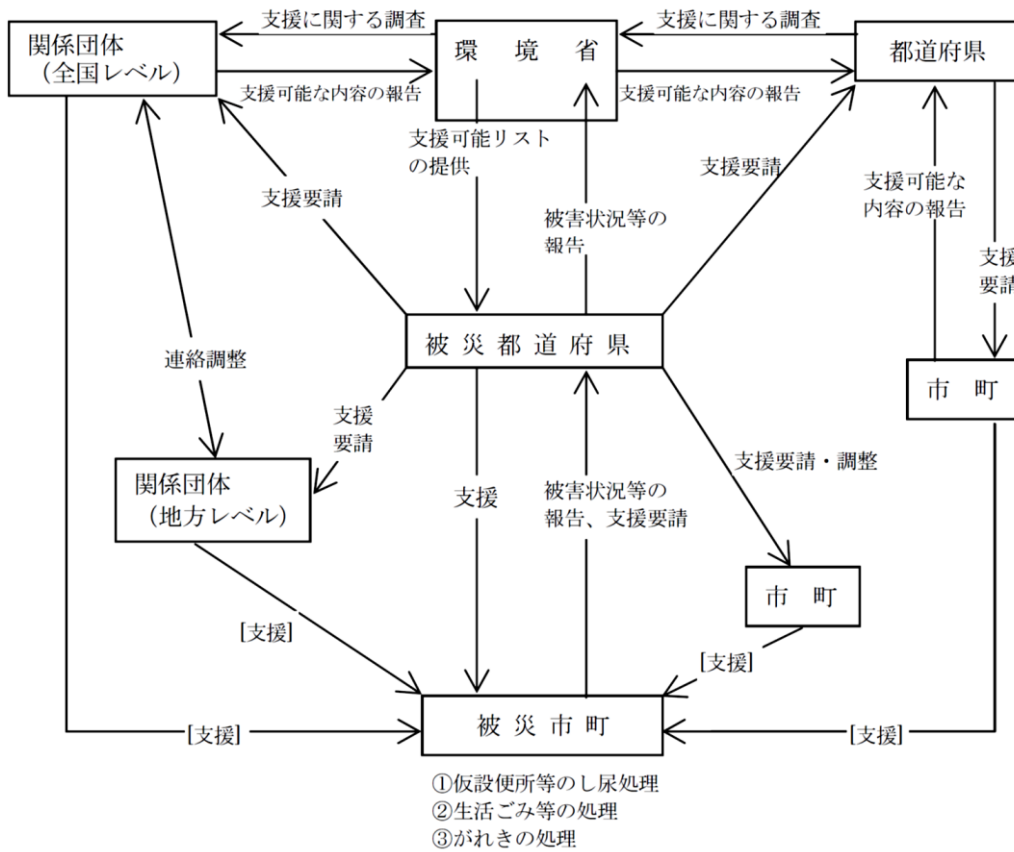
(5) がれきの処理

ア 市は、危険なもの、通行上の支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。

また、選別・保管・焼却のできる仮置場の十分な確保を図ると共に、大量のがれきの最終処分までの処理ルート確保を図る。

イ 応急活動後は、処理・処分の進捗状況を踏まえ、がれきの破碎・分別を徹底し木材やコンクリートのリサイクルを図る。また、アスベスト等の有害な廃棄物は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等の規定に従い、適正な処理を進める。

災害による廃棄物処理に係わる連携体制



第11章 輸送及び交通対策計画

第1節 輸送計画

本計画は、災害応急対策の実施に必要な人員、資機材生活必需物資等の輸送を迅速かつ確実に行うための必要な事項を定める。

1. 実施機関

災害応急対策要員又は罹災者、災害応急対策用物資及び機械等の輸送は、災害応急対策を実施する県、市又はその他の防災関係機関が行うものとする。

この場合、罹災者の避難、傷病者の収容等に関する緊急輸送は、第1次的には市が、市地域防災計画に定めるところにより実施するものとし、他の防災関係機関は、市が行う緊急輸送に積極的に協力するものとする。

2. 輸送方法

災害時における輸送は、災害の状況、輸送路の状況、輸送物資の内容等を充分調査し、最も迅速確実に輸送できる方法をもって行うものとする。

- (1) 車両による輸送（道路によるもの）
- (2) 船舶による輸送（海上によるもの）
- (3) 航空機による輸送（空路によるもの）
- (4) 人力による輸送

3. 輸送の対象

災害応急対策の実施に必要な人員、資機材、生活必需物資等の輸送の対象のうち主なものは、次のとおりとする。

- (1) 罹災者の避難輸送
市長、警察官等避難指示者の指示に基づき長距離避難のための輸送
- (2) 医療及び助産のための移送
重傷患者で、医療班で処置できないもの等の移送及び医療班の仮設する診療所への患者移送あるいは医療班関係者の移送等
- (3) 罹災者救出のための輸送等
救出のため必要な人員、資材等の輸送及び救出した被災者の移送
- (4) 飲料水供給のための輸送
飲料水の直接輸送及び飲料水確保のため必要な人員、ろ水器その他機械器具、資材等の輸送
- (5) 救済用物資の輸送
罹災者に対する被服、寝具、その他生活必需品、炊き出し用食糧、学用品及び救助に必要な医療衛生材料、医薬品等の整理配分のための輸送
- (6) 死体捜索のための輸送
死体捜索のため必要な人員、資材等の輸送

(7) 死体処理のための輸送

死体処理のための医療班員あるいは衛生材料等の輸送及び死体を移動させるため必要な人員死体等の移送

(8) その他災害応急対策の実施に必要な人員、資機材、生活必需物資等の緊急輸送

4. 応援協力要請の手続

災害対策実施機関は、他の災害対策実施機関又は関係各業者に対し、応援協力を要請する場合は、輸送区間、輸送期間、輸送対象、輸送台（隻）数等必要な輸送条件を明示して行うものとする。

5. 費用の基準及び支払い

輸送業者による輸送、あるいは車両等の借上げは、本市の地域における慣行料金（国土交通省の認可を受けている料金以内）によるものとする。なお自家用車等の借上げについては、借上げ謝金（運転手付等）として輸送業者に支払う料金の範囲内（おおむね8割程度以内）で、各実施機関が所有者と協議して定めるものとする。

ただし、官公署及び公共的機関所有の車両使用については、燃料費負担（運転手雇上げのときは賃金）程度の費用とする。

6. 救助法が適用された場合の緊急輸送

救助法が適用された場合の緊急輸送は、県が実施する。ただし、事態が急迫したため、県の輸送措置を待ついとまがないとき、又は特別事情があるときは、県防災計画に定める基準により市長が、知事の補助機関としてこれを実施する。

第2節 交通応急対策計画

本計画は、災害時における交通の混乱を防止し、災害応急対策に従事する者、又は災害応急対策に必要な資機材等の緊急輸送を行うため、交通支障箇所の通報連絡、交通規制等について定める。

1. 実施機関

交通規制は次の区分により実施する。

実施機関	範 囲
道路管理者	(道路法第46条) 1 道路の破損決壊その他の事由により、交通が危険であると認められる場合 2 道路に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合
公安委員会	(基本法第76条第1項、第76条の3第1項) 1 災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認める場合
	(道路交通法第4条1項、第5条1項、第6条4項) 1 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるとき（公安委員会又は警察署長） 2 道路の損壊、火災の発生その他の事情により、道路において交通の危険が生ずる恐れがある場合（警察官の行う一時的なもの）
港湾管理者	(港湾法第12条第1項、第4号の2) 1 水域施設（航路、泊地及び船だまり）の使用に関し、必要な規制
海上保安部	(港則法第37条) 1 船舶交通の安全のため必要があると認めるとき 2 異常な気象又は海象、海難の発生、その他の事情により特定港内において船舶交通の混乱が生ずる恐れがあるとき、又は混雑を緩和するため必要があると認められるとき
	(海上保安庁法第18条) 1 海上保安官は、天災事変、海難、工作物の損壊、危険物の爆発等危険な事態がある場合であつて、人の生命若しくは身体に危険が及び、又は財産に重大な損壊が及ぶおそれがありかつ急を要するとき

2. 支障箇所の通報連絡

道路管理者は、その管理に属する道路、橋りょう等の支障箇所について必要に応じた関係機関に通報又は連絡する。

3. 交通規制の実施要領

(1) 道路管理者

道路管理者は、災害時において危険箇所指定区間及び道路、橋りょう等、交通施設の危険な状況を予想し、又は発見したとき、若しくは通報等により知ったときは、異常気象時における道路通行規制要領により、すみやかに必要な交通規制を行う。

(2) 公安委員会

ア 交通安全のための規制

県公安委員会は、災害時において交通の危険が生ずる恐れがある場合に、これが危険を防止するため必要と認めるときは、すみやかに必要な交通規制を行う。

イ 緊急通行車両の通行の確保のための交通規制

県公安委員会は、本県又は隣接県の地域に係る災害が発生した場合において、災害応急対策に従事する者、又は災害応急対策に必要な物資等の緊急輸送、その他応急措置を実施するため必要があると認めるときは、道路の区間を指定して、当該緊急輸送を行う車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限を行う。

この場合、県公安委員会は、その禁止又は制限の対象、区間及び期間を記載した標示を必要な場所に設置する。

(3) 港湾管理者

海上において、災害応急対策の遂行あるいは、航路障害のため、船舶交通を規制する必要があるときは、港湾管理者は、港長、海上保安部長と緊密な連携を保ち、所轄業務を通じ相互に協力して交通の禁止、制限区域の設定、危険地域の周知及び港内岸壁付近の交通整理を行う。

(4) 対馬海上保安部

ア 必要に応じ、船舶の交通を制限又は禁止し、港内若しくは境界付近から退去することを命令する。

イ 航路障害物の発生した時は、航行警報の放送等必要な措置をとると共に、所有者又は占有者に対し除去を指示する。

ウ 航路標識に異常を認めるときは、航行警報の放送、早期復旧等必要な措置をとる。

エ 水深の異常を認めるときは、港湾管理者と連携し応急検測を行い、航行警報の放送等必要な措置をとる。

4. 緊急通行車両の確認、標章及び確認証明書の交付

(1) 緊急通行車両

ア 道路交通法第39条1項規定の緊急自動車

イ その他災害応急対策に使用される車両で、次の(ア)(イ)のいずれにも該当するもの。

(ア) 大規模災害発生時において、防災基本計画、防災業務計画、地域防災計画等に基づき災対法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両で、次のa～iに掲げる事項について行うもの。

- a 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
 - b 消防、水防その他の応急措置に関する事項
 - c 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
 - d 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
 - e 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
 - f 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
 - g 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
 - h 緊急輸送の確保に関する事項
 - i その他災害の発生への防御又は拡大の防止のための措置に関する事項
- (イ) 対馬市長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関（以下「指定行政機関等」という。）が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために使用される車両又は災害発生時に他の関係機関・団体等から調達する車両であること
- (2) 緊急通行車両の確認、標章及び確認証明書の交付事務等
- ア 道路交通法第39条第1項の緊急自動車については、確認等の事務を必要としない。
- イ その他災害応急対策に使用される車両については、車両の使用者は緊急通行車両であることの確認を受けるために、知事又は公安委員会に対し、車検証の提示並びに運送協定書その他の当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、緊急通行車両確認申請書により申請し、確認標章及び緊急通行車両確認証明書の交付を受けるものとする。
- なお、公安委員会の行う確認事務は、県警察本部交通部交通規制課、各警察署（交通課）で行う。
- ウ 緊急通行車両の確認を実施したときは、その処理てん末を明確にした書類を整理保存する。
- エ 交付を受けた確認標章は、使用する緊急通行車両の前面の見えやすい箇所に掲示するとともに、確認証明書は当該車両に備え付け、警察官等から提示を求められたときは、これを提示する。
- オ 緊急通行車両の使用者は、緊急通行を終了したときは、ただちに確認標章及び確認証明書を返納する。
- (3) 緊急通行車両の事前届出
- ア 上記(1)イに規定される車両については、緊急通行車両の事前届出を行うことができる。
- イ 届出については、申請者の車両使用の本拠の位置を管轄する警察本部及び警察署に、輸送協定書等の疎明書類を添付の上、緊急通行車両等の事前届出書に必要事項を記載して申請する。
- ウ 県公安委員会は、緊急通行車両に該当するか審査を行い、該当すると認められるものについては、届出済証を発行する。

エ 届出済証の交付を受けた車両については、警察本部、警察署又は交通検問所に当該届出済証を提出して、緊急通行車両である旨の確認を受けることができる。

この場合は、確認審査を省略して、確認申請書に必要事項を記載させるとともに緊急通行車両の確認標章を交付する。

5. 災対法の規定に基づく交通規制の対象から除外する車両に係る取扱い

(1) 交通規制の対象から除外する車両の事前届出

公安委員会は、規制除外車両のうち、大規模災害発生後速やかに緊急交通路の通行を認めることが適切である車両については、規制除外車両であることの確認に係る事前届出を実施する。

(2) 事前届出の対象とする車両

公安委員会は、次のいずれかに該当する車両であって緊急通行車両とならないものについて、規制除外車両の事前届出がなされた場合には、これを受理するものとする。

- ア 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両
- イ 医薬品・医療機器・医療用資機材等を輸送する車両
- ウ 患者等搬送用車両(特別な構造又は送致があるものに限る)
- エ 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

(3) 規制除外車両の事前届出

ア 上記(2)に規定される規制除外車両の事前届出は、緊急通行車両の事前届出手続きに準用する。

イ 届出については、疎明資料を添付の上、申請するが、手続きは緊急通行車両の事前届出を準用する。

ウ 県公安委員会は、規制除外車両に該当するか審査を行い、該当すると認められるものについては、規制除外車両届出済証を発行する。

(4) 事前届出車両の確認事務

ア 上記(3)の手続きで除外届出済証の交付を受けた車両については、警察本部、警察署、又は交通検問所に当該届出済証を提出して、規制除外車両である旨の確認を受けることができる。

イ この場合は、確認審査を省略して、規制除外車両確認証明書に必要事項を記載させるとともに、緊急通行車両の確認標章を交付する。

ウ 交付を受けた確認標章は、当該車両の前面の見やすい場所に掲示する。なお、証明書は必ず携行し、警察官等から提示を求められた時は、これを提示する。

6. 相互連絡

道路管理者と警察機関は、相互に緊密な連絡をとると共に、交通を規制しようとするときは、予め規制の対象、区間、期間及び理由を相互に通知する。

ただし、緊急を要する場合で通知するいとまがないときは事後すみやかにこれらの事項を通知する。

7. 発見者等通報（基本法第54条）

災害時に、道路、橋りょう、航路標識等の交通施設の危険な状況又は、交通が極めて混乱している状況を見つけた者は、すみやかに市長又は警察官若しくは海上保安官に通報するものとする。

通報を受けたときは、警察官若しくは海上保安官にあつては市長へ、市長にあつては、その路線等の管理者又はその地域を管轄する警察機関若しくは海上保安機関へそれぞれ通報する。

なお、交通規制を行った場合は、関係機関に通知すると共に規制場所以外にも、必要な地点に標識などを掲げ、又は報道機関を通じて一般に周知徹底する。

8. 迂回路等

実施機関が交通規制を行ったときは、適当な迂回路を設定するとともに、そのむね必要な地点に標示し、一般交通にできる限り支障のないよう努める。

第12章 文教応急対策計画

第1節 総 則

本計画は、災害発生時における学校教育活動の中断を未然に防ぎ、教育の恒常性を維持するための対策を定める。

1. 文教施設の応急復旧対策

災害が発生した場合、学校長は、その被災額の多少にかかわらず、災害の状況及びこれに対する応急措置の概要を教育長に報告しなければならない。

教育長は、災害の状況を市本部を経て、県本部に報告しなければならない。

この報告の方法は、書類報告の事前に、電信、電話等により最も速やかに到着する方法による。

2. 応急教育実施の予定場所及び教職員の確保

(1) 市教育委員会は、予め災害の程度に応じ、おおむね次のような方法により、学校教育活動が災害のため中断することのないよう、応急教育実施の予定場所の選定等について、関係諸団体と協議すると共に教職員、住民に対し周知徹底を図る。

ア 学校の校舎が一部災害を受けた程度の場合

(ア) 特別教室、屋内運動場等を利用する。

(イ) 2部授業を実施する。

イ 学校の校舎の全部が災害を受けた場合

(ア) 公民館その他の公共施設等を利用する。

(イ) 隣接学校の校舎を利用する

(ウ) 応急仮設校舎を建設する。

ウ 特定の地区全体について相当大きな災害を受けた場合

(ア) 避難先の最寄りの学校、公民館その他の公共施設等を利用する。

(イ) 応急仮校舎を建設する。

(2) 市本部のみで措置できない小、中学校等の応急対策については、県本部にその対策を要請する。

(3) 被害の程度に応じ、教育の場が公民館その他の公共施設等に変更され、又は逆に学校が避難施設として、学校施設の目的外に使用される場合が少なくなく、さらに教科書、学用品等の損失も当然生じると予測されるので、次の点に留意して応急教育を実施しなければならない。

ア 教科書、学用品等を損失した児童・生徒のみの負担にならないよう、応急措置をとると共に関係方面に協力を求める。

イ 授業が不可能になる事態が予想される場合は、教育の低下をきたさないよう、学習の方法等を県本部と協議する。

ウ 授業不能が長期にわたるときは、連絡の方法、組織の整備工夫をする。

3. 教材、学用品の調達及び給与の方法

救助法に定める基準外の学用品等の調達、給与あるいは購入の斡旋方法については、市教育委員会において計画を樹立しておく。

4. 給食等の措置

(1) 児童、生徒の対策

災害状況報告に基づいて学校給食関係補助金の特別申請を行い、国からの補助金交付を受ける。

(2) 物資対策

被害を受けた給食用物資に対して、市教育委員会は、その状況を県本部に速やかに報告しなければならない。

5. 公民館及びその他の社会教育施設の対策

災害発生時においては、公民館等社会教育施設は、災害応急対策として、特に避難所、災害対策現地本部等に利用することが多いので、被災状況を速やかに掌握すると共に、その応急修理に努める。

6. 文化財対策

被災文化財については、現況を維持するよう被災文化財個々につき、復旧対策を当該文化財の所有者又は管理者に指示、指導する。

7. その他

本計画に定めるほか、各学校等においても必要な防災計画を定めるよう指導に努める。

8. 救助法による学用品の給与

(1) 実施責任者

災害救助法が適用された場合は原則として知事が行う。(法30条1項の規定により、市長が行うこととした場合は、市長が行う。)

(2) 給与対象者

- ア 住家が全焼(壊)半焼(壊)流失及び床上浸水の被害を受けた小中学校の児童生徒
- イ 学用品がなく、就学に支障を生じている児童生徒

(3) 学用品の品目

- ア 教科書及び教材
- イ 文房具
- ウ 通学用品

(4) 給与の期間

災害発生の日から教科書については、1カ月以内、文房具及び通学用品については15日以内とする。ただし、必要がある場合は、厚生労働大臣の承認を得て期間を延長する

第13章 水道施設災害応急対策計画

第1節 総 則

本計画は、災害の発生により水道施設が被災し、飲料水の供給が停止した場合の応急復旧対策を迅速に行うために定める。

1. 実施機関

施設の管理者

2. 応急対策要員の確保

水道事業者（管理者・市長）は、災害応急対策活動に必要な人員を速やかに確保するため、平素から非常配備における人員編成計画を作成し、動員体制について確立しておく。なお、災害の状況により、実施機関のみの人員で不足する場合は、指定工事店等に協力を求めて確保する。

3. 応急対策用資材器材の確保

配水のための自吸式ポンプ並びに渦巻ポンプを設置すると共に、応急復旧を実施するために必要な最小限の資機材を確保しておく。

なお、災害の状況により、実施機関のみの資材で不足する場合は、指定工事店等から緊急に調達する。

4. 応急措置

(1) 上水道施設

ア 施設が破壊されたときは、破壊箇所から有害物等が混入しないように処理すると共に、とくに浸水地区等で悪水が流入する恐れがある場合は、水道の使用を一時中止するように一般に周知する。

イ 災害発生に際しては、取水、導水、浄水施設の防護に全力をあげ、給水不能の範囲をできるだけ少なくする。

ウ 取水、導水、浄水施設が破壊され、給水不能又は給水不良となった区域に対しては、他系統の全能力をあげて給水するとともに施設の速やかな復旧を図る。

エ 各配水池がすべて使用不能となったときは、島外から給水をうけるための措置を講じる等、飲料用の最低量の確保につとめると共に、施設の応急的な復旧に全力をあげるほか、水道にかえ、大口の井戸水を滅菌して使用する。

オ 配水管の幹線が破壊されたときは、相当広範囲にわたり、給水不能となるので、給水車を出動させる等の方法により給水を確保する。

カ 配水管の幹線が各所で破壊され、出水が著しく、給水を一時停止することが適当と考えられる場合は、配水池からの送水を停止し、破壊箇所の応急処理を行う。

(2) 旧簡易水道施設

ア 水 源

水源施設に汚水が浸入した場合、汚水を排除し、洗管消毒のうえ、機械器具類を整備し、洗浸、消毒ののち給水する。

イ 送配水施設

管破損の有無を調査し、損壊の箇所については、直ちに修復するものとし、水管橋等が流出した場合は、仮橋やぐら等により応急的に架設する。

(3) 専用水道施設

ア 幹線水路が決壊した場合は、調整池の貯水を利用するとともに、幹線水路の応急通水措置を実施する。

イ 送水管の被害により断水した場合は、応急備蓄資器材を運搬するとともに、関係業者に連絡し、応急復旧にあたる。

ウ 水管橋流失等による場合は、直ちに浄水場において送水を中止するとともに、関係工場に連絡する。

第14章 公衆電気通信施設災害応急対策計画

1. 実施機関

公衆電気通信設備の応急復旧は、NTT西日本長崎支店が実施する。

2. 応急対策に必要な人員、資器材の確保

(1) 要員の確保

「西日本電信電話㈱災害等対策規程」に基づき人員編成計画を作成し、動員体制を確立して復旧に万全を図る。

(2) 資器材の確保

「西日本電信電話㈱災害等対策規程」に基づき、災害対策用機器及び資材等を配備すると共に、災害時にこれらの輸送を円滑に行うよう万全を図る。

3. 応急措置

(1) 市外回線に故障が生じた場合は、すみやかに回線の切替え、臨時中継等による疎通を図ると共に不通区間の応急復旧を図る。

(2) 電信、電話回線に故障が生じた場合は、災害対策に関して重要な回線から、市外、市内回線および電信回線の復旧順位にしたがい順次復旧を図る。

4. 住民への周知事項

市長は、その区域間の住民に対し、公衆電気通信設備について異常を発見した者は、最寄りのNTT西日本長崎支店（災害対策室）に通報するよう周知徹底を図る。

NTT西日本長崎支店 災害対策室

電話：095-893-8059

第15章 海上災害応急対策計画

第1節 総 則

海上災害の応急対策については、対馬海上保安部が防災関係機関と緊密な連携を図り、遭難者等の救助活動等を円滑に実施するものとする。

第七管区海上保安本部（対馬海上保安部）の実施する災害応急対策は次のとおりである。

1. 非常体制の確立

災害が発生し、もしくは発生するおそれのある場合は、非常配備を発令し、必要ある場合は、対策本部を設置する。

(1) 非常配備

ア 職員を非常呼集し、非常配備に就ける。

イ 各種情報の収集、交換、分析につとめ、気象、海象、被害、治安機関の活動等を把握する。

ウ 災害対策本部その他防災関係機関との連絡を緊密にして相互協力を図る。

エ 巡視船艇の緊急出動態勢を整える。

オ 一般船舶の動静を把握し、必要な場合は避難勧告又は命令、出入港の制限等の措置をとる。

(2) 対策本部

緊急非常の事態に際して、必要がある場合は対策本部を設置し、事態処理体制の強化を図る。

2. 情報の収集、伝達

災害に関する情報の収集及び伝達を次により実施する。

(1) 災害対策本部及び防災関係機関との連携を緊密に保持して、災害に関する情報の収集、交換を行う。

(2) 巡視船艇、又は海上保安官を災害地に派遣して情報を収集し所要の向きに伝達する。

(3) 民間からの災害情報は、対馬市及びその他関係機関に連絡する。

3. 警報等の伝達周知

船舶及び臨海諸施設等に対する警報等は、次により伝達する。

(1) 気象業務法による警報（地方海上警報、気象警報、高潮警報、波浪警報、津波警報）
巡視船艇による巡回通報等

(2) 航路障害物の発生、航路標識の異常等

ア 航行警報の発出

イ 水路通報により周知

4. 避難勧告・避難指示

船舶その他港湾施設等において避難を必要と認める場合は、関係機関及び港湾管理者と連絡し、避難勧告又は命令若しくは、所要の指示を行い、適当な港又は避泊地に避難せしめる。

5. 広報の実施

災害時においては、次により広報を行う。

- (1) 海事関係者に対しては、主として港湾の災害状況、航路障害物の状況及び海上保安庁の措置を警報の伝達方法に準じ周知徹底を図る。
- (2) 一般に対しては、民心の安定に重点をおき、災害、治安、応急措置の状況、防犯の指導、漂流物の取扱方法等について報道機関等を通じて行う。

6. 船舶、人命の救助

海上又は沿岸において遭難した人命、船舶、航空機等の救助、あるいは行方不明となった人命、船舶、航空機等の救助及び陸上災害により海上に流出した行方不明者等の捜索を実施する。

7. 海上交通の安全確保

海上交通の安全を確保するため、次の措置をとる。

- (1) 漂流物、沈没物、その他航路障害物があることを知った場合は、直ちに必要な応急措置をとると共に、その場所が港内又は、港の境界付近の時はその物件の所有者又は占有者に対し、除去を命じ、その他海域にあっては、除去の勧告を行う。
- (2) 水路が損壊し、又は水深に異常を生じたと思われる場合は、港湾管理者と連携し応急的な水路の検測及び警戒を行う。
- (3) 水路の損壊、沈没物等のため、船舶の航行に危険があると思われる場合は、港内における船舶交通の制限又は禁止を行う。
- (4) 航路標識が破損又は流出した場合はすみやかに復旧に努めるほか必要に応じ応急標識を設置する。

8. 緊急輸送の実施

災害救助関係要員、物資、資材等の海上緊急輸送を巡視船艇等により実施する。

9. 危険物の保安確保

危険物に対する保安については、関係機関と緊密な連絡をとり、必要に応じて次の措置をとる。

- (1) 海面に油、放射性物質等の危険物が流出した場合はその付近の警戒を厳重にすると共に、油の拡散防止、火災の発生防止、避難勧告に努め、港内における船舶交通の制限又は禁止を行いその他の海域においては、船舶進行の停止、航行経路の変更等の指導を行う。
- (2) 港内における危険物積載船舶に移動を命じ、又は航行の制限若しくは禁止を行う。
- (3) 特定港においては、船舶の危険物荷役の制限又は禁止を行う。

10. 治安の確保

治安を維持するため、巡視船艇を災害地に派遣し付近の警戒を強化すると共に、各種事犯の発生状況の実態把握に努め、関係法令違反の取締りを強化する。

11. 通信の確保

通信を確保するため、通信施設の保全に努めると共に関係機関と緊密な連絡をとり、次の措置をとるものとする。

- (1) 県知事、市長から災害に関する重要な通報の発信を依頼された場合は、すみやかに伝送する。
- (2) 防災活動を実施する場合において必要がある時は、職員を派遣し、又は携帯無線機を供用して、関係先との相互の通信確保に努める。

12. 法に基づく応急諸業務の実施

災害対策基本法に基づく、発見者からの通報と処理（第54条）物件等に対する事前措置（第59条）居住者等の立退の指示（第61条）警戒区域の設定及び立入制限、禁止、退去（法63条）物件等の応急使用、収用、除去（第64条）応急措置業務への従事命令（第65条）地元機関に対する応急措置実施の要請又は指示（第77条）応急物資の保管収用（第78条）に関する業務を実施する。

第16章 農林水産物災害応急対策計画

第1節 総 則

市は、災害から農林水産物被害を防止し、又は被害の軽減を図るため、農業団体等と連携して、速やかに必要な措置を講ずるものとする。

1. 農作物関係

(1) 水稻改植用苗の確保

水害等により、水稻の改植を必要とする場合が生じたときは、市長は、県に改植用苗の補給を要請するなど、水稻の再生産を確保するための措置を講ずるものとする。

(2) 病虫害防除対策

市は、県の指示により、病虫害防除班に防除を実施させるものとする。

(3) 防除器具の確保

市は、管内の防除器具を整備し、把握し、必要に応じて緊急防除の実施に際し、集中的に防除器具の使用ができるよう努めるものとする。

2. 畜産関係

災害時における家畜及び畜産関係の被害の拡大を防止するための応急対策として、次の措置を講ずるものとする。

(1) 家畜の防疫及び診療

災害時において発生する家畜の伝染性疾病に対処するため、被災地区の家畜及び畜舎等に対して、市は県及び関係団体等の協力を得て、必要な防疫を実施するものとする。

ア 死亡した家畜に対する措置

災害により死亡した家畜については、家畜の所有者又は管理者は、法令に基づく所定の火葬場若しくは死亡獣畜取扱場において、死体を焼却又は埋却するものとする。

イ 被害家畜及び被災畜舎等に対する措置

家畜の伝染性疾病の発生が予想される場合は、県に対し家畜防疫班及び消毒班の派遣を要請するものとする。

ウ 家畜に対する診療

市長は、災害時のため家畜が診療を正常に受けられないときは、県に対し家畜診療班の派遣を要請するものとする。

(2) 家畜の避難

飼育者は、浸水等により災害の発生が予想されるとき、又は発生したときは、家畜を安全な場所に避難させるものとする。

また、市は、必要があるときは避難場所の選定、避難の方法等について予め計画しておくものとする。

(3) 飼料の確保

災害等により飼料の確保が困難となったときは、市長は、県に対し飼料の供給を要請するものとする。

3. 林産関係

災害による林産物の被害の拡大を防止するための応急対策として、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 異常降雨に際しては、伐採木の流出を防ぐため、関係者はそれぞれ伐採木の早期搬出及び工場等に集積した木材のけい留を行うなどの措置を講ずるものとする。
- (2) 台風等による立木の倒壊があった場合は、早急にこれを林地外に搬出し、整理して病虫害発生の予防措置をとるよう関係者に徹底するものとする。

4. 水産関係

漁業協同組合は、関係機関と連絡を密にし、災害情報の的確な収集・把握に努めると共に、漁具及び漁船等漁業施設の被害拡大の防止を図るものとする。

第17章 公共土木施設災害応急対策計画

第1節 総 則

道路、海岸、港湾、漁港、河川、放送施設等の公共土木施設は、災害により被害を受けた場合、大きな混乱を招くほか、各種の応急対策上大きな障害となるので、市は、これらの施設管理者及び関係機関と密接な連携をとり応急措置を講ずると共に、早期の復旧に努めるものとする。

1. 道路施設

(1) 応急措置

道路管理者は、被災した道路の橋梁、トンネル、法面、路面等について被害状況を迅速に調査、把握し、緊急時の道路交通の確保を図るため、車両の通行制限又は禁止の措置若しくは迂回路の選定等の対策を講じ、住民の安全の確保に努めるものとする。

(2) 応急復旧

被災した道路等が、食料、物資、復旧資材の運搬等に重要な緊急輸送道路ネットワーク等の路線で緊急に交通を確保しなければならないものについては、応急工事を施工する。

(3) 道路交通に支障となる物件

緊急に交通を確保しなければならない道路に通行の支障となる物件がある場合は、対馬南警察署、対馬北警察署の立会を求め、直ちに撤去するものとする。

2. 海岸、港湾、漁港、河川等

(1) 応急措置

市及び対馬海上保安部は、台風情報等の気象情報の伝達を受けた場合、市地域防災計画等に定めるところにより速やかに関係機関、船舶等に伝達し、避難措置等の広報を行うものとする。また、施設管理者は、水防計画に基づき、河川堤防等の河川管理施設、海岸保全施設、砂防施設、港湾・漁港等の水域施設、外郭施設、係留施設等の巡視を行い、危険箇所の点検等を行うものとする。

(2) 応急復旧

施設の管理者、対馬海上保安部等は、被害状況の調査を実施し、次の応急対策を実施すると共に、必要に応じて航行規制等の処置をとるものとする。

ア 港内等における航路標識の復旧、水路の検測・警戒等の実施

イ 緊急海上輸送の支援

ウ 水防上危険であると思われる個所の水防活動の実施

また、必要に応じて土木建築業者の協力を得る。

3. 放送施設

(1) 応急措置

テレビ、ラジオ等の放送事業者は、放送機器の障害等により放送が不可能となった場合、直ちに機器の応急仮設等必要な措置を講じ、放送の継続に努めるものとする。

(2) 応急復旧

テレビ、ラジオ等の放送事業者は、被災した設備、施設等について設備変更などにより復旧対策を講じ、速やかに応急復旧を図るものとする。

4. 公園緑地

(1) 応急措置

公園管理者等は、災害が発生したときは、施設の点検、応急措置を行い、二次災害の防止に努めるものとする。

(2) 応急復旧

避難地、避難路となる公園においては、救援避難活動が円滑に実施できるよう速やかに応急復旧を行うものとする。

5. 農地、農業用施設

(1) 応急措置

水路、ため池等の農業用施設等が被災した場合は、その施設管理者は、被災状況に応じて必要な措置を講じ、二次災害の防止を図ると共に、必要に応じて住民に広報するものとする。

(2) 応急復旧

農業用施設の被災状況を調査し、早期復旧に努めるものとする。

第18章 空港災害対応対策計画

第1節 総 則

空港及びその周辺における航空機事故並びに、空港における災害緊急事態の発生に際し、消火及び捜索救難活動を迅速かつ的確に実施する。

1. 航空機災害対策本部の設置

県は、長崎県営対馬空港及びその周辺における航空機の事故による災害に関し、迅速的な消防救難事業を行い、もって人命と財産の保護等の連絡調整を図るため、対馬振興局及び対馬空港管理事務所内に、それぞれ航空機災害対策本部及び同現地対策本部を設置する。

2. 事故処理要領

県は、事故処理の実施にあたっては、「長崎県県営空港航空機災害等対策要綱」に基づいて処理する。

3. 関係機関及び業務分担

関係機関は、上記2の事故処理要領に基づくが、おおむね次の機関で構成する。

- (1) 大阪航空局福岡空港事務所→事故処理に必要な業務
- (2) 福岡航空地方気象台対馬航空気象観測所→事故処理に必要な業務
- (3) 長崎県警察本部→警備並びに事故処理に必要な業務
- (4) 対馬南警察署、対馬北警察署→警備並びに事故処理に必要な業務
- (5) 対馬海上保安部→海上における捜索救難並びに事故処理に必要な業務
- (6) 陸上自衛隊対馬警備隊→事故処理に必要な業務
- (7) 海上自衛隊対馬防備隊→事故処理に必要な業務
- (8) 航空自衛隊第19警戒隊→事故処理に必要な業務
- (9) 対馬保健所→負傷者の収容並びに手当に関する業務
- (10) 対馬市医師会→負傷者の収容並びに手当に関する業務
- (11) 対馬市歯科医師会→被災者への口腔ケア、歯科治療及び個人識別に関する業務
- (12) 対馬市消防本部→消火救難に必要な業務
- (13) 関係各市→事故処理に必要な業務
- (14) 対馬空港ターミナルビル(株)→事故処理に必要な業務
- (15) 航空会社→事故処理に必要な業務
- (16) 九州電力送配電株式会社→事故処理に必要な業務
- (17) 電気設備会社→事故処理に必要な業務
- (18) NTT西日本株式会社→電話回線の措置

第19章 漂流油による沿岸汚染対策計画

第1節 総 則

船舶からの不法投棄、船舶の遭難、衝突等により、排出された漂流油による沿岸汚染に対しては、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に定められているが、汚染による被害を未然に防止するため、海上保安部、県、市が一体となって、緊急に防止又は防除するなど、汚染対策として措置しなければならない事項を次のとおり定める。

1. 海上保安部の措置すべき事項

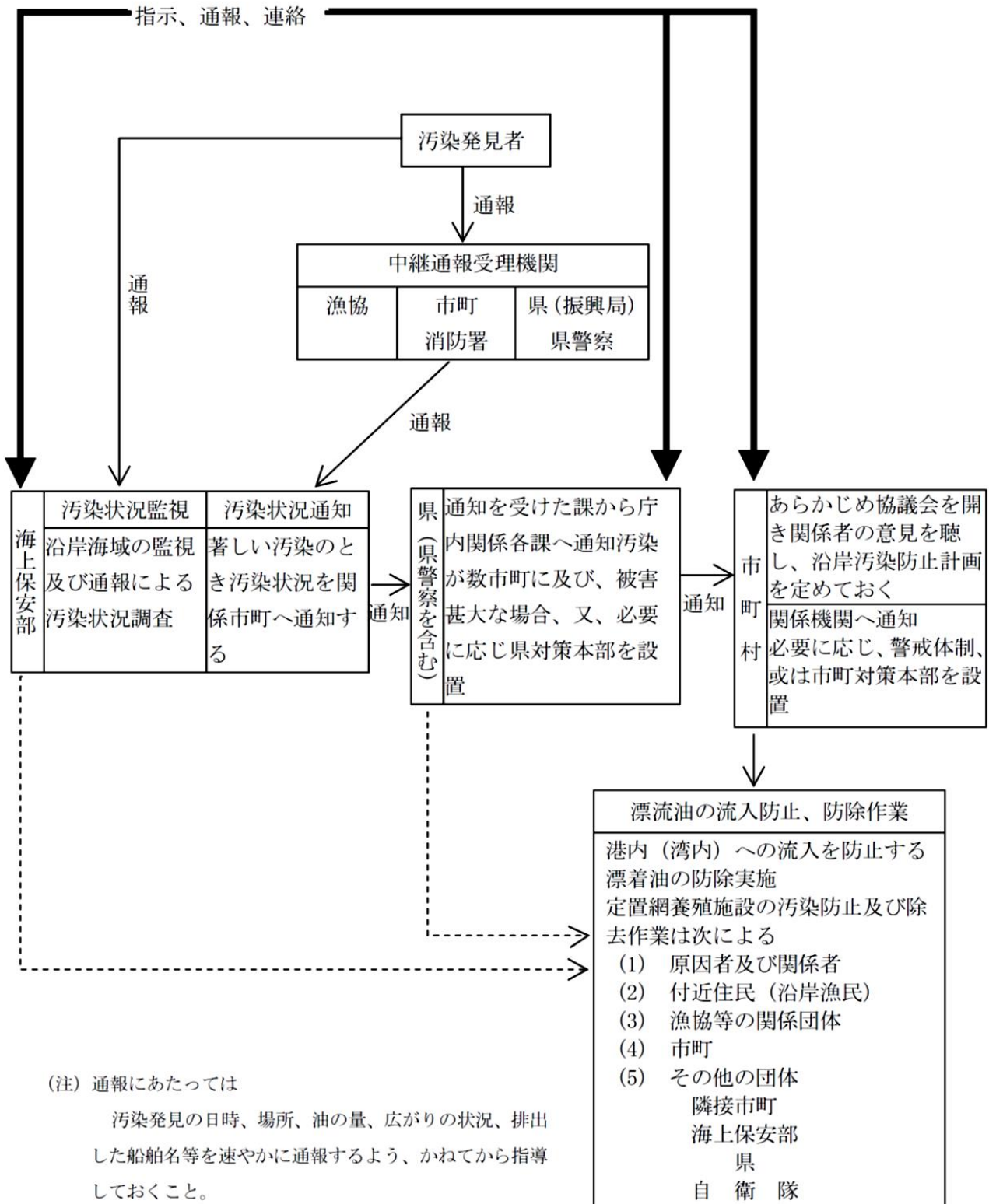
市の行政区域内に担任水域を有する対馬海上保安部は、自己の担任水域において次の事項を実施する。

- (1) 海洋汚染の監視取締り
- (2) 関係者からの通報の受理、流出油の調査及び長崎県知事への通知
- (3) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第39条に定める防除措置義務者に対する措置命令及び指導
- (4) 遭難船舶の損壊個所の応急修理及び瀬取り作業の指導
- (5) 遭難船の移動、船固め等の指導
- (6) 船舶の航行の制限、禁止、航行船舶の火気使用禁止の指導、在港船舶に対する移動命令及び指導
- (7) 油の拡散防止、回収、処理作業の指導
- (8) 緊急に防除措置を講ずる必要があると認められる場合は、オイルフェンスの展張による拡散防止、処理剤、吸着材による油の処理
- (9) 海上保安庁長官の行う、船舶、海洋施設の破壊、排出された油の焼却等非常財産処分の実施

2. 市における漂流油等の沿岸汚染対策指導要領

(1) 漂流油等による沿岸汚染状況の通報、連絡等について

汚染発見者の通報及び各関係機関相互の指示、通報、連絡等の系統図は、次のとおりとする。



(2) 市沿岸汚染対策要綱の制定

長崎県沿岸汚染対策要綱に準じて、市沿岸汚染対策要綱を定めるものとする。

(3) 措置すべき事項

次の各号を検討し、措置すべき事項を定めるものとする。

- ア 沿岸住民に対する、汚染関係情報の周知及び広報
- イ 資機材の整備、保管
- ウ 漂流油等の沿岸汚染防止計画の策定
- エ 漂流油の港内等への流入の防止及び漂着油防除等の応急対策の実施
- オ 関係機関への応援及び協力
- カ 県及びその他の機関への汚染に係る必要な検査の依頼
- キ 漂流油等の防除に要した経費及び損失補償要求などの資料作成並びに関係者の指導
- ク その他必要な事項

(4) 漂流油等の沿岸汚染防止計画の策定

海岸汚染防止計画は、市沿岸汚染対策協議会を設置し、関係者の意見を聴取して、次の事項について検討し、策定するものとする

ア 漂流油等の流入防止

海上保安部から漂流油等の通報を受け、又は自ら発見したときは、港内、湾内、定置網、養殖施設等への流入を防止するため警戒体制に入り、何時でも流入防止対策が講じられるよう措置すると共に、必要に応じ、市対策本部を設置するものとする。

イ 漂流油等の防除

前項の、港内等への流入を防止することができない場合又は、防止のいとまがなく、港内等へ流入し、漂流、漂着した場合には、時間の経過、或いは、気温の上昇により、汚染範囲が拡大し、作業が困難となるので、直ちに拡散防止に努めると共に防除作業を行うものとする。

防除作業の基準は、次の要領で実施する。

- (ア) 定置網、養殖施設等に附着した油の防除、清掃等は、原則として当該経営者が行うものとする。
- (イ) 部分的に、少量の漂流油等の防除は、関係者が自主的に行うものとする。
- (ウ) 関係者だけで防除、清掃が困難と認められる場合には、市で実施し、大量にて時期を失すると、二次汚染の恐れがあり、市単独にては、困難と認められる場合には、隣接市町の応援を求める等の協議を予めしておくものとする。

第20章 県防災ヘリコプターによる災害 応急対策計画

第1節 総 則

災害時においては、道路の通行が困難となることが予想されることから、被災状況に関する情報収集、救助活動、負傷者の救急搬送、緊急輸送物資の輸送、人員の搬送等の緊急の応急対策については、防災ヘリコプターを広域的かつ機動的に活用する。

1. 防災ヘリコプターの活動内容

防災ヘリコプターは、次に掲げる活動で、ヘリコプターの特性を充分活用することができ、かつ、その必要性が認められる場合に県に運行を要請する。

(1) 災害応急対策活動

ア 被災状況等の偵察、情報収集活動

災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で広範囲にわたる偵察、情報収集活動を行う必要があると認められる場合

イ 救援物資、人員、資機材等の搬送

災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に緊急に救援物資、人員資機材等を搬送する必要があると認められる場合

ウ その他

災害応急対策上、特にヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

(2) 救急活動

ア 交通遠隔地からの傷病者搬送

離島、山村等の交通遠隔地から真に生命が危険な傷病者の搬送を緊急に行う必要がある場合で、他に搬送の手段がなく、かつ、原則として医師が搭乗できる場合

イ その他

救急活動上、特にヘリコプターによる活動が有効と認められ、かつ、医師等の専門知識を有する者が搭乗できる場合

(3) 救助活動

ア 高層ビル等火災における救助

イ 水難事故及び山岳遭難等における捜索・救助

ウ その他

救助活動上、特にヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

(4) 火災防御活動

ア 偵察、情報収集活動

イ 林野火災における空中消火

地上における消火活動では、消火が困難であり、ヘリコプターによる消火の必要があると認められる場合

ウ 資機材等の搬送

大規模林野火災等において、他に人員、資機材等の搬送手段がない場合又は、ヘリコプターによる搬送が有効と認められる場合

エ その他

火災防衛活動上、特にヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

(5) 広域航空消防防災活動

広域航空消防活動上、特にヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

2. 運航基準

県防災ヘリコプターの運航については、航空法関連法令に定めるもののほか、「長崎県防災ヘリコプター運航管理要綱」及び「長崎県防災ヘリコプター緊急運航要領」の定めるところによる。

3. 応援要請

市から県（危機管理課）に対する要請は、「長崎県防災ヘリコプター緊急運行要領」に従い、電話等により県防災計画で定める下記様式の必要項目を明らかにして行うと共に、速やかに文書により防災航空隊緊急出動要請書を提出する。

- | | |
|------------------------------|-----|
| (1) 災害発生等に伴う航空機災害派遣要請（様式1号） | 口頭用 |
| (2) 救急活動に伴う航空機災害派遣要請（様式第2号） | 口頭用 |
| (3) 災害発生等に伴う航空機災害派遣要請書（様式3号） | 文書用 |
| (4) 救急活動に伴う航空機災害派遣要請書（様式4号） | 文書用 |

第21章 自発的支援の受け入れ

第1節 総 則

大規模災害の発生の際には、国内外からの善意の支援申し入れが寄せられるが、県、市においては適切に対応する。

1. ボランティアに係る対策

(1) ボランティアセンターの設置・運営

ア 長崎県社会福祉協議会、対馬市社会福祉協議会は、被災状況を確認のうえ、必要に応じて、災害時のボランティア活動の拠点として、「長崎県災害救援ボランティア活動マニュアル（平成27年3月）」を活用し、それぞれボランティアセンターを設置・運営する。

イ 県、市は、長崎県社会福祉協議会及び対馬市社会福祉協議会と連携して、ボランティアによる支援活動を実施する。

(2) ボランティアの受け入れ

災害時のボランティア活動については、「長崎県災害救援ボランティア活動マニュアル（平成27年3月）」に基づくものとする。

ア 災害発生後、各地からのボランティアの問い合わせについては（医療・看護等専門的な技術を要するボランティアを除き）、対馬市社会福祉協議会及び対馬市災害対策本部福祉保健対策部へ連絡する。

イ 庁内の災害ボランティアに関する総合窓口である福祉保健対策部は、ボランティア活動の円滑な実施が図れるよう、対馬市社会福祉協議会に適正な情報提供を行うほか、物品やボランティアの活動拠点の提供・斡旋などボランティア活動の状況に応じた必要な支援に努める。

(3) ボランティア活動の内容

災害時に行う主なボランティア活動の内容は、以下のとおりである。

- ア 安否確認（要配慮者等）
- イ 避難誘導
- ウ 情報の収集・提供
- エ 行政機関との連絡調整等
- オ 炊き出し
- カ 物資運搬
- キ 救援物資の集配
- ク ボランティアセンターの運営協力

(4) 海外からの支援受け入れ

国の関係省庁と協議のうえ、支援を受け入れる。また、支援を受け入れない場合は、速やかに関係省庁に対し、通報する。

第4編 災害復旧計画

災害復旧計画は、災害発生後被災した各施設の原形復旧にあわせて、改良工事を図り、将来の災害に備える事業の対策について計画し、社会公共の福祉の増進に資することを目的としている。

第1章 災害復旧事業の促進

第1節 公共土木施設災害復旧事業計画

1. 河川公共土木施設復旧計画

長期に亘る豪雨又は異常集中豪雨等による洪水、氾濫の為に河川護岸の決壊、溢流、或いは、堤防の破堤等の被害をうけ、付近の住家、耕地、その他に災害を蒙った場合は、遅滞なく災害を最小限に止めるべく、応急復旧対策を講ずるが、その後の復旧事業を行う。

2. 海岸公共土木施設復旧計画

3. 漁港公共土木施設事業復旧計画

台風あるいは高潮、津波等により、海岸堤防や護岸が決壊し、又浸蝕により内陸部の公共施設、特に道路、公共建物又は住家、耕地等に甚大な被害をうけた場合は、災害対策本部の指示のもとに遅滞なく被害を最小限に止めるよう、応急対策を講ずるが、その後の全面的復旧に向け、復旧事業を行う。

4. 砂防施設事業復旧計画

砂防施設の災害復旧計画も、一般公共土木施設の復旧計画と全く同一にして、主管省の査定を待ち、国庫補助として4ヵ年計画にて復旧する事となる。県単独費による復旧は事例がなく、今後共維持に限定され、原則として公共査定を受ける事となる。

5. 道路公共土木施設事業復旧計画

道路、橋梁等の公共土木施設の災害復旧については、「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」に基づき、主管省の査定を受け、その緊急度に応じて、3ヶ年で復旧するよう計画をたてる事になっている。また、1件復旧費の額が県にあっては26万円以上120万円未満、市にあっては13万円以上60万円未満の箇所は単独災害として復旧することとなる。

6. 林地荒廃防止施設事業復旧計画

林地荒廃防止施設の災害復旧については、一般公共土木施設の復旧計画と同じで、主管省の査定を受け、その緊急度に応じて被災年度含めて3ヶ年で復旧するよう、計画をたてることとなっている。

第2節 農林水産業施設災害復旧事業計画

災害復旧事業の実施に当たっては、第1節「公共土木施設災害復旧事業計画」に準じて施行するものとする。なお、復旧事業は一般的には市、土地改良区、農業協同組合、漁業協同組合及び森林組合等によって施行されるので、当該災害復旧事業の推進については、随時適切な技術職員の配置と指導により早期復旧を期する。

第3節 市街地災害復旧事業計画

市街地施設災害復旧事業については、市街地区域内における街路、公園、上水道、市街地施設等の災害、又は市街地の堆積土砂による災害等直接住民と密接な関係があるもので、早期復旧を図る。

第4節 住宅災害復旧事業計画

公営住宅の災害復旧については、国民生活の安定のため、迅速適切な復旧計画により、公営住宅、共同施設の建設、又はこれらの補修を図るものとする。

第5節 公立文教施設災害復旧事業計画

公立学校施設の災害は、児童生徒の生命保護並びに正常な教育実施の観点から、査定を早急に実施し、迅速かつ適切な復旧を促進するものとする。

1. 再度災害防止のため、災害原因を検討し、できる限り鉄筋コンクリート造り、鉄骨造等による不燃堅牢構造化に努めると共に、必要がある場合は、災害防止施設を整備する。
2. 災害防止上必要がある場合は、設置箇所の移転等についても考慮する。

第6節 社会福祉及び児童福祉施設災害復旧事業計画

社会福祉及び児童福祉施設の復旧については、施設の性格上緊急復旧を要するので、国、県の補助金及び社会福祉事業振興会の融資を促進し、早急に復旧を図る。

この場合、施設設置場所の選定に当たっては、再度災害の恐れのない適地の選定及び構造等に留意する。

第7節 公立医療施設災害復旧事業計画

公立医療施設の災害復旧に当たっては、住民の健康な生活及び公衆衛生の向上、増進に寄与するため迅速適切な復旧計画により早期復旧の促進に努める。

第8節 公用財産災害復旧事業計画

公用財産施設の災害復旧に当たっては、行政的、社会的影響の重要性、あるいは災害の程度等を勘案し、早期復旧の促進を図る。

第9節 上水道災害復旧事業計画

上水道の災害復旧に当たっては、住民の日常生活と密接な関係にあるので、飲料水の給水対策と相俟って早期に復旧を図るものとする。(水道法)

漁業集落排水、浄化槽の復旧にあたっては、住民の日常生活と密接な関係があるので生活排水の排水対策と相俟って復旧を図るものとする。

第2章 災害復旧事業に対する財政援助 並びに資金計画

第1節 法律等による一部負担又は補助等

災害に対し、法律又は予算の範囲内において、国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる財政措置は次のとおりである。

1. 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
2. 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
3. 公営住宅法
4. 土地区画整理法
5. 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
6. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
7. 予防接種法
8. 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
9. 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業事務取扱方針について
(昭和 37. 8. 14 建設省都市局長通達)
10. 生活保護法
11. 児童福祉法
12. 障害者自立支援法
13. 売春防止法
14. 老人福祉法
15. 水道法
16. 下水道法
17. 災害救助法
18. 堆積土砂排除事業
19. 開拓者等の施設整備事業
20. 簡易水道整備事業
21. 災害廃棄物処理事業
22. 廃棄物処理施設災害復旧事業
23. 火葬場整備事業
24. 公的医療機関整備事業

第2節 市の資金計画

災害復旧についての資金の需要を迅速に把握し、適切効果的な資金の融通調達を行うための、調査融通調達等を講ずる。

1. 市の資金計画

(1) 地方債（地方自治法、地方財政法）

ア 歳入欠陥債、災害対策債（災害対策基本法、激じん災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律）

イ 災害復旧事業費

(ア) 補助災害復旧事業債

- ・現年発生補助災害復旧事業債
- ・過年発生補助災害復旧事業債

(イ) 単独災害復旧事業債

- ・現年発生単独災害復旧事業債
- ・過年発生単独災害復旧事業債
- ・小災害復旧事業債

(ウ) 公営企業等災害復旧事業債

(2) 交付税（地方交付税法）

ア 普通交付税

イ 特別交付税

(3) 一時借入金

災害応急融資

2. 市の融資計画に対する福岡財務支局の措置

(1) 必要資金の調査

(2) 応急資金の融通

第3節 住宅災害の復旧対策等に関する計画

1. 住宅災害についての情報収集

(1) 住宅災害速報の提出

被害状況を適格に把握し、住宅の災害対策の万全を期するため、被害状況のいかんにかかわらず、災害により住宅に被害が発生した場合は直ちに県（住宅課）に住宅災害報告書を提出する。

2. 住宅災害の復旧対策

- (1) 公営住宅法による災害公営住宅の建設
- (2) 住宅金融公庫法による災害復興住宅の建設、補修及び一般個人住宅の災害特別貸付制度の活用についての指導あつせん
- (3) 公営住宅法による既設公営住宅の復旧（再建設と補修）

3. 前項（1）及び（2）が適用される災害の範囲

- (1) 災害により滅失した住家の戸数が被災地全域で500戸以上又は1市町村の区域内で200戸以上、もしくはその区域内の住宅戸数の1割以上であるとき。
- (2) 火災により滅失した住宅の戸数が被災地全域で200戸以上又は1市町村の区域内の住宅の戸数の1割以上であるとき。
(注) 災害により住宅に被害を受けた者（被災戸数1戸でもよい）については、住宅金融公庫法による一般個人住宅の災害特別貸付制度が適用される。

4. 災害公営住宅の建設

- (1) 事業主体
一般的には市が実施する。
- (2) 国庫補助
災害により滅失した住宅戸数の3割に相当する戸数以下の公営住宅を建設する場合、その工事費の2/3

第4節 生活必需物資、復旧用資器材の確保に関する計画

被災地における民生の安定を図り、業務運営の正常化を早急に実現するため生活必需品、災害復旧資材の適正な価格による円滑な供給を確保するため、関係機関と密接な連絡協調のもとに物資の優先輸送の確保に必要な措置、その他適切な措置を講ずる。

1. 生活必需物資の確保

被災地の販売機構等の混乱に加えて需要、供給の不均衡により物価の高騰の防止を図るため、状況に応じ必需物資の確保を需要供給の調整につとめ、民生の安定を図る。

2. 復旧用資器材の確保

被災地の需要を充たし、物価、民生の安定を図るため関係機関と協力して、復旧用資器材の確保に努める。